

町内遺跡調査報告書

○開発等に伴う町内遺跡調査報告書



○調査

中川祐二

橋口剛士 越知睦和 岩見恭平

○編集

橋口剛士

嘉島町教育委員会

2022

序

これまで町内の発掘調査は、現在町が進めている嘉島東部台地（ゆうすいの杜）を除いてあまり件数はなかったのですが、平成28年熊本地震を境に急増しました。

これに伴い、開発に先立つ予備調査により蓄積された多くの情報から当町における埋蔵文化財の様子が断片的にでも明らかとなりつつあります。

地震から5年を経た今、一つの区切りとしてこれまでの成果を報告するものであります。

調査にあたり多くの方のご助力に対し、感謝を申し上げるとともにこれらの成果を含め、町の文化財に対する理解が進むことを祈念します。

2022年3月

嘉島町教育委員会 教育長 高野 隆

例　　言

- 1 本書は、開発に先立って実施された予備調査の報告書である。
- 2 本遺跡の調査は、嘉島町教育委員会が主体となり、社会教育課が調査を担当した。
- 3 資料の整理は、嘉島町文化財センターで実施した。出土資料及び記録は、嘉島町文化財センター及び上島倉庫に保管されている。
- 4 発掘調査時の写真は、橋口剛士が撮影した。
- 5 本書の執筆・編集は橋口が行った。
- 6 土層及び土器胎土の色調を示す際には、農林水産省農林水産技術会議事務局監修『新版 標準土色帖』を使用した。

作業において下記の方々に尽力いただいた。

○整理作業（敬称略）

嵐英隆　土田みどり　結城あけみ　前田和子　田中裕子　平川恵里子　緒方聰美
山田由美　岩下恵美子　吉田和子　森嶋ユリコ　石田敦子　溜瀬俊子　高田由美
椎葉一代　岩野一子　大川好美　塩田喜美子　高田清香　宮守富子　山内洋子
永田清美

目 次

第1章 調査の経緯と体制	1
第1節 調査に至る要因及び推移	1
第2節 調査の体制	4
第2章 調査の経過	5
第3章 調査の成果	10
第1節 1 - 加勢川流域条里跡	10
第2節 5 - 矢形川流域条里跡	36
第3節 12 - 上官塚遺跡	63
第4節 13 - カキワラ遺跡	66
第5節 16 - 井寺遺跡	62
第6節 18 - 西光寺遺跡	83
第7節 22 - 下六嘉遺跡群	91
第8節 32 - 石塚遺跡	99
第9節 41 - 大羅遺跡	103
第10節 嘉島東部台地土地区画整理事業に係る予備調査	105
第4章 総括	129
第1節 町内遺跡調査結果と傾向	129

第1章

調査の経緯と体制

第1節 調査に至る要因及び推移

1 調査の要因

(1) 調査の原因

当町における調査の主立った原因としては①住宅・店舗建設、②道路敷設、③土地区画整理、④その他開発であり、調査件数としては①～④の順に多い。

また、届出に伴うものではなく工事中に不時発見された壟棺や石棺等の調査も数例見られる。

(2) 調査の記録

平成27年度までは、事業に先立つ遺跡地図の照会が記録として残されていない上、調査が実施された可能性があるものについてもその結果を示すものが存在しない。

背景としては法93条の届出があった場合多くが立会調査として処理されており、その記録が残されていないことがある。平成26年度前後で立会と位置づけるための根拠を求められるようになり、予備調査を事業地に対して行うことになったようである。

筆者が着任した平成28年度以降は照会票による照会等事前協議記録の保存及び予備調査の報告書作成を行うようにしており、統計等に反映できるようになった。ちょうどその年度始めに平成28年熊本地震が発生し、町内の家屋に大きな被害をもたらしたこと（第3図）から、飛躍的な照会件数の増加であった（第1図）。

また、届出の進捗に際し文書に添付する資料として予備調査報告書を作成することとし、箇所によっては予備調査を行わず慎重工事と判断した場合の根拠資料としても利用できるようにした。

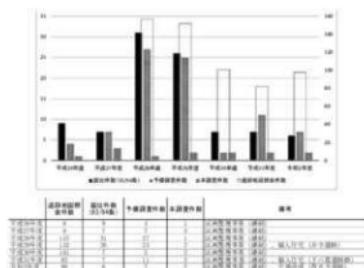
2 届出・調査件数の推移

文書保存年限が切れていることから平成26年度より前の届出件数を示す資料は存在しない。また、包蔵地の照会についても平成28年度から文書による記録を取るようになったためそれ以前の資料は存在しない。

届出について、平成28年に件数が急増している（31件）のは、平成28年熊本地震の影響によるものであり、前年度の4倍に上る。翌29年度（26件）までは復興関連によるものがほとんどである。平成30年度に至っては地震前の状態に戻っており、翌31年度・令和2年度でも同程度であることからおよそ地震関連の埋蔵文化財調査は収束したと言えそうである。

一方で、平成31年度を境に地震後更地化した土地とその周囲を含めての開発行為が増加してきつつあり、特にその傾向が下六嘉地区で顕著である。

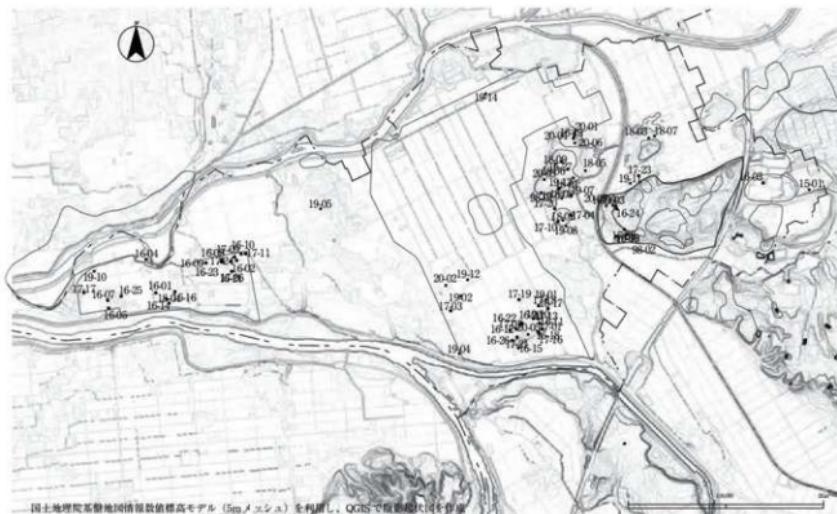
本調査件数については例年2件程度で推移しているが、これは熊本地震以前から継続して行っている土地区画整理事業に伴う本調査が現在に至るまで行われているためであり、地震に関連する調査としては平成29年度（1件）、平成31年度（1件）に限られる。



第1図 届出件数等の推移

第2図 町内道路地図（現況）





国土地理院基盤地図情報数値標高モデル（5mメッシュ）を利用し、QGISで複数回に亘り作成

第3図 実施された予備調査箇所図（～2020年度）



第4図 平成28年熊本地震による被害家屋分布図

第2節 調査の体制

【調査】

調査は嘉島町教育委員会が行っている。体制については下記のとおりであるが、平成10年に実施された調査については記録が残っていないため体制は不明である。

・平成26年度

調査主体 嘉島町教育委員会
調査責任者 工藤和之（教育長）
調査事務局 藤瀬伸二（社会教育課長）
増永貴士（社会教育係長）
調査担当 中川祐二（社会教育課 参事）

・平成27年度

調査主体 嘉島町教育委員会
調査責任者 工藤和之（教育長）
調査事務局 石井誠志（社会教育課長）
増永貴士（社会教育係長）
調査担当 中川祐二（社会教育課 参事）

・平成28～29年度

調査主体 嘉島町教育委員会
調査責任者 工藤和之・高野隆（教育長）
調査事務局 西郡豊孝（社会教育課長）
増永貴士（社会教育係長）
調査担当 橋口剛士（社会教育課 技師）

・平成30年度

調査主体 嘉島町教育委員会
調査責任者 高野隆（教育長）
調査事務局 西郡豊孝（社会教育課長）
増永貴士（社会教育係長）
調査担当 橋口剛士（社会教育課 技師）
越知睦和（〃、佐賀県から派遣）

・平成31（令和元）年度

調査主体 嘉島町教育委員会
調査責任者 高野隆（教育長）
調査事務局 増永貴士（社会教育課長）
園田ひろみ（社会教育係長）

調査担当 橋口剛士（社会教育課 技師）
塙見恭平（〃、佐賀県から派遣）

・令和2年度

調査主体 嘉島町教育委員会
調査責任者 高野隆（教育長）
調査事務局 増永貴士（社会教育課長）
園田ひろみ（社会教育係長）
水政みゆき（会計年度任用職員）
調査担当 橋口剛士（社会教育課 技師）

【報告書作成】

・令和3年度

調査主体 嘉島町教育委員会
調査責任者 高野隆（教育長）
調査事務局 増永貴士（社会教育課長）
園田ひろみ（社会教育係長）
古城史雄（会計年度任用職員）
水政みゆき（会計年度任用職員）
調査担当 橋口剛士（社会教育課 技師）

第2章

調査の経過

1 平成28年熊本地震と予備調査の経過

平成27年度以前については、ほとんどの場合詳細についての資料がないため不明である。

奇しくも記録を残し始めた平成28年度に熊本地震が起き、これから現在に至るまでの5年間で膨大なデータを蓄積してきた。この間における調査の経過について下記に記す。

(1) 地震直後～1年くらいまでの様子

熊本地震を契機に調査件数が飛躍的に増加したのは前章で述べたとおりである。年度ごとにその位置を見ていくと、地震直後である平成28(2016)年度は町の西部及び中央部において件数が多い。(第6回)これは住家よりも隣接する納屋が古い構造のものが多く、地震によって倒壊したため農機具が地震後野ざらしになっており、倉庫の建設が同年の夏場以降急増したためである。日程的に余裕がなく件数も多かったため日に4～5箇所掘って回った覚えがある。ただ倉庫の施工業者に限りがあるためか、施工のタイミングに波があったためどうにか1人体制で乗り切れた感がある。

一方、家屋については被害調査が地震直後から進められてはいたが、公費解体を受けるための罹災証明発行までに一定程度時間を要したため、地震後即座に家屋を解体して再建するという動きはそれほどでもなかった。ただし、宅建業者による遺跡地図の照会件数はかなりの数に及んだ。

(2) 地震から2年目の様子

罹災証明を受け公費解体が進んでいく中、家屋再建に向けての動きが活発化はじめたためか遺跡地図の照会件数は前年度とほぼ同程度となった。

調査箇所については家屋被害が多かった地域に集中する傾向にあるが、前年度の調査データ

により予備調査を行わず慎重工事として進捗するケースも増えてきている。ただ一方で平成27年度以前のデータがほぼ皆無であることから判断基準の蓄積を目的として緩和措置が適用されている状況下にあっても、なるべく予備調査を実施するようになっていた。

(3) 復興事業の落ち着き

地震から3年目となる平成30年度あたりから照会件数は鈍化し、それに伴って届出件数は減少傾向にあった。その一方で地震被害が比較的小ない町内東部地区における開発計画が増加傾向になった。

遺跡地図を見るとわかるが東部地区は遺跡が多く、町が進める土地区画整理事業でも多くの遺物や遺構が確認されるような所である。

幸か不幸かそうした地域にあっても遺構や遺物が確認されない場所であったりと本調査に至るケースはわずかであったのが少人数体制で臨まないといけない現状ではせめてもの救いであった。

ただ、やはり出るところでは出るもので、確認深度が工事予定深度よりも50cm以上下で出る場合もあり遺跡はある程度存在することを再認識させられたものである。そういう中、下六嘉丘陵の頂部付近で住宅を建てる計画に基づいて予備調査を行った結果、工事による滅失を免れ得ない深度で大量の遺物と遺構を確認し、本調査へとながったケースもあった(嘉島町教育委員会 2021)。

(4) 復興事業の完了と新興事業

平成31年度に入ると被害が大きかった地域を中心として災害公営住宅が町内各地で完成し、入居が始まったことでおよそ公共の復興事業は一定の完了を見せた。宅地の工事も落ち着いてきた一方で、地震によって更地になった土

地を売買し新たに住宅を建てるというケースが増加してきた。特に地震被害が少なかった下六嘉丘陵にその傾向が強く見られる。

先述の下六嘉遺跡群 1901 地点での例もあり下六嘉丘陵での予備調査は毎回冷や汗ものである。

2 調査個所の分布と傾向

(1) 予備調査の実施地点の分布

これまでに実施された箇所を振り返ってみると、地震直後からしばらくの間はやはり地震被害（特に家屋）の多かった地域に集中しており、その後は町の東部での件数が増加する傾向にある。

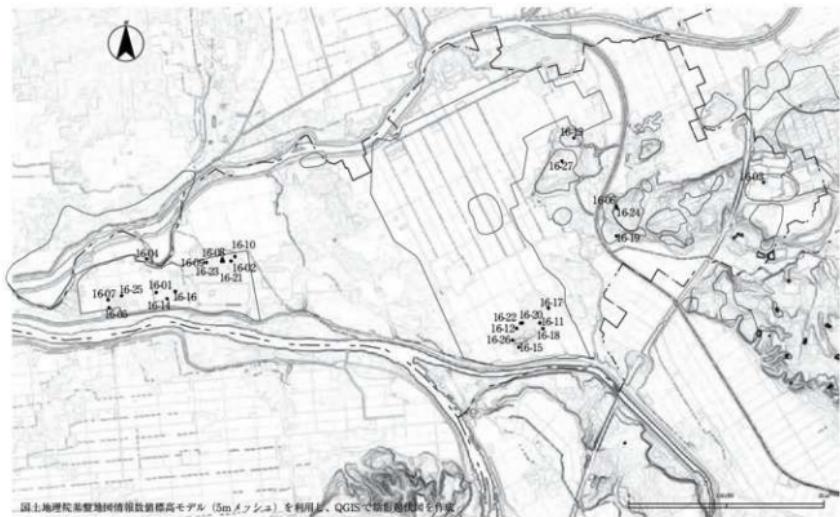
(2) 調査の原因とその傾向

ある程度地震で被害を受けた家屋の建て直しが進むとともに解体により更地になった後所有者が変わり新たに住宅が建設されたり、複数の地番をまとめて開発し、分譲地とするケースが増えてきた印象がある。特に宅地分譲に伴う開発は全町的に計画がなされ包蔵地外であったり都市計画区域外の部分ではその進行が顕著である。

地震前における宅地開発の中心は、町の西側、特に国道 445 号線（通称：浜線バイパス）沿いの鮫・上島周辺に集中していたが、近年では町の東部、特に上六嘉・下六嘉での伸びが大きい。特に下六嘉では下六嘉丘陵上における開発件数の増加が注意される。



第5図 平成 27（2015）年度以前に実施された予備調査箇所図



第6図 平成 28（2016）年度実施予備調査箇所図



第7図 平成 29（2017）年度実施予備調査箇所図



第8図 平成 30（2018）年度実施予備調査箇所図



第9図 平成 31（令和元、2019）年度実施予備調査箇所図



第10図 令和 2（2020）年度実施予備調査箇所図

第3章

調査の成果

成果報告のあり方について

複数年度にわたる町内全体の遺跡に係る予備調査（試掘・確認）の成果を掲載するにあたって、報告の方法について下記に示しておく。

- ・報告は、調査が実施された各遺跡単位で年度順に行う。
- ・報告の順序は、遺跡番号（熊本県遺跡地図掲載の番号）の順とする。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接する土地に係る試掘調査については、最寄りの遺跡の中で扱う。
- ・その際、調査番号に試掘と確認調査の別を設けるため試掘に関しては（試）を調査番号の後ろに付け、何も記載がない場合は確認調査を指すものとする。
- ・位置図については、地番のほか調査対象範囲の中心を示す点に度分秒標記で座標を示す（秒の小数点以下標記は4桁までとする）。また、付近の河川は昭和に至って付け替え等で大きく変化しており、旧地形を示すために昭和六年 旧版 50,000 の 1 地図の上に現在の道路及び河川、住宅（国土地理院基盤地図情報）を QGIS 上でオーバーレイ表示させたものをベース地図とする。

第 1 節 1 - 加勢川流域条里跡

1 加勢川流域条里跡について

（1）遺跡の位置

加勢川流域条里跡は嘉島町の西側、加勢川と緑川に挟まれた上仲間区と下仲間区にわたって設定されている包蔵地範囲である。熊本県遺跡地図記載の時代は古代～中世、遺跡の種別は生産遺跡となっている。

（2）調査について

加勢川流域条里跡の予備調査は、平成 28 年度から平成 31 年度にかけて 20 件の調査が実施されている。特に平成 28 年度では 13 件、翌 29 年度で 5 件と全体の 9 割が平成 28 年度熊本地震に起因するものである。

2 平成 28 (2016) 年度の調査

本遺跡内において平成 28 年度の調査は 13 件実施された。多くは地震関連の復興事業であるが一部工場誘致等に関係するものも含まれる。



第 11 図 加勢川流域条里跡の範囲

(1) 16-01

【所在地】上益城郡嘉島町下仲間

北緯 32 度 44 分 23.1930 秒

東経 130 度 43 分 26.2748 秒

【面 積】3.384m²

【調査原因】工場建設

【調査日】平成 28 年 6 月 9 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

工場建設に伴う確認調査である。基本的な工法としては全体を盛り土によりかさ上げしたのちに舗装および建造物を設置するものである。よって建造物設置箇所以外の構造物は地下に影響する恐れがないものと判断して確認調査対象から除外した。事業予定地約 13,456m²の中で約 3,384m²が建物を建造する部分として指定されているため、赤塗りの区画について確認調査を実施した。

11か所の確認調査坑において地表下 130 ~ 150cm の帶水層まで掘削した。各調査区における土層の堆積状況は第図のとおりである。

基本土層として、耕作土下に褐色を呈する混砂粘土層、粘土層を挟み、場所によってはこれを繰り返す沖積地の様相を示している。また、概ね 50 ~ 80cmあたりで水が壁面から染み出す状態であり、深さ 130cm に至ると帶水状態であることを示すグライ土が確認される。条理跡であるこ



第 12 図 調査地点 (16-01)

とからこうした土壤条件を利用した水田耕作が営まれたことが推定されるものの、それを示すような痕跡を見出すことはできなかった。また、人間活動に伴う遺物・遺構の存在も確認することができなかつた。

上記の結果から推定するに、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条理跡」に含まれるものではあるが、遺跡が存在しないかすでに削平されたものと判断した。



第 13 図 16-01 調査区配置



第 14 図 16-01 トレンチ断面 (2 tr)



第 15 図 16-01 地点近影 (北西から)



第 16 図 16-01 土層断面

(2) 16-02

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 33.6164 秒

東経 130 度 43 分 55.8998 秒

【面 積】 1,506m²

【調査原因】 専用住宅建設

【調査日】 平成 28 年 7 月 6 日

【担当】 橋口剛士

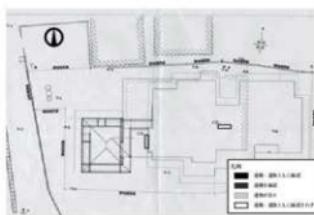
【遺構・遺物】 なし

【措置等】 慎重工事

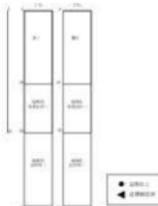
平成 28 年熊本地震により被災した住宅を解体し、新たに建設するとの計画に基づいて確認調査を実施した。住居建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 3 ~ 4 m の確認調査坑を 2 本設定し、調査員の指示のもと重機による掘削を実施した。基本土層として、表土下に暗褐色を呈する粘質混砂土層、混砂粘土層が堆積する。土層中には現代のものと思われる陶器片が含まれるもの、それよりも以前の遺物等は確認されなかった。調査に立ち会った施主から聞いたところによると、40 年前に家を建てる際にがらくたを捨てたとのことであったので、これに伴うものであったと推察する。上記の結果から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条理跡」に含まれるものではあるが、遺跡が存在しないかすでに削平されたものと判断した。



第 17 図 調査地点 (16-02)



第 18 図 16-02 調査区配置



第 19 図 16-02 土層断面



第 20 図 16-02 地点近影 (北東から)



第 21 図 16-02 トレンチ断面 (1 tr)

(3) 16-04 (試)

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 34.3749 秒

東経 130 度 43 分 22.3271 秒

【面 積】120m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 7 月 22 日

【担 当】橋口剛士

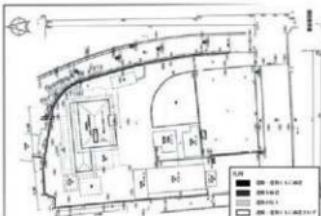
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

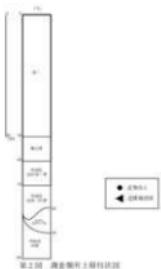
地震により損壊した建物を解体し、住宅を新築する計画に基づいて試掘調査を実施した。住宅建設予定部分に対し幅約 1 m、長さ 3 m の試掘調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。地表下 50cm まで盛土がされており、その下に 10cm ほどの炭を含む褐灰粘土などで構成される攪乱層が存在する。地権者の談では以前火事が起きたらしく、炭はその当時のものであるとのこと。その層の下に本来の自然堆積層が存在し、粘土層と砂層が入り乱れながら斜めに堆積するクロスラミナを呈する。確認しながら掘り下げたが遺物・遺構の存在は確認できなかった。上記の結果から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」に隣接するものではあるが、今回の試掘調査では人為の痕跡を認めることはできなかった。



第 22 図 調査地点 (16-04)



第 23 図 16-04 調査区配置



第 24 図 16-04 トレンチ断面 (1 tr)



第 25 図 16-04 地点近影 (南東から)



第 26 図 16-04 土層断面

(4) 16-05

【所在地】上益城郡嘉島町下仲間

北緯 32 度 44 分 18.1756 秒

東経 130 度 43 分 07.7431 秒

【面 積】 50m²

【調査原因】 倉庫建設

【調査日】 平成 28 年 7 月 22 日

【担当】 橋口剛士

【遺構・遺物】 なし

【措置等】 慎重工事

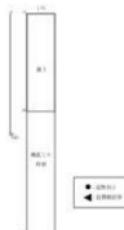
地震に伴い倒壊した農機具小屋を解体し、新たに小屋を立て直すという計画に基づいて小屋建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 3 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。既存の基礎打設部分では厚さ 10cm 程度の基礎が入れられており、撤去が不可能であったため、予定部分の北側に確認調査坑を設定し、調査した。地表下に盛土が 40cm 程度存在し、その下 50cm 程度河原礫を含む砂層が堆積する。付近の堤防が洪水で決壊した際に堆積したものであると地権者の談であった。遺物を全く含まず、遺構も確認できなかった。上記の結果から、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」に含まれるが、今回の調査ではその存在を確認できなかった。



第 27 図 調査地点 (16-05)



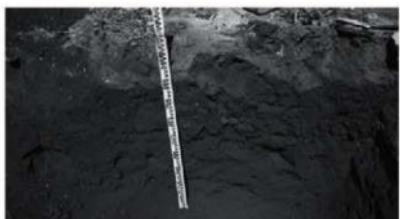
第 28 図 16-05 調査区配置



第 29 図 16-05 トレンチ断面 (1 tr)



第 30 図 16-05 地点近影 (南東から)



第 31 図 16-05 土層断面

(5) 16-07

【所在地】上益城郡嘉島町下仲間

北緯 32 度 44 分 20.8204 秒

東経 130 度 43 分 07.2608 秒

【面 積】50m²

【調査原因】倉庫建設

【調査日】平成 28 年 9 月 1 日

【担当】橋口剛士

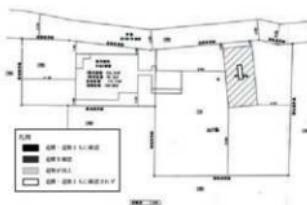
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

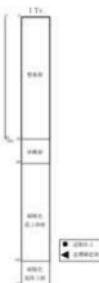
地震に伴い損壊した農機具小屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて 6 月末に 93 条の提出を受けたが、小屋の解体完了を待って確認調査を実施することとなった。8 月末に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 3 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 110cm まで掘削した。掘削深度 50cm 程度まで盛り土による整地が行われている。その下に 10cm 程度の砂礫層を挟み、暗褐色の混土砂層、混砂土層が堆積する。この間砂礫層に伴う拳大の円礫などを多く含むが、人為のものと思われる遺物や遺構は認められなかった。

先だって実施した確認調査地点から程近い位置にある今回の地点であるが、砂層を主体とした前回調査地点とは異なり、土壤傾向の強いも

のであった。にも関わらず今回も調査により人為の痕跡を認めることができなかった。上記の結果から事業予定地は加勢川流域条里跡の範囲内ではあるものの、遺跡が存在しないものと判断した。



第 33 図 16-07 調査区配置



第 34 図 16-07 トレンチ断面 (1 tr)



第 35 図 16-07 地点近影 (南東から)



第 36 図 16-07 土層断面



第 32 図 調査地点 (16-07)

(6) 16-08

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 34.5615 秒

東經 130 度 43 分 52.2564 秒

【面 積】373.42m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 10 月 14 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

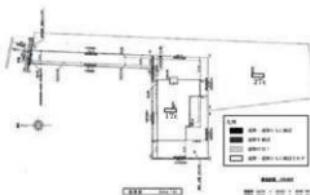
【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて確認調査を実施することとなった。10月初頭に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。2 棟建設の予定で幅約 1 m、長さ 3 m の確認調査坑を各棟 1 本、計 2 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 80cm まで掘削した。掘削深度 80cm 程度まで盛り土による整地が行われている。盛土は 1 Tr では山砂様の砂質、2 Tr. では粘土質と異なってはいるが、水害を想定した盛土であることには変わりなかった。上記の結果から事業予定地は加勢川流域条里跡の範囲内ではあるものの、住宅建設によって影響を受ける遺跡が存在しないものと判断した。



第 37 図 調査地点 (16-08)



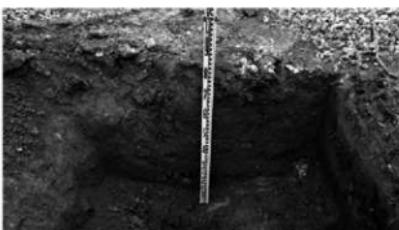
第 38 図 16-08 調査区配置



第 39 図 16-08 トレンチ断面 (1tr)



第 40 図 16-08 地点近影 (南東から)



第 41 図 16-08 土層断面

(7) 16-09

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 33.3996 秒

東経 130 度 43 分 46.0520 秒

【面 積】490m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 10 月 14 日

【担 当】橋口剛士

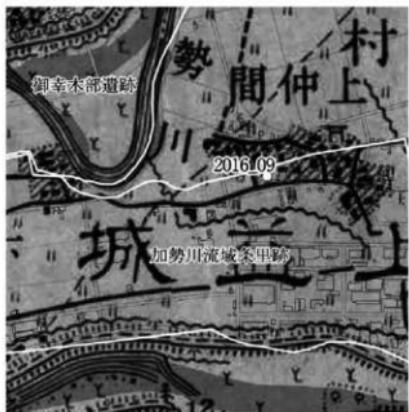
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

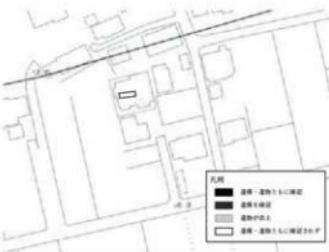
地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、10月初頭に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。

建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 3 m の確認調査坑を 1 本設定し、調査員の指示のもと重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。掘削深度 100cm 程度まで盛り土による整地が行われている。

水害に備えての盛土を実施しているところであり、100cm 以上掘削しても盛土の範囲を超えることから事業予定地は加勢川流域条里跡の範囲内ではあるものの、住宅建設により影響を受ける遺跡の存在はないと考える。



第 42 図 調査地点 (16-09)



第 43 図 16-09 調査区配置



第 44 図 16-09 トレンチ断面 (1 tr)



第 45 図 16-09 地点近影 (南東から)



第 46 図 16-09 土層断面

(8) 16-10

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 35.3975 秒

東経 130 度 43 分 57.2805 秒

【面 積】145.47m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 10 月 27 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

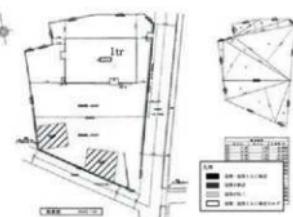
地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、解体は 6 月あたりに完了していたが、建設計画が未定の状態であったため、計画が決まり次第第 93 条の提出をお願いしていた。建設計画が決定し、93 条の届出を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。

建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。掘削深度 40 ~ 60cm 程度まで盛り土による整地が行われている。部分的に旧宅の根固め用と思われるグリ石が 60cm の深さまで入っていた。整地層の下には暗褐色粘土、褐色の砂層が堆積しており標準的な河川堆積物の様相を示している。これらの層から遺物及び遺構の

存在は確認できなかった。

上記の結果から事業予定地は加勢川流域条里跡の範囲内ではあるものの、住宅建設により影響を受ける遺跡の存在はないと考える。



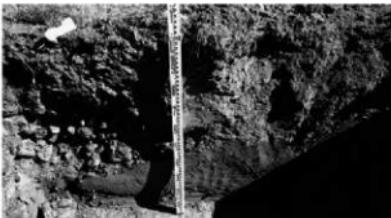
第 48 図 16-10 調査区配置



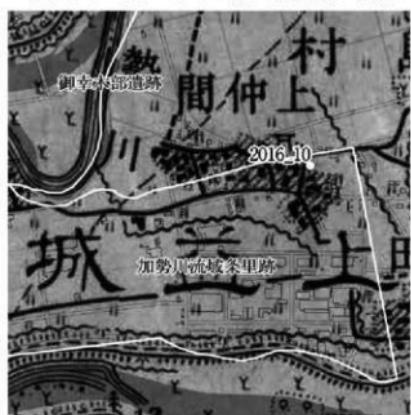
第 49 図 16-10 トレンチ断面 (1tr)



第 50 図 16-10 地点近影 (南東から)



第 51 図 16-10 土層断面



第 47 図 調査地点 (16-10)

(9) 16-14

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 21.0769 秒

東経 130 度 43 分 30.5471 秒

【面 積】12,015m²

【調査原因】工場建設

【調査日】平成 28 年 11 月 21 日

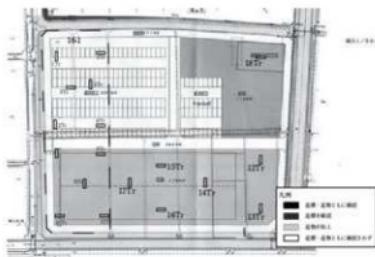
【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

工場建設の計画により平成 28 年 6 月に確認調査を実施したが（16-01）、その後計画の変更により確認調査箇所を追加して実施したものである。事業予定地内における建造物設置箇所に対し新たに 6 箇所、調整池予定部分に 1 箇所、計 7 箇所の試掘坑を設定し、重機で掘削した。

確認調査坑において湧水する青灰色層まで掘削した。概ね 120cm ~ 140cm のところで湧水と青灰色の層を確認した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。加勢川や緑川の氾濫原と考えられるこの地域で共通している粘土や砂の入り交じった土層が堆積し、場所によっては粘土・砂の割合が多い層が逆転しているなど近い範囲にありながらも土層の堆積状況は複雑なものとなっている。一方でどの試掘坑においても湧水が認められること、砂層が湧水によって非

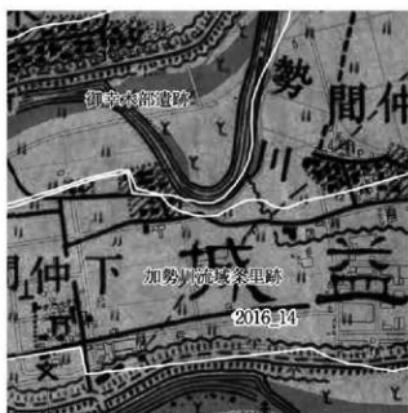


第 53 図 16-14 調査区配置

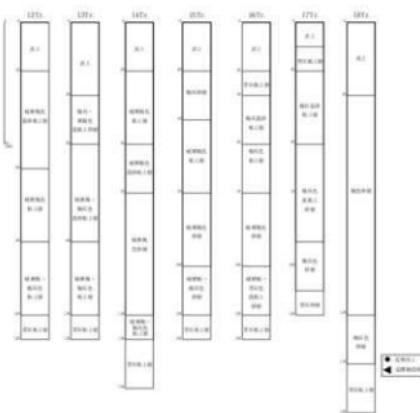
常に崩れやすい状態にあるなど、調査の障害となる条件を有しており、最後の試掘坑である 7 Trにおいては壁面全体が次々と崩れる状態にあったためにトレンチ内に入ることができなかった箇所もあった。

2016-01 報告分の調査箇所と併せて、事業地内において遺物や遺構は確認されなかった。

以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内ではあるものの、事業地内に遺跡の存在は認められないものと考える。



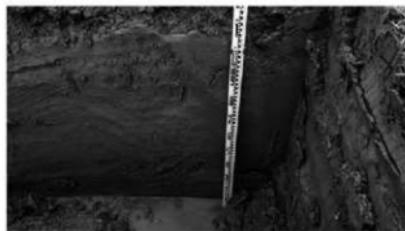
第 52 図 調査地点 (16-14)



第 54 図 16-14 トレンチ断面 (12 ~ 18tr)



第 55 図 16-14 地点近影 (南東から)



第 56 図 16-14 土層断面

(10) 16-16

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 23.7101 秒

東経 130 度 43 分 33.6467 秒

【面 積】 36.188m²

【調査原因】工場建設

【調査日】平成 28 年 12 月 7 日～8 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

工場を建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなった。建造物建設予定部分及び遊水池等設置箇所に対して幅約 1m、長さ 2m の確認調査坑を 17 本設定し、重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 110 ～ 150cm まで掘削した。



第 57 図 調査地点 (16-16)

全体的に河川堆積物による土層の堆積が認められ、一部には小河川の河道であった様な痕跡も認められる。土層の中間に砂利層を挟む箇所がそれに該当すると思われ、開田のためにこれを埋め立てた結果、粘土層で砂利層を挟むような堆積状況となることから、暗渠の様な働きをしていましたと思われる。砂利層以下まで掘削すると壁面から水が流れ込む原因となった。

南側に行くにつれて砂利層の厚さが少なくなるとともに出水の量も減る傾向にあったことから、現在も用水路状に掘りくぼめられた部分を中心として旧河道が東西に通っていたことが推測される。

遺物・遺構に関してはすべての調査区において確認されなかった。以上から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内ではあるものの、事業地内に遺跡の存在は認められないものと考える。



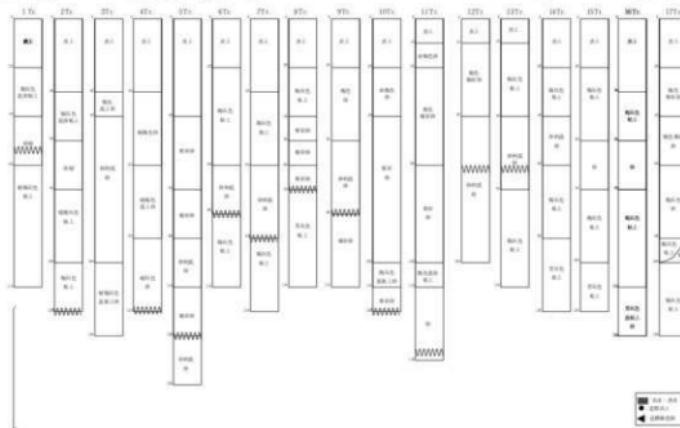
第 58 図 16-16 調査区配置



第59図 16-16地点近影（南東から）



第60図 16-16 土層断面



第61図 16-16 トレンチ断面（1～17tr）

(11) 16-21

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 33.8167 秒

東経 130 度 43 分 52.5422 秒

【面 積】325m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 12 月 21 日

【担 当】橋口剛士

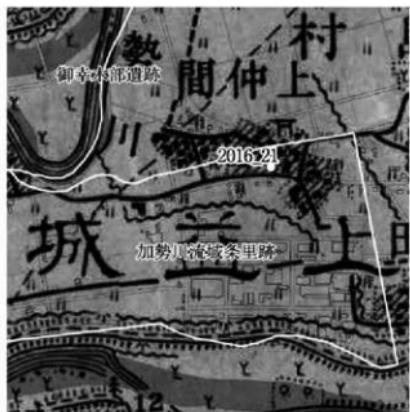
【遺構・遺物】遺構・遺物なし

【措置等】慎重工事

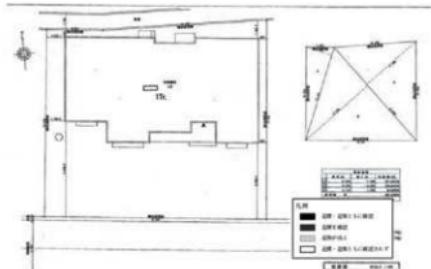
地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。

地表下 50cm 程度まで盛土がなされており、その下に河川由来の黒褐色混砂粘土層、褐灰色粘土層が堆積する。この周辺の状況と同じく地下水位が高く、100cm 掘削時点で湧水が確認された。また、これまでと同様に遺構・遺物は確認されなかった。

上記から事業予定地は加勢川流域条里跡の範囲内ではあるものの、住宅建設により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 62 図 調査地点 (16-21)



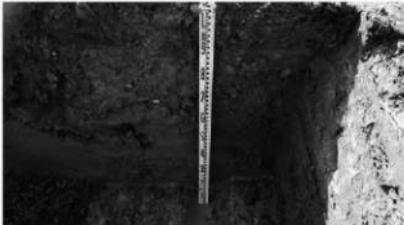
第 63 図 16-21 調査区配置



第 64 図 16-21 トレンチ断面 (1 tr)



第 65 図 16-21 地点近影 (南東から)



第 66 図 16-21 土層断面

(12) 16-23

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 33.7517 秒

東経 130 度 43 分 52.0399 秒

【面 積】670m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 1 月 30 日

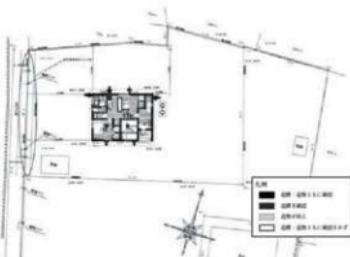
【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

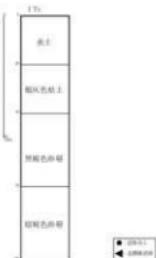
【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

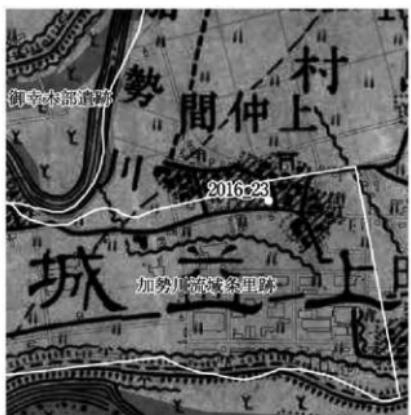
確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。表土下に河川由来の褐灰色粘土層、黒褐色砂層、暗褐色砂層が堆積する。遺構・遺物は確認されなかった。上記から事業予定地は加勢川流域条里跡の範囲内ではあるものの、住宅建設により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 68 図 16-23 調査区配置



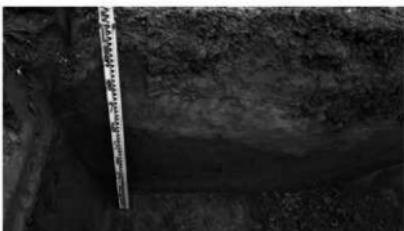
第 69 図 16-23 トレンチ断面 (1 tr)



第 67 図 調査地点 (16-23)



第 70 図 16-23 地点近影 (南東から)



第 71 図 16-23 土層断面

(13) 16-25

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 22.1741 秒

東経 130 度 43 分 12.5937 秒

【面 積】860m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 3 月 14 日

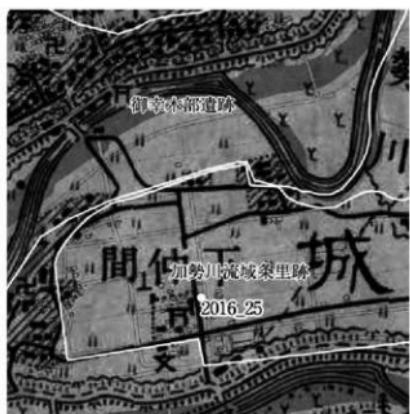
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

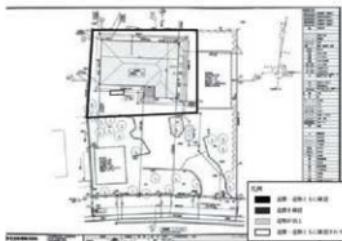
【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。

20cm ほどの転圧層の下に旧表土、暗褐色混砂粘土、暗褐色混粘土砂層、黒褐色混粘土砂層が堆積する。堆積土中から遺物や遺構は確認されなかった。上記から事業予定地は加勢川流域条里跡の範囲内ではあるものの、住宅建設により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 72 図 調査地点 (16-25)



第 73 図 16-25 調査区配置



第 74 図 16-25 トレンチ断面 (1 tr)



第 75 図 16-25 地点近影 (南東から)



第 76 図 16-25 土層断面

3 平成 29 (2017) 年度の調査

本遺跡内における調査は 5 件であり、平成 28 年度に比べて減少している。これは 28 年度において予備調査が実施された結果、前回までの調査結果を参照して類推することができるようになつた部分が大きい。

(1) 17-06

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 33.5139 秒

東経 130 度 43 分 52.9123 秒

【面 積】710m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 6 月 2 日

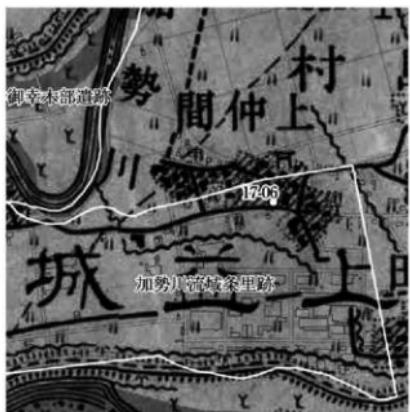
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震で被災した住宅を解体し新規に住宅を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程により重機の手配ができなかつたため、人力による調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1.5 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、調査員の指示のもと掘削を実施した。確認坑の配置については第 1 図のとおりである。確認調査坑において地表下 80cm まで掘削した。

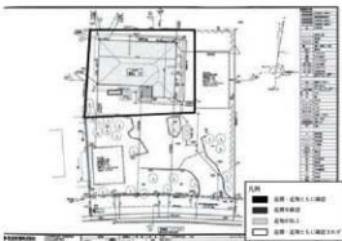
地表面下 40cm までは盛り土がなされ、その



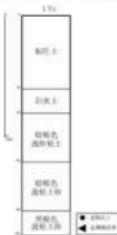
第 77 図 調査地点 (17-06)

下に暗黄褐色粘土、黄褐色粘土が堆積する。

調査区内から遺物及び遺構の存在は確認されなかった。上記から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 78 図 17-06 調査区配置



第 79 図 17-06 トレンチ断面 (1 tr)



第 80 図 17-06 地点近影 (南東から)



第 81 図 17-06 土層断面

(2) 17-09

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 35.6217 秒

東経 130 度 43 分 57.2491 秒

【面 積】540m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 7 月 20 日

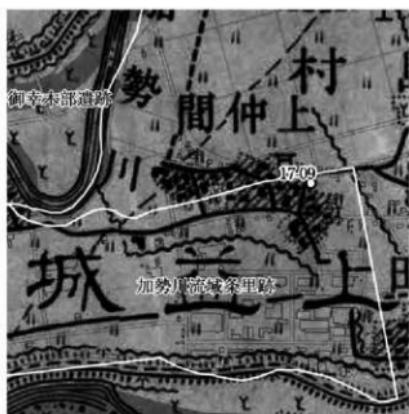
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

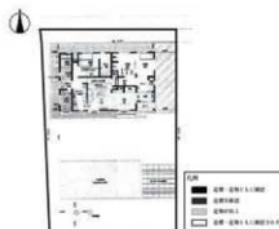
【措置等】慎重工事

地震で被災した住宅を解体し新規に住宅を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は幅約 1m、長さ 3m の長方形のトレンチを設定した。確認調査坑において地表下 120cm まで掘削した。

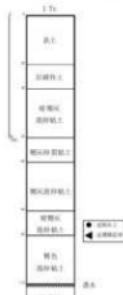
掘削したところ表土下 30cm で砂の混じる粘土と粘土の混じる砂層と入り交じりながら層を形成し、不透水層のような働きをしている。110cm のところで砂礫層に変わり、そこから地下水が流れ出るといった状態であった。粘土層の部分からは遺構・遺物ともに確認できなかった。上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 82 図 調査地点 (17-09)



第 83 図 17-09 調査区配置



第 84 図 17-09 トレンチ断面 (1 tr)



第 85 図 17-09 地点近影 (南東から)



第 86 図 17-09 土層断面

(3) 17-11

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 36.1766 秒

東経 130 度 44 分 02.0074 秒

【面 積】380m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 8 月 8 日

【担 当】橋口剛士

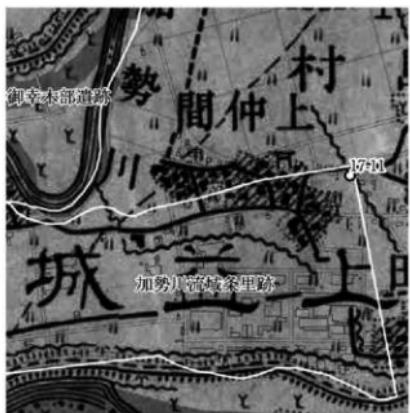
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

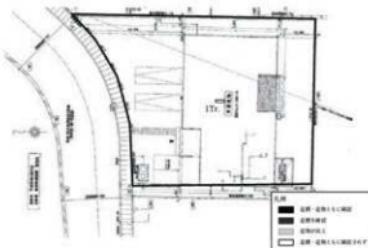
新規に住宅を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は幅約 1 m、長さ 3 m の長方形のトレーニチを設定した。確認調査坑において地表下 140cm まで掘削した。

掘削したところ表土下 10cm で砂層が厚く堆積し、その下に旧耕作土と思われる褐灰粘土と暗褐色粘土、褐灰粘土という順に堆積する。粘土層の下は砂利層があり、その境目から水が噴出した。これら層から遺構及び遺物の確認はできなかった。

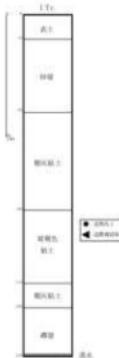
上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 87 図 調査地点 (17-11)



第 88 図 17-11 調査区配置



第 89 図 17-11 トレーニチ断面 (1 tr)



第 90 図 17-11 地点近影 (南東から)



第 91 図 17-11 土層断面

(4) 17-17

【所在地】上益城郡嘉島町下仲間

北緯 32 度 44 分 23.3117 秒

東経 130 度 42 分 58.1971 秒

【面 積】590m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 9 月 21 日

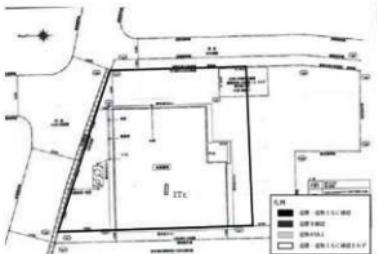
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

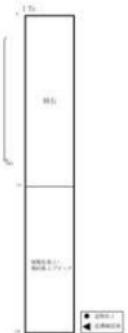
【措置等】慎重工事

地震により倒壊した住宅を再建する計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は 1 カ所トレーニチを設定した。幅 1 m、長さ 2 m のトレーニチを設定して地表下 130cm まで掘削した。地表面から 70cm は盛土されており、その下に暗褐色粘土が堆積する。遺構・遺物は確認されなかつた。

上記の点から当該地点は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内であるが、今回の工事により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第93図 17-17 調査区配置



第94図 17-17 トレーニチ断面 (1 tr)



第95図 17-17 地点近影（南東から）



第96図 17-17 土層断面



第92図 調査地点 (17-17)

(5) 17-24

【所在地】上益城郡嘉島町上仲間

北緯 32 度 44 分 33.8928 秒

東経 130 度 43 分 58.2358 秒

【面 積】1,050m²

【調査原因】宅地造成

【調査日】平成 30 年 3 月 23 日

【担 当】橋口剛士

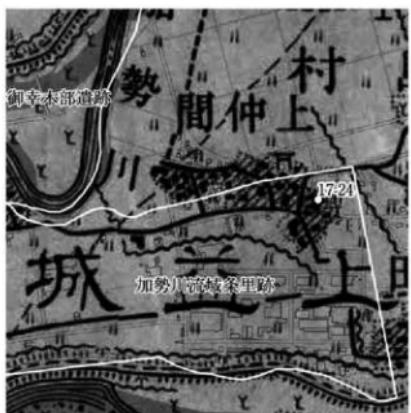
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

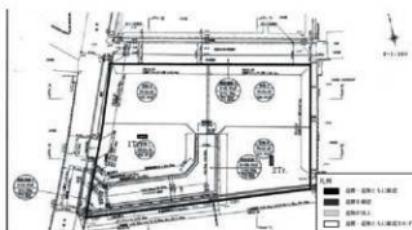
水田や宅地であった土地を宅地として造成する計画に基づき確認調査を実施した。2ヶ所にトレーニングを設定し、重機により掘削した。確認調査坑においてそれぞれ地表下 130cm まで掘削した。

掘削したところ地表面下 30cm まで耕作土があり、その下に旧耕作土と思われる褐灰粘土が見られる。西側のトレーニングでは砂と粘土が交互に混ざり、東側ではほぼ粘土で構成されるなど近距離ながら土質に若干の違いが認められる。遺構及び遺物の確認はできなかった。

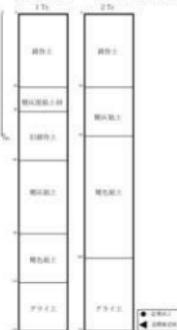
上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 97 図 調査地点 (17-24)



第 98 図 17-24 調査区配置



第 99 図 17-24 トレーニング断面 (1 tr)



第 100 図 17-24 地点近影 (南東から)



第 101 図 17-24 土層断面

4 平成 30 (2018) 年度の調査

平成 30 年度に実施された調査は企業誘致に伴うもの 1 件に留まる。

18-04

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 19.7928 秒

東経 130 度 43 分 31.8390 秒

【面積】23,200m²

【調査原因】倉庫建設

【調査日】平成 30 年 8 月 2 日

【担当】橋口剛士・越知睦和

【遺構・遺物】なし

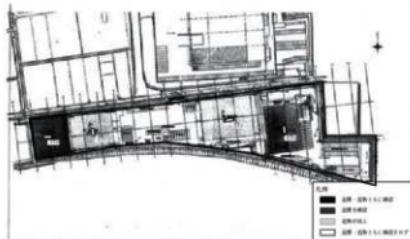
【措置等】慎重工事

企業の倉庫建設という計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 4 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 120 ~ 140cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。表土の下に褐色、褐灰色の粘土層、青灰色の粘土／砂層という堆積状況となっており、下面からは湧水する。遺物・遺構等は認められなかった。上記から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内ではあるが、工事によって影響を受ける遺跡は存在しないと判断した。



第 102 図 調査地点 (18-04)



第 103 図 18-04 調査区配置



第 104 図 18-04 トレンチ断面 (1 ~ 4tr)



第 105 図 18-04 地点近影 (北東から)



第 106 図 18-04 土層断面 (4tr)

4 平成 31（令和元、2019）年度の調査

平成 31 年度の調査は 1 件に留まる。地震による建替えが一段落したことから開発が落ちていたことが起因している。

(1) 19-09

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 30.1757 秒

東經 130 度 43 分 02.3386 秒

【面 積】167m²

【調査原因】宅地造成

【調査日】令和元年 10 月 4 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺構遺物を確認

【措置等】慎重工事（条件付き）

(1) 調査

新たに分譲住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「加勢川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1 m、長さ 3 m の調査区を 3 カ所設定し、重機により掘削した。

各調査坑において地表下 130cm、160cm、180cm まで掘削した。1 Tr 及び 3 Tr において遺構を確認した。1 Tr では深さ 110cm のところで土坑に伴って土師器が出土した。周辺から青磁片と土器片が出土している。

3 Tr においては 90cm 付近にも遺構らしき

落ち込みを確認したが、遺物が全く出なかったので時期は不明である。ただし、その上層に近代の磁器を含む整地層と思しき面があったので、比較的新しいものと推定する。

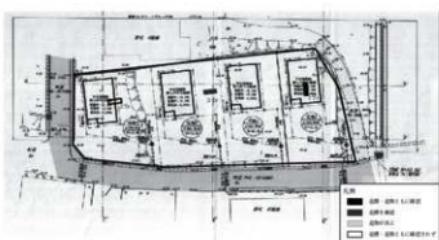
2 Tr においては攪乱坑であり、ごく最近のプラスチック製品や食器などが含まれており、これより北は同様に埋め立て土の様相を呈しているのではないかと推測する。

1 Tr・3 Tr においての結果を基に考えると、時期は少なくとも 2 つあり、一つは古代～中世、一つは近世ではないかと考える。この付近の小字名が中屋敷とあるので近世期にそうしたものが近くに存在していたのであろう。また、中世期においては対岸の御幸本部遺跡との境界付近にあることもあり、遺跡範囲としては加勢川流域条里跡ではあるが御幸本部遺跡の延長上にあるものと考える。

今回一部で遺構及び遺物を確認したが、今後の計画では個人用住宅となっていることからベタ基礎であるならば影響はないと考えられ、杭工法では密度次第で本調査となり得ることを事業者に通知したものである。



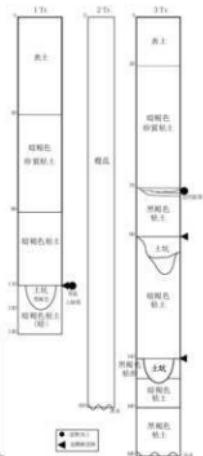
第 107 図 調査地点 (19-09)



第 108 図 19-09 調査区配置



第 109 図 19-09 地点近影 (南東から)



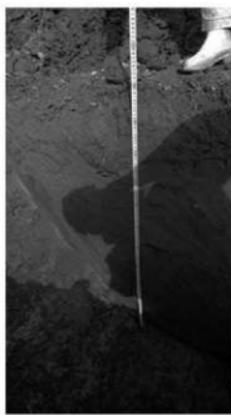
第110図 19-09トレンチ断面 (1~3tr)



第113図 19-09 2tr 土層断面



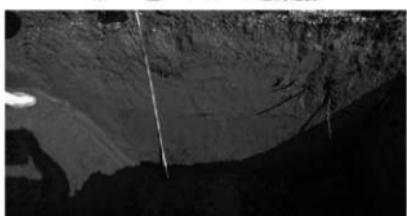
第114図 19-09 3tr 遺構確認 (上層)



第111図 19-09 1tr 遺構確認



第115図 19-09 3tr 遺構断面 (下層)



第112図 19-09 1tr 土層断面



第116図 19-09 3tr 土層断面



0 13 10cm

第117図 19-09 トレンチ内出土遺物

5 加勢川流域条里跡について

加勢川流域条里跡の範囲が設定されている町の西部分については、近年企業誘致や宅地化が急速に進みつつある地域である。

平成28年熊本地震により多くの家屋被害を受けた地域でもあり、特に上仲間区においては住宅を解体して新たに建て直す件数が多かった地区の一つである。下仲間区においては住宅の改築よりも倉庫の再建の方が件数としては多かった記憶がある。

地震までは企業誘致関連の開発以外は主立ったものではなく、非常に広い範囲が設定されているながらも実態の把握はなされていなかったというのが現状で、地震後に蓄積されたデータによりその実態の一部が明らかとなりつつある遺跡である。

(1) 調査結果から見る傾向

前職の御船町に在籍していた頃から感じていたものではあるが、一口に条里跡と言っても地下において水田遺構や畦道などを確認できないことから生産遺跡の痕跡を見いだすに至っておらず、ここ嘉島町に職場を移しても同様の状態であった。また、旧集落域においても直近（近現代）の建物の残骸（所謂瓦礫）などは認められても、江戸期をさかのばると推測される遺物・遺構を確認できる例はほとんどない。

原因の一つとして、北は加勢川、南は緑川と比較的大きな河川に挟まれる形で存在する地域であり、今でこそ河川改修や堤防整備により洪水の危険性がほとんど無くなつたが洪水常襲地帯と呼ばれた地域であることが挙げられる。

洪水のたび運ばれてくる土砂や自らの土地が浸からないように盛土をするなどして旧地形は低い位置にあり、今般の建替えに伴う掘削では影響を受けないほど下にあるか元から存在しないか流失したかが考えられるところである。

一方ではほぼ唯一と言つていい遺物・遺構確認例として19-09地点がある。下仲間地区的集落構造は旧版地図を見る限り北の木部塘付近と西の光勝寺周辺、東の下仲間神社周辺の3つに分かれている。本地点はそのうち木部塘付近の旧集落域の東端に位置する。

現在は加勢川流域条里跡の一部として認識

されているが、本遺跡の調査結果を鑑みると19-09地点付近はむしろ川を挟んでこの付近一帯に広がる御幸木部遺跡の一部として考える方が自然と言える。またこれにより加勢川の嘉島町側にも御幸木部遺跡が広がると考えた場合、光勝寺付近の集落域もその拡大候補として考えられるが、調査件数が少ないと調査地点において遺構遺物を確認できなかつた点から今回は保留としておく。

(2) 今後の扱い

これまでの結果から加勢川流域条里跡についてはそのほとんどにおいて遺跡の存在を見いただすには至らなかつた。こうしたことから今後の扱いとして以下のように定めておくこととする。

ア 条里の範囲について

広範囲にわたって設定されていながらも条里の痕跡を見いだせないことは、今後に亘つても同様の状況が続くと思われる。こうした状況を鑑みると単に様態として認識されている条里跡にあって存在が否定される部分については除外を進めていくべきであると考える。特に上仲間区の小字境を見てみると、条里区画とは思えない。一方で下仲間区の小字には十五や十八など区画を示す数字の小字名と、それに符合する条里的な境界が残存する（第119図）。

イ 微高地に伴う旧集落について

国土地理院の治水地形分類図によると、旧集落域は、周開が軒並み低地にある中で島状に分布する微高地とほとんど一致しており、近世期の集落分布と重なると考えられる。ひいては中世においても大きな変化はないと考えるべきであつて、実際に19-09地点で中世の遺構及び遺物が近世の遺構より下位において確認されたことからもほぼ集落域を違えずに更新されていると推測される。

上記の点を総合して、①上仲間区周辺の一帯は加勢川流域条里跡から除外し、字界で条里状の区画が認められる部分を条里跡として再設定し、下仲間中居屋敷周辺については御幸木部遺跡に包含させるように範囲を修正するべきと考える。

ウ 注意すべき地名

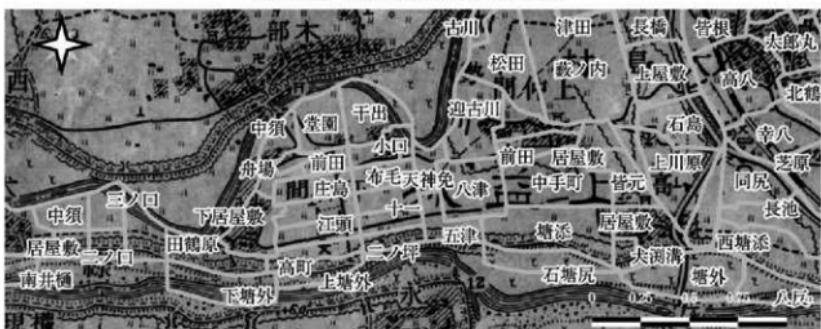
今後調査をするにあたって注意するべきはこの地域に限らず「(居)屋敷」と付く地名が随所に存在することである。こうした地名が付く周辺は、時期は近世に属するが何らかの行政機

関が所在した場所（屋敷）である可能性が高く、いわばその集落の中心と見ることができるだろう。

今後は小字を注意しながら調査を進めていきたいと思う。



第118図 加勢川流域条里跡の範囲（現況）



第119図 加勢川流域条里跡付近の小字界



第120図 加勢川流域条里跡・御幸木部遺跡範囲修正案

第2節 5- 矢形川流域条里跡

1 矢形川流域条里跡について

(1) 遺跡の位置

矢形川流域条里跡は、町内に在する遺跡の中で最も広い範囲に設定されている遺跡である。位置は鷺地区的東から下六嘉丘陵の北側、上六嘉の西側に接する水田地帯をその範囲とする。小字に十八・十九・三十六（鷺）、三十六（上島）などが現在の小字に残る。『熊本県の条里』によると、上島に十六、十八、三十六、赤見田（十七）が、下六嘉に六つ、八つ（八坪）、十一があると書かれている。ただし、それぞれ区画を指すものではあるが字界を見る限りではその分布に規則性ではなく、規則的な番地を指すものかについては疑問を持たざるを得ない。

(2) 調査

平成28年以降の調査件数は24件と最も件数が多い。被害家戸数が多かったためであるが同様に大きな被害が出た鷺地区及び上島地区、上六嘉地区は集落と包蔵地範囲が接しているのみであることなどからこの地区に内包されている西村地区で調査件数が集中している。

また、包蔵地内のほとんどが田畠であることに加え、役場周辺は都市計画区域であり住宅・店舗等の建設が抑制されていることから比較的開発が緩やかであるため、平成28年熊本地震での住宅建て替えが落ち着いた近年では調査件数自体が少なくなっている。調査件数の推移としては平成28年度8件、29年度9件、平成30年度1件、平成31年度6件、令和2年度2件と上記の状況を反映している。



第121図 矢形川流域条里跡の範囲

2 平成 28 (2016) 年度の調査

平成 28 年度は地震直後ということもあり 8 件の調査が実施された。ほとんどが家屋被害件数が多かった西村地区である。

(1) 16-11

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 32 度 44 分 13.5720 秒

東経 130 度 45 分 57.3702 秒

【面 積】700m²

【調査原因】

【調査日】平成 28 年 10 月 27 日

【担 当】橋口剛士

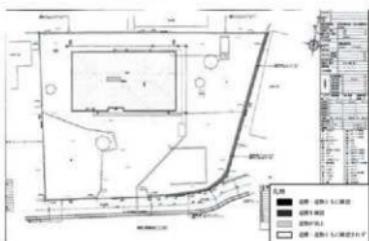
【遺構・遺物】遺物出土

【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、10 月下旬に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。表土の下には黒ボク土、アカホヤ二次堆積層、暗褐色粘質土が堆積しており、河川堆積物ではなく台地上などに見られるような土壤堆積であった。掘削中黒ボク土中から土師器 1 点が出土したものの、遺構の存在は認められなかった。出土した土師器も小片であり他に遺物

の出土もなかたことから流れ込みによるものと考える。以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内ではあるものの、事業地内に遺跡の存在は認められないものと考える。



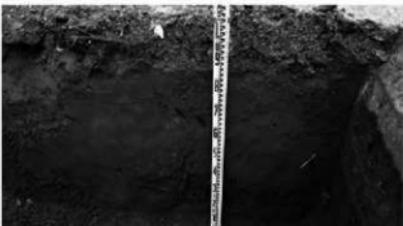
第 123 図 16-11 調査区配置



第 124 図 16-11 1tr 土層断面



第 125 図 16-11 地点近影（南東から）



第 126 図 16-11 1tr 土層断面



第 122 図 調査地点 (16-11)

(2) 16-12

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 44 分 11.6735 秒
東経 130 度 45 分 48.2289 秒

【面 積】450m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 11 月 7 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、10 月下旬に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100 cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。

地表面から 40 cm 程度の盛土がなされており、その下に褐灰色混砂粘土層、黒褐 + 褐灰色混粘土砂層の堆積が認められた。深度 100 cm に到達した際には下面から湧水する状況であった。調査区から遺物・遺構の存在は確認できなかった。

以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包

含地「矢形川流域条里跡」の範囲内ではあるものの、事業地内に遺跡の存在は認められないものと考える。



第 128 図 16-12 調査区配置



第 129 図 16-12 1tr 土層断面



第 130 図 16-12 地点近影（南東から）



第 131 図 16-12 1tr 土層断面



第 127 図 調査地点 (16-12)

(3) 16-15

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 05.3900 秒

東経 130 度 45 分 49.1212 秒

【面 積】752.35m²

【調査原因】宅地造成

【調査日】平成 28 年 12 月 2 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

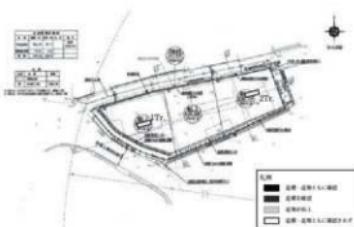
地震に伴い損壊した家屋を解体し、分譲地として造成する計画に基づいて、確認調査を実施することとなった。11 月下旬に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1m、長さ 2m の確認調査坑を 2 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100 ~ 110cm まで掘削した。両調査区とも地表面から 40 ~ 50cm 程度の盛土がなされており、1Tr ではその下はすべて現代の瓦礫などが入り交じる搅乱の状態、2Tr では河川堆積物由来の土層堆積であったが遺物・遺構は確認されなかった。

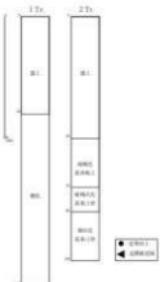
以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内ではあるものの、事業地内に遺跡の存在は認められないものと考える。



第 132 図 調査地点 (16-15)



第 133 図 16-15 調査区配置



第 134 図 16-15 1tr 土層断面



第 135 図 16-15 地点近影 (南東から)



第 136 図 16-15 1tr 土層断面

(3) 16-17

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 44 分 18.4531 秒
東経 130 度 46 分 00.8564 秒

【面 積】300m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 12 月 9 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

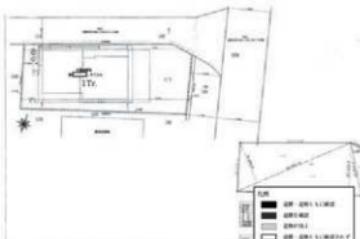
地震に伴い損壊した家屋を解体し、住宅を建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなった。12 月上旬に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 90cm まで掘削した。解体前の建造物と思われる基礎が入っているため、既存基礎をよけながら掘削したが、90cm 掘削した時点で最下層が盛土で、その上に瓦礫、碎石が乗っているような状態であった。遺物・遺構は確認されなかった。

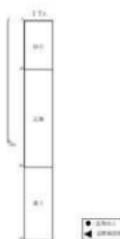
以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内ではあるものの、事業地内に工事によって影響を受ける遺跡の存在は認められないものと考える。



第 137 図 調査地点 (16-17)



第 138 図 16-17 調査区配置



第 139 図 16-17 1tr 土層断面



第 140 図 16-17 地点近影 (南東から)



第 141 図 16-17 1tr 土層断面

(4) 16-18

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 11.6428 秒

東経 130 度 45 分 58.7116 秒

【面 積】320m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 12 月 14 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺物出土

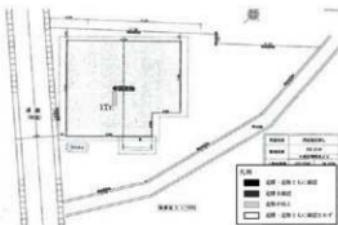
【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、住宅を建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなった。12月上旬に解体が完了した旨の連絡を受けたため、重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対し幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。地表下 50cm は盛土であり、その下に元の水田面である褐色粘土層と黒褐色粘土層が堆積する。黒褐色粘土層から古代～中世の土師器片及び須恵器片が出土したがいずれも小片であり、ローリングを受けたものであったため、原位置を留めていないと思われる。遺構は確認されなかった。

以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であり、少

量の遺物が出土したもの、事業地内に工事による遺跡への影響はないと考える。



第 143 図 16-18 調査区配置



第 144 図 16-18 1tr 土層断面



第 145 図 16-18 地点近影（南東から）



第 146 図 16-18 1tr 土層断面



第 142 図 調査地点 (16-18)

(5) 16-20

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 32 度 44 分 13.6095 秒

東経 130 度 45 分 50.5100 秒

【面 積】430m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 12 月 21 日

【担 当】橋口剛士

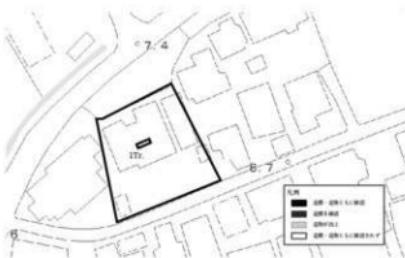
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

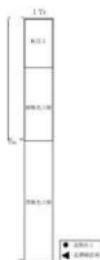
地震に伴い損壊した家屋を解体し、住宅を建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなった。日程を調整して重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対しても幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。地表下 30cm 程度まで転圧を受けた層があり、その下に暗褐色土・黒褐色土が堆積する。最下面では黒色土が確認された。遺物・遺構は確認されなかった。

以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるが、提出された計画に基づく事業地内での工事による遺跡への影響はないと考える。



第 148 図 16-20 調査区配置



第 149 図 16-20 1tr 土層断面



第 150 図 16-20 地点近影 (南東から)



第 151 図 16-20 1tr 土層断面



第 147 図 調査地点 (16-20)

(6) 16-22

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 32 度 44 分 13.4401 秒

東経 130 度 45 分 49.8540 秒

【面 積】360m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 1 月 5 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

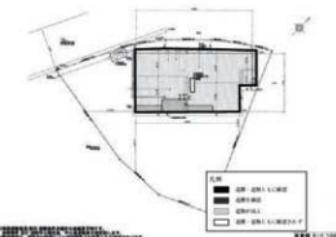
地震に伴い損壊した家屋を解体し、住宅を建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなった。日程を調整して重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。地表下 20cm 程度まで転圧を受けた層があり、その下に黒褐色土、暗褐色土、黒褐色粘質土が堆積する。暗褐色土は下部に焼土片と炭化物が含まれる部分があり、上層と下層に分層した。どの層からも遺物・遺構は確認されなかつた。

以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるが、提出された計画に基づく事業地内での工事による遺跡への影響はないと考える。



第 152 図 調査地点 (16-22)



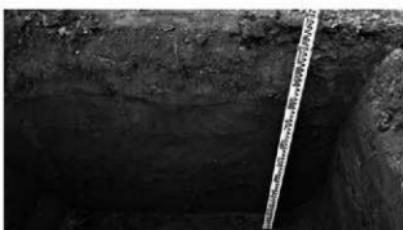
第 153 図 16-22 調査区配置



第 154 図 16-22 1 tr 土層断面



第 155 図 16-22 地点近影 (南東から)



第 156 図 16-22 1 tr 土層断面

(7) 16-26

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 07.7537 秒

東経 130 度 45 分 46.6878 秒

【面 積】400m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 3 月 29 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

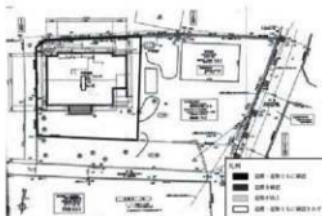
地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 90cm まで掘削した。20cm ほどの砂利層の下に粘土、砂、粘土 + 栗石によって整地されている。周辺を確認したところ当該地は擁壁により囲われ、盛土による整地がなされていたものと思われる。施工主に尋ねたところ、元は水田であったものを埋め上げたものであるとのことであった。

上記のことから事業予定地は矢形川流域条里跡の範囲内ではあるものの、住宅建設により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 157 図 調査地点 (16-26)



第 158 図 16-26 調査区配置



第 159 図 16-26 1tr 土層断面



第 160 図 16-26 地点近影 (南東から)



第 161 図 16-26 1tr 土層断面

(8) 17-01

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 10.7482 秒

東経 130 度 45 分 56.8394 秒

【面 積】430m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 4 月 14 日

【担当】橋口剛士

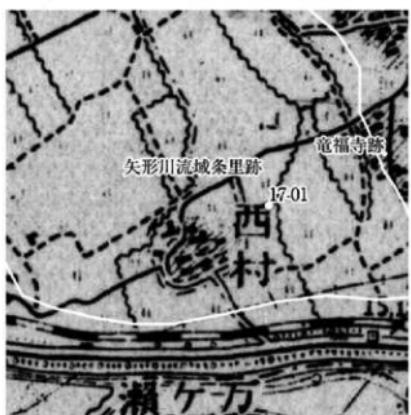
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震により倒壊した住宅を再建するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。地表面下 30cm までは盛り土がなされ、その下に黒褐色粘質土、暗褐色粘質土、ニガ土が堆積する。前年度に周辺を調査した際もおおよそ似たような土層堆積状況にあったことから、西村地区にある小丘陵の尾根部分はおよそこのような土層が堆積するものと考えられる。一方で隣接する低地においては沖積地の土層環境にあることから、高まりのある部分と低地部分で極端な差が見受けられる。

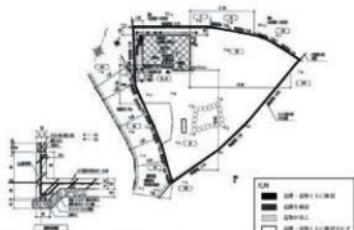
このような環境の中で現代と同じように低地は水田に利用され、高まり部分は住居等に利用



第 162 図 調査地点 (17-01)

されるものと推定されるが、今回の調査地においても前回周辺を調査したときと同様に人の痕跡を認めることができなかった。

上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



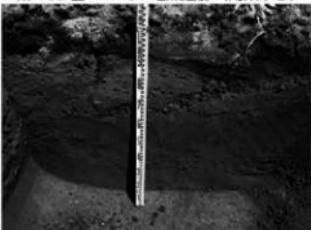
第 163 図 17-01 調査区配置



第 164 図 17-01 1 tr 土層断面



第 165 図 17-01 地点近影 (南東から)



第 166 図 17-01 1 tr 土層断面

(9) 17-03

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 15.5050 秒

東経 130 度 45 分 23.1431 秒

【面 積】1.042m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 5 月 17 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

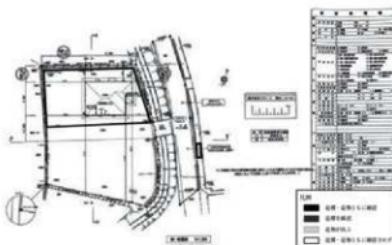
新規に住宅を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 120cm まで掘削した。

地表面下 50cm までは山砂・粘土による盛り土がなされ、その下に暗黄褐色粘土、暗黄褐色混砂粘土、暗褐色粘土が堆積する。

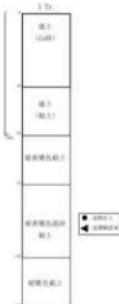
調査区内から遺物及び遺構の存在は確認されなかった。上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 167 図 調査地点 (17-03)



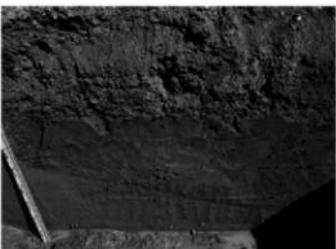
第 168 図 17-03 調査区配置



第 169 図 17-03 1tr 土層断面



第 170 図 17-03 地点近影 (南東から)



第 171 図 17-03 1tr 土層断面

(10) 17-07

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 44 分 11.3846 秒
東経 130 度 45 分 47.0558 秒

【面 積】760m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 年 月 日

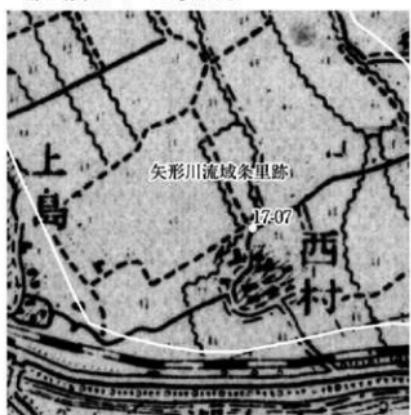
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】

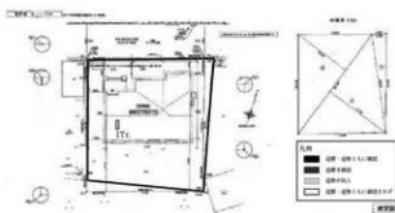
【措置等】

地震で被災した住宅を解体し新規に住宅を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、届出提出から着工予定まで 2 週間程度しかなく、60 日前までに県に進達をしなければならない旨指導をした上で、緊急を要するとして翌日に確認調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1.5 m、長さ 3 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。地表面下 20cm までは山砂が敷かれ、その下に表面を転圧された盛土、砂礫層が堆積する。調査区内から遺物及び遺構の存在は確認されなかった。上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 172 図 調査地点 (17-07)



第 173 図 17-07 調査区配置



第 174 図 17-07 1 tr 土層断面



第 175 図 17-07 地点近影 (南東から)



第 176 図 17-07 1 tr 土層断面

(11) 17-13

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 32 度 44 分 15.7383 秒

東経 130 度 45 分 56.6485 秒

【面 積】880m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 9 月 6 日

【担当】橋口剛士

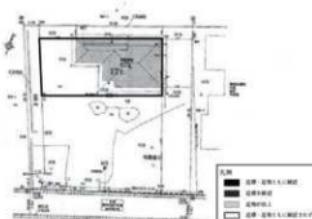
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震により倒壊した住宅を解体して新たに建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は幅約 1m、長さ 3m の長方形のトレンチを設定した。

確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。掘削したところ表土下に暗褐色土、黒褐色粘質土、黄褐色粘質土、暗褐色粘質土が堆積する。黒褐色粘質土には炭化物や焼土片が混じるもののが見つかった。

上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 178 図 17-13 調査区配置



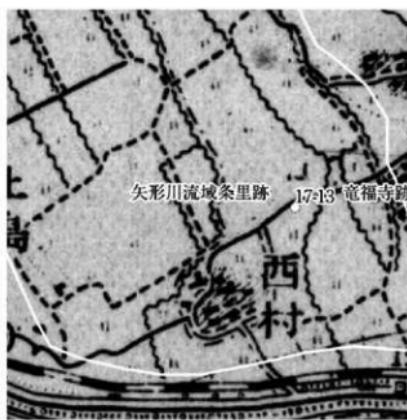
第 179 図 17-13 1 tr 土層断面



第 180 図 17-13 地点近影 (南東から)



第 181 図 17-13 1 tr 土層断面



第 177 図 調査地点 (17-13)

(12) 17-16

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 07.3012 秒

東経 130 度 45 分 56.2135 秒

【面 積】360m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 9 月 21 日

【担 当】橋口剛士

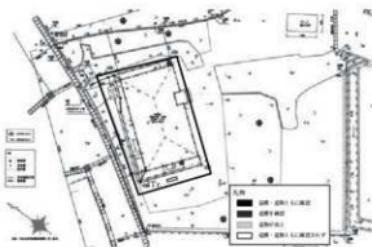
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震により倒壊した住宅を再建する計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は 1 カ所トレンチを設定した。幅 1 m、長さ 4 m のトレンチを設定して地表下 150cm まで掘削した。

地面から 70cm は盛土されており、その下に褐灰粘土、暗褐灰粘土、黒褐 + 褐灰粘土が堆積する。遺構・遺物は確認されなかった。

上記の点から当該地点は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるが、今回の工事により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 183 図 17-16 調査区配置



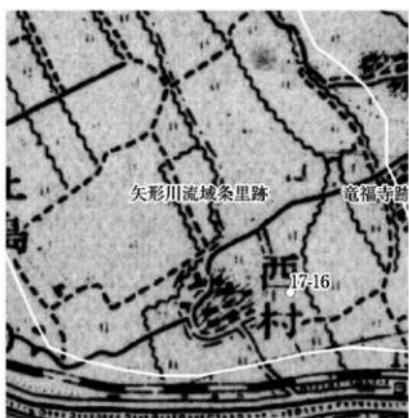
第 184 図 17-16 1tr 土層断面



第 185 図 17-16 地点近影（南東から）



第 186 図 17-16 1tr 土層断面



第 182 図 調査地点 (17-16)

(13) 17-18

【所在地】上益城郡嘉島町上島

北緯 32 度 44 分 18.9655 秒

東経 130 度 45 分 56.9185 秒

【面 積】900m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 10 月 31 日

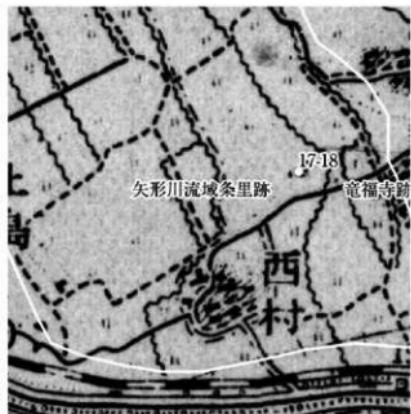
【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

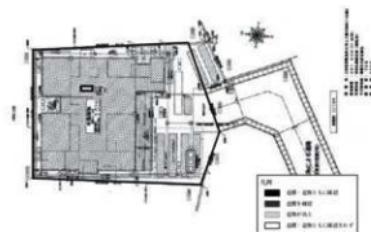
【措置等】慎重工事

造成地内に分譲住宅を建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は 1 カ所トレーニングを設定した。幅 1 m、長さ 2 m のトレーニングを設定して地表下 110 cm まで掘削した。表面から最下面是すべて盛土されていた。周囲を見るに約 1 m 下の面で水田が営まれていることから、この土地も造成の際に盛土をし、現在の地表面となっているものと思われる。なお、盛土下位については付近一帯である程度土層の堆積状況が把握できているため今回は割愛した。

遺構・遺物は確認されなかった。上記の点から当該地点は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるが、今回の工事により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 187 図 調査地点 (17-18)



第 188 図 17-18 調査区配置



第 189 図 17-18 1tr 土層断面



第 190 図 17-18 地点近影 (南東から)



第 191 図 17-18 1tr 土層断面

(14) 17-19

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 07.3012 秒

東経 130 度 45 分 56.2135 秒

【面 積】600m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 12 月 4 日

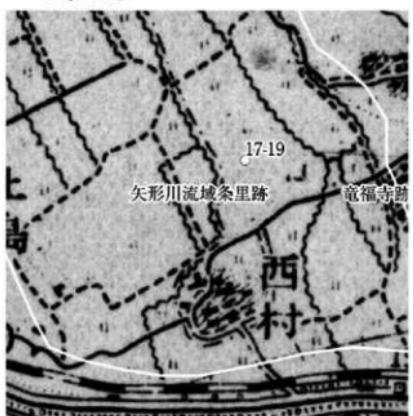
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

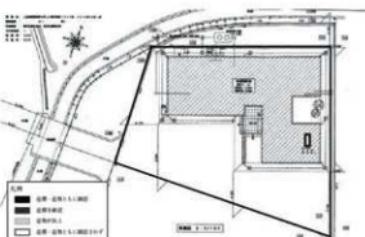
【措置等】慎重工事

地震で被害を受けた住宅を解体し新たに建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は 1 カ所トレーナーを設定した。幅 1 m、長さ 2 m のトレーナーを設定して地表下 120 cm まで掘削した。耕作土下にクロボク土、アカホヤ二次堆積土、黒褐色土、ニガ土が堆積し、予想に反して河川堆積物は認められなかった。この土地の縁辺を流れる用水路を挟んで水田面には河川堆積物による土層となっているため、元々高い土地であったこと、この土地がその先端に位置することが明らかとなった。一方で遺構・遺物は確認されなかった。

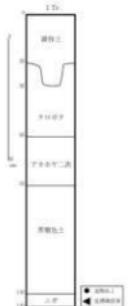
上記の点から当該地点は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるが、今回の工事により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 192 図 調査地点 (17-19)



第 193 図 17-19 調査区配置



第 194 図 17-19 1 tr 土層断面



第 195 図 17-19 地点近影 (南東から)



第 196 図 17-19 1 tr 土層断面

(15) 17-21

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 08.3290 秒

東経 130 度 45 分 48.5753 秒

【面 積】200m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 30 年 2 月 1 日

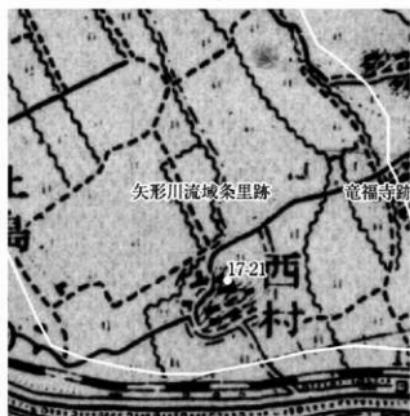
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

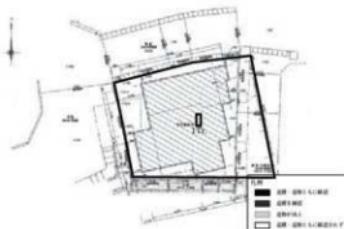
【措置等】慎重工事

地震で被害を受けた住宅を解体し新たに建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。

幅 1 m、長さ 2 m のトレンチを設定して地表下 140cm まで掘削した。最近敷設したと思われる砂利の下に旧盛土と考えられる土があり、その下に砂層、粘土層、砂利層と砂と粘土が交互に堆積するような状況が認められた。砂層は上部が砂主体、下部は砂礫といったように重いものが下に堆積していることから、洪水によって水に浸かった際に堆積したものと考えられる。実際敷地の隣には用水路が通っているため、旧時は井手であったものを一部埋め立てて使用していたものと考えられる。遺物および遺構は確認されなかった。上記の点から当該地点は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるが、今回の工事により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 197 図 調査地点 (17-21)



第 198 図 17-21 調査区配置



第 199 図 17-21 1tr 土層断面



第 200 図 17-21 地点近影 (南東から)



第 201 図 17-21 1tr 土層断面

(16) 17-25

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 32 度 44 分 17.1513 秒

東経 130 度 45 分 48.4126 秒

【面 積】6.390m²

【調査原因】災害公営住宅建設

【調査日】平成 30 年 3 月 26 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

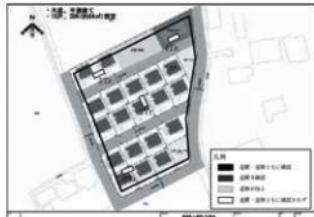
災害公営住宅を建設するにあたり、用地が包蔵地の範囲内かどうかということで町建設課と協議を行い、予定箇所 2 カ所（上六嘉・西村）については確認調査を要するとの回答をした。その後用地買収が完了して調査着手可能になつた上六嘉について確認調査を実施することとした。調査区は 4 カ所トレンチを設定した。

幅 1 m、長さ 2 m のトレンチを設定して地表下 130 ~ 160cm まで掘削した。河川堆積物由来の粘土・砂層で構成されており、いずれも底面において湧水した。遺構・遺物は確認されなかつた。

上記の点から当該地点は周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内であるが、今回の工事により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 202 図 調査地点 (17-25)



第 203 図 17-25 調査区配置



第 204 図 17-25 1tr 土層断面



第 205 図 17-25 地点近影 (南東から)



第 206 図 17-25 1tr 土層断面

(17) 19-01

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 21.3416 秒

東経 130 度 46 分 00.3918 秒

【面 積】1,100m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年5月10日

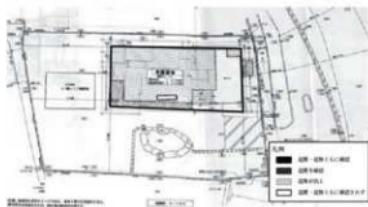
【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震で被災した住宅を解体し新たに建設するという計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対し幅約 1 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。結果については下記のとおりである。

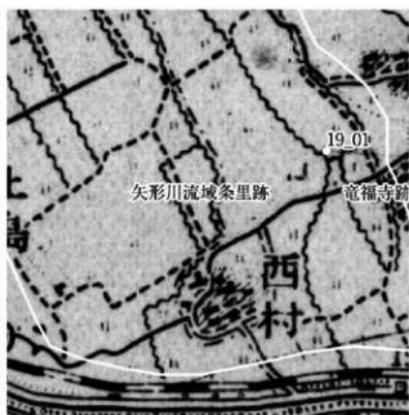
調査坑において地表下 60cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。地表から約 30cm のところでロームが露出し、さらにその 20cm 下から Aso-4 火碎流堆積物起源の礫混じり粘土層を確認した。本来あるべきロームより上の層については削平により消失したものと思われる。



第 208 図 19-01 調査区配置



第 209 図 19-01 1tr 土層断面



第 207 図 調査地点 (19-01)



第 210 図 19-01 地点近影 (南東から)



第 211 図 19-01 1tr 土層断面

(18) 19-02

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 22.3520 秒

東経 130 度 45 分 26.5855 秒

【面 積】3,000m²

【調査原因】町文化財センター建設

【調査日】令和元年6月14日

【担当】橋口剛士

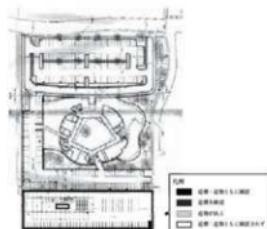
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

町文化財センターを新たに建設するという計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約1.9 m、長さ5 mの調査区を設定し、掘削した。

調査坑において地表下190cmまで掘削した。

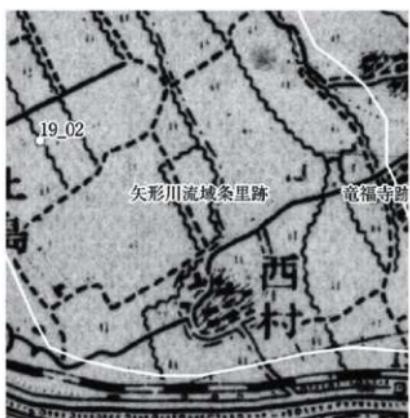
地表から90cm程度盛土されており、田から現況に変えた際のものと思われる。その下に明褐灰シルト、暗褐灰シルトが堆積している。遺物・遺構ともに確認されなかった。上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



第213図 19-02 調査区配置



第214図 19-02 1tr 土層断面



第212図 調査地点 (19-02)



第215図 19-02 地点近影 (南東から)



第216図 19-02 1tr 土層断面

(19) 19-04

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 44 分 03.0606 秒
東経 130 度 45 分 26.1615 秒

【面 積】420m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 7 月 23 日

【担当】橋口剛士

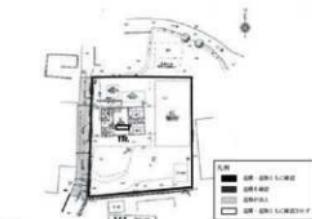
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

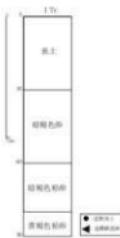
地震により被災した住宅を解体し、新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。

調査坑において地表下 90cm まで掘削した。地表下 30cm まで表土、その下に暗褐色粘砂土、黄褐色粘砂土が堆積する。遺物・遺構ともに確認されなかった。

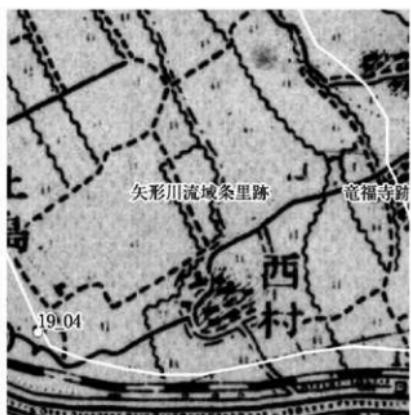
上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



第 218 図 19-04 調査区配置



第 219 図 19-04 1tr 土層断面



第 217 図 調査地点 (19-04)



第 220 図 19-04 地点近影 (南東から)



第 221 図 19-04 1tr 土層断面

(20) 19-11

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 14.7811 秒

東経 130 度 45 分 57.2667 秒

【面 積】730m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 10 月 28 日

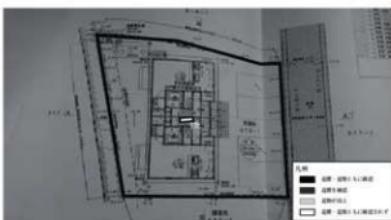
【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

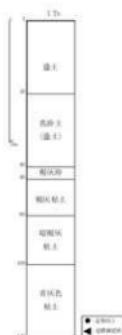
【措置等】慎重工事

新たに住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。

調査坑において地表下 130cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。地表下 60cm まで盛土されており、その下に褐灰砂、褐灰粘土、暗褐灰粘土、青灰色粘土が堆積する。上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



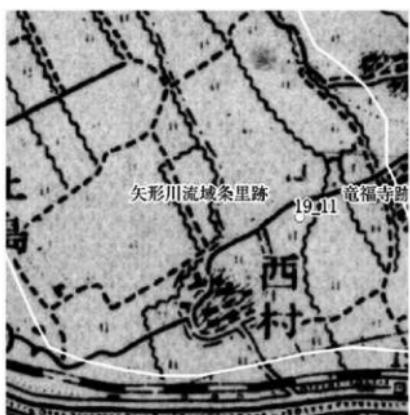
第 223 図 19-11 調査区配置



第 224 図 19-11 1tr 土層断面



第 225 図 19-11 地点近影 (南東から)



第 222 図 調査地点 (19-11)



第 226 図 19-11 1tr 土層断面

(21) 19-12

【所在地】上益城郡嘉島町上島

北緯 32 度 44 分 27.8050 秒

東経 130 度 45 分 29.3558 秒

【面 積】340m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 10 月 28 日

【担当】橋口剛士

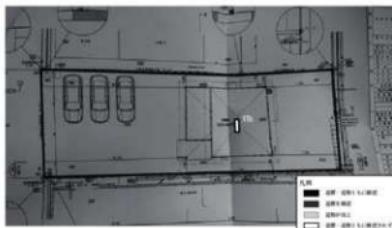
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震により被災した住宅を解体し、新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。

計画地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。結果については下記のとおりである。調査坑において地表下 120cm まで掘削した。地表下 30cm まで盛土が存在し、その下に攪乱層が確認された。最下面から出水したため掘削を中断した。遺物・遺構ともに確認されなかった。

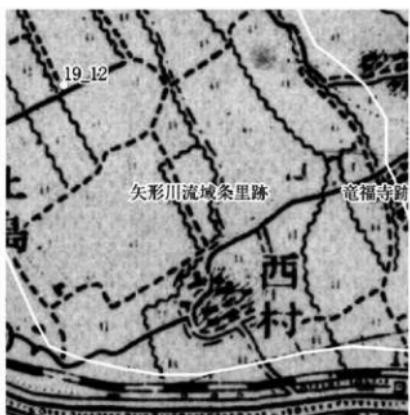
上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



第 228 図 19-12 調査区配置



第 229 図 19-12 1tr 土層断面



第 227 図 調査地点 (19-12)



第 230 図 19-12 地点近影 (南東から)



第 231 図 19-12 1tr 土層断面

(22) 19-14

【所在地】上益城郡嘉島町下六嘉

北緯 32 度 44 分 27.8050 秒

東経 130 度 45 分 29.3558 秒

【面 積】2,700m²

【調査原因】倉庫建設

【調査日】令和2年1月29日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

新たに倉庫を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。調査坑において地表下 190cm まで掘削した。

地表下 150cm まで盛土が存在し、その下に暗褐色粘土、黄褐色粘土が確認された。最下面に河床らしき礫層が確認され、そこで掘削を中止した。周辺の水田と同じ標高であったものが埋め上げられたためこのような状況となっている。また、河床が盛り土下 40cm 程度で確認されたことは、南側に流れる河川とこの土地が非常に近接していたこと、つまり河原のような状態であったことが遠因と推定する。河床確認までの間に遺物・遺構とともに確認されなかった。

上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



第232図 調査地点 (19-14)



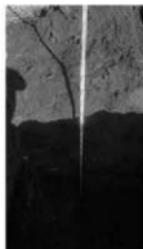
第233図 19-14 調査区配置



第234図 19-14 1tr 土層断面



第235図 19-14 地点近影 (南東から)



第236図 19-14 1tr 土層断面

(23) 20-02

【所在地】上益城郡嘉島町上島

北緯 32 度 44 分 25.9380 秒

東経 130 度 45 分 20.8484 秒

【面積】3,300m²

【調査原因】医院建設

【調査日】令和2年6月4日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺物出土

【措置等】慎重工事

新たに医院を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、人力により掘削した。建物を建設する付近において 2 カ所調査坑を設定した。それぞれ地表下 80 ~ 110cm まで掘削した。

【1 Tr.】 地表下 20cm まで耕作土が存在し、その下に褐灰シルト、暗褐灰シルト、褐紅混砂粘土が確認された。最下面に青灰色砂層が確認され、出水したためそこで掘削を中止した。遺物は 2 層 ~ 3 層にかけて出土したがいずれも小片であり角が丸くなっているものであったので、洪水等で別の場所から流れ込んだものと推測される。遺構は確認されなかった。

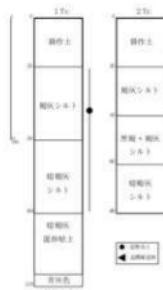
【2 Tr.】 地表下 20cm まで耕作土が存在し、その下に褐灰シルト、暗褐灰シルト、黒褐色 + 褐紅シルトが堆積する。2 ~ 3 層中から遺物が少量出土したがいずれも小片で角が取れてい

る。1 Tr. のものと同様に流れ込みによるものと推測される。遺構は確認されなかった。

以上の点から遺物は含まれるもの、遺物に関連する遺構も存在しないことから原位置を留めているものではないと断定できる。当該地における計画により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 238 図 20-02 調査区配置



第 239 図 20-02 1 tr 土層断面



第 237 図 調査地点 (20-02)



第 240 図 20-02 地点近影 (南東から)



第 241 図 20-02 1 tr 土層断面

(24) 20-05

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 09.6996 秒

東経 130 度 45 分 53.3851 秒

【面 積】600m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和3年2月15日

【担当】橋口剛士

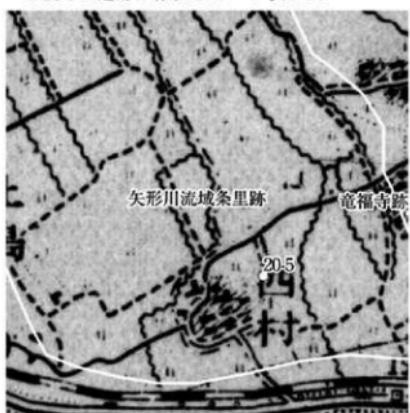
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

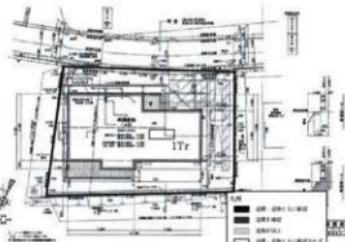
新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「矢形川流域条里跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、重機により掘削した。建物を建設する付近において 1 カ所調査坑を設定した。調査坑を地表下 50cm まで掘削した。

地表下 20cm まで黒ボク様の暗褐色土が堆積し、その下にニガシロと思われる粘質土層、地表下 40cm のところで Aso-4 風化堆積物由来の黄褐色土層が確認された。西村地区の文化センターが所在する丘陵地は火山灰性土壤によるものが表土付近を覆っており、裾野における沖積地土壤とは明確に異なる。遺物は出土せず、遺構も確認できなかった。

以上の点から当該地において計画により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 242 図 調査地点 (20-05)



第 243 図 20-05 調査区配置



第 244 図 20-05 1tr 土層断面



第 245 図 20-05 地点近影 (南東から)



第 246 図 20-05 1tr 土層断面

12 矢形川流域条里跡について

(1) 矢形川流域条里跡について

冒頭で少し述べたが、矢形川流域条里跡の範囲について疑問を呈したい。まず整理すると範囲が西は鯵、南は上島・西村、東は上六嘉、北は下六嘉と旧六嘉村と旧大島村の行政区画をまたいでいること、その中に内包される旧村が複数存在することが挙げられる。

また、このことは広い範囲にも関わらずまとまりが見えない原因となっている。

一方でそのような不規則性を内包する条里区画であることは、裏を返せば行政区画の境がこの範囲内で交錯しているということであり、明確に村単位で開発がなされたようになったと考えられる近世期の条里であると考える。

また、下六嘉丘陵の北に至っては、加勢川を挟んで存在する無田と呼ばれる地区（現三郎無田・熊本市下無田）が指すとおり低湿地が広がる部分であり、現在でも大雨が降ると内水により冠水する所である。

これを下六嘉丘陵から土を削り出して埋め立て、乾田化を近世以降進めていたことを地域誌が記しており、湿地開発を行った部分については開発に携わった者の名が小字名として残されたという。つまりはこの一帯が中世においては湿地帯であった可能性が高い。

こうした状況を踏まえて、矢形川流域条里跡の範囲は鯵の東、上島、下六嘉の西をその範囲とし、下六嘉の北については除外するべきと考える。

(2) 下六嘉を含めた丘陵周辺の低地について

一方で、下六嘉丘陵の北を含め嘉島町の東側には丘陵が多く、弥生時代～古墳時代にかけての大規模な集落の存在がうかがわれるため、これらを支える生産基盤としての低地と見なすことができ、現時点では水田經營が専らであり宅地等の市街地化の様相を見せない部分であるためなかなか調査をする機会を得ないが現時点においてはまだ不明ながらも丘陵に接する低地部分については今後注視すべき地帯と考える。



第 247 図 矢形川流域条里跡

第3節 12- 上官塚遺跡

1 上官塚遺跡について

(1) 遺跡の位置

上官塚遺跡は、町の東側、飯田山から伸びる丘陵地上に広がり、丘陵の北側は今般の地震の原因となった布田川断層が走っており、丘陵地と低地が直線状に接する地形となっている。

古くから耕作の際に壺棺や石棺などが発見されることや上官塚の他にも石塚・遠見塚など「塚」が地名に入るなど、古墳やその他の墓が多く点在することが知られていた地点である。

地名に残る塚は、丘陵上がほとんど全域において畠地化することにより削平されて墳丘を喪失しており、そのため当該地を訪れても古墳が分布しているように思えない景光である。

(2) 調査

遺跡は、ほぼ全城が町が実施している土地区画整理事業の範囲となっているため同事業に伴う予備調査及び本調査が実施されている。その予備調査成果については別章を設けて報告することとする。

地震後に行われた調査としては事業区域外の住宅に関して建替えが実施された2件に留まる。



第248図 上官塚遺跡の範囲

2 平成 28 年度

(1) 16-6

【所在地】上益城郡嘉島町北甘木

北緯 32 度 44 分 4061 秒

東経 130 度 46 分 4773 秒

【面 積】210m²

【調査原因】専用住宅建設

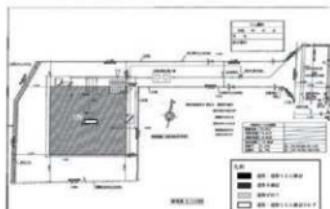
【調査日】平成 28 年 7 月 25 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

震災に伴い損壊した住宅を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 3 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 90 cm まで掘削した。掘削深度全域において盛土がされていた。西側隣地との比高差が 2.5 m あるため、調査対象となった敷地については、盛土することで平坦地を拡張したものと推測される。上記の結果から、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「石塚遺跡」に含まれるものではあるが、今回の調査ではその存在を確認できなかった。



第 250 図 16-06 調査区配置



第 251 図 16-06 トレンチ断面 (1 tr)



第 252 図 16-06 地点近影 (南東から)



第 253 図 16-06 土層断面



第 249 図 調査地点 (16-06)

(2) 16-24

【所在地】上益城郡嘉島町北甘木

北緯 32 度 44 分 51.7336 秒

東経 130 度 46 分 27.9150 秒

【面 積】300m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 3 月 1 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

震災に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 90cm まで掘削した。20cm ほどの盛り土の下には 70cm 程度ローム層が堆積し、最下面は砂礫層であった。

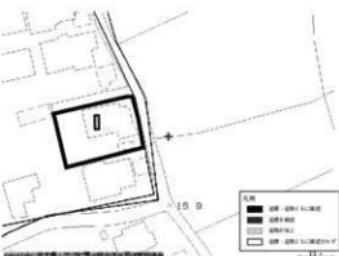
本来であればこの付近の基本土層はクロボク、アカホヤ二次堆積土、ニガ、ロームとなるところであるが、ロームが露出していることを考えると削平されているものと思われる。

道路を挟んで東側においては、地表下 50cm 程度の所から甕棺墓や石棺墓などが確認されており、その深度においてロームが露出したということは、元来小丘陵状に高まりがあった部分を削平して造成した可能性が考えられる。



第 254 図 調査地点 (16-24)

上記のことから事業予定地は石塚遺跡の範囲内ではあるものの、住宅建設により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



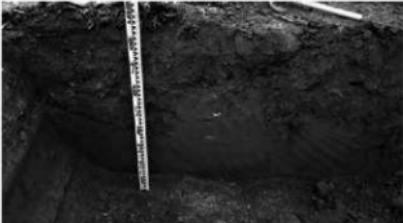
第 255 図 16-24 調査区配置



第 256 図 16-24 トレンチ断面 (1 tr)



第 257 図 16-24 地点近影 (南東から)



第 258 図 16-24 土層断面

第4節 13- カキワラ遺跡

1 カキワラ遺跡について

(1) 遺跡の位置と名称

カキワラ遺跡はカキワラ貝塚の南東に位置し、足手荒神の異名がある甲斐神社や中郡天満宮がその範囲に含まれる。神社があるなど水が湧きやすい低地において若干標高の高い微高地にある。また、神社は微高地の端部にあり、住宅地はそれよりも高い位置に展開している。

カキワラ遺跡は、本来蛎原と書き、その字が示すとおり牡蠣が一面に散らばっていたことからついているらしく、事実地区内には縄文時代後期の貝塚であるカキワラ貝塚が存在する。

(2) 調査

カキワラ遺跡の調査は5件実施された。そのうち平成29年～30年度にかけて実施されたものは地震による建物の再建に伴うものである。



第259図 カキワラ遺跡の範囲

2 平成 29 年度調査

平成 29 年度は 3 件実施された。2 件は専用住宅、1 件は災害公営住宅建設に伴うものである。

(1) 17-04

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 32 度 44 分 51.0954 秒

東経 130 度 46 分 09.0233 秒

【面 積】560m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 5 月 29 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺物出土

【措置等】慎重工事

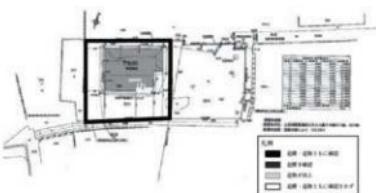
地震で倒壊した住宅を解体し、新たに建築するという計画に基づいて日程を調整し、調査を実施した。付近の道路工事の際に甕棺が出土したという話を聞いていたことから、今回の地点でも出土する可能性を伝え、場合によっては本調査を実施する旨を説明し、確認調査を実施した。

確認調査坑において地表下 90cm まで掘削した。地表面に土器片等が散布している状態であったため、土中に遺跡の存在が疑われた。ところが掘削してみると田の土のようなグライ化した土・砂を含む攪拌層が続き、途切れたところでロームが露出した。断面を確認すると畝状に波打ってニガ土層までを削平していることが明らかとなった。

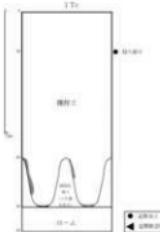


第 260 図 調査地点 (17-04)

遺物は深さ 20cm あたりから中世の攝り鉢片と土師器片が出土したが上記の理由により原位置を留めていないと判断される。上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「カキワラ遺跡」の範囲内であるものの、遺跡は削平されており存在しないと考える。



第 261 図 17-04 調査区配置



第 262 図 17-04 トレンチ断面 (1 tr)



第 263 図 17-04 地点近影 (南東から)



第 264 図 17-04 土層断面

(2) 17-10

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 35 度 44 分 47.9457 秒

東経 139 度 35 分 34.0231 秒

【面 積】230m²

【調査原因】倉庫建設

【調査日】平成 29 年 8 月 8 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

周知の埋蔵文化財包蔵地であるカキワラ遺跡の範囲内において、新規に倉庫を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は幅約 1 m、長さ 3 m の長方形のトレーニチを設定した。

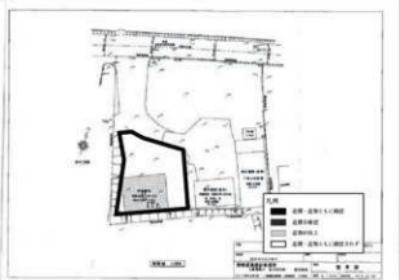
確認調査坑において地表下 130cm まで掘削した。土層の堆積状況は掘削したところ地表下 90cm までは盛土されており、その下に褐色粘土と暗褐色粘土が堆積する。最下部で河川由来の砂利が出始めたあたりで湧水したため掘削をそこで止めた。付近が水田であることから元はここも水田と同じレベルであったものを埋め上げて宅地としたものと思われる。いずれの層においても遺構・遺物ともに確認できなかった。

上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「カキワラ遺跡」の範囲内であるものの、開発行為によって影響を受ける遺跡は存在しない



第 265 図 調査地点 (17-10)

と考える。



第 266 図 17-10 調査区配置



第 267 図 17-10 トレーニチ断面 (1 tr)



第 268 図 17-10 地点近影 (南東から)



第 269 図 17-10 土層断面

(3) 17-20 試

【所在地】上益城郡嘉島町上六嘉

北緯 35 度 44 分 52.2424 秒

東経 139 度 35 分 32.6488 秒

【面 積】6,300m²

【調査原因】災害公営住宅建設

【調査日】平成 30 年 1 月 31 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】着工可

災害公営住宅を建設するにあたり、用地が包蔵地の範囲内かどうかということで町建設課と協議を行い、予定箇所 2 カ所（上六嘉・西村）については確認調査を要するとの回答をした。その後用地買収が完了して調査着手可能になった上六嘉について確認調査を実施することとした。用地の一部が包蔵地の範囲内ということであったが、他の部分についても隣接地として扱い試掘を実施した。調査区は 5 カ所トレンチを設定した。幅 1 m、長さ 2 m のトレンチを設定して地表下 180 ~ 190 cm まで掘削した。

全調査区において 120cm ~ 150cm の厚さで盛土が確認された。その下に褐灰粘土及び暗灰粘土が堆積する。遺構・遺物は確認されなかった。

上記の点から当該地点は周知の埋蔵文化財包蔵地「カキワラ遺跡」の隣接地であるが、今回の工事により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 270 図 調査地点 (17-20)



第 271 図 17-20 調査区配置



第 272 図 17-20 トレンチ断面 (1 tr)



第 273 図 17-20 地点近影 (南東から)



第 274 図 17-20 土層断面

3 平成 30 年度調査

平成 30 年度は 1 件実施された。

(1) 18-02

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 35 度 44 分 48.1199 秒

東経 139 度 35 分 36.7810 秒

【面 積】120m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 30 年 7 月 30 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺構・遺物確認

【措置等】慎重工事

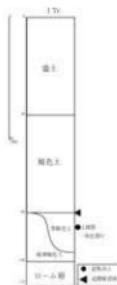
地震で損傷した家屋を解体し新たに建築するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、調査員の指示のもと重機による掘削を実施した。確認調査坑において地表下 110cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。

地表から約 40cm は盛土されており、その下に褐色土層、暗褐色土層、ローム層と順に堆積している。地表下約 80cm のところで遺構及び遺物を確認した。遺物は土師器及び須恵器の破片であり、形態から古代のものと推定される。埋土はその下 20cm ほどのところまで堆積していた。上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「カキワラ遺跡」の範囲内であり、地表下 80cm のところで遺構が確認された。今回の工事ではベタ基礎となっており、その掘削範囲

は盛土中に止まること、盛土下 40cm ほどの無遺物層を挟んで遺構が確認されることから今回の工事では遺跡に影響を及ぼすとは考えにくくと判断した。



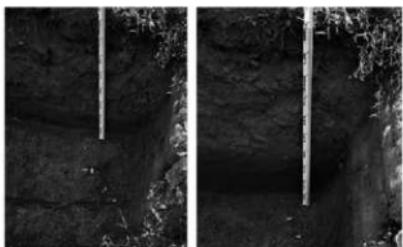
第 276 図 18-02 調査区配置



第 277 図 18-02 トレンチ断面 (1 tr)



第 278 図 18-02 地点近影 (南東から)



第 275 図 調査地点 (18-02)

第 279 図 18-02 遺構検出 第 280 国 18-02 土層断面

4 平成 31 年度調査

平成 31 年度は 1 件実施された。

(1) 19-08

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 35 度 44 分 48.0518 秒

東経 139 度 35 分 36.7812 秒

【面 積】180m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 10 月 2 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

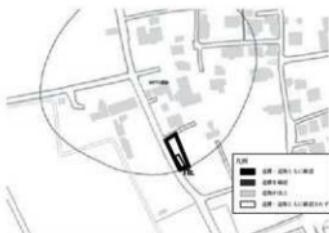
【措置等】慎重工事

新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「カキワラ遺跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。

調査坑において地表下 90cm まで掘削した。地表下 80cm まで盛土、褐灰粘土が堆積する。遺物・遺構は確認されなかった。もともと水田であった部分を 1 m 近い盛土で造成を行っている。これよりさらに 20cm 程度盛土を施して道路面と合わせるとことであるので、上記結果を踏まえて工事による影響を受ける文化財は存在しないと考える。



第 281 図 調査地点 (19-08)



第 282 図 19-08 調査区配置



第 283 図 19-08 トレンチ断面 (1 tr)



第 284 図 19-08 地点近影 (南東から)



第 285 図 19-08 土層断面

5 カキワラ遺跡について

(1) 土壤から見る旧地形

現在の遺跡範囲において、住宅が立ち並ぶ辺りは火山灰土壤など丘陵性堆積物であり比較的標高が高いことを反映しており、一方で道路を挟んで西側一帯の水田は粘土や砂などの低地性河川堆積物に覆われている。

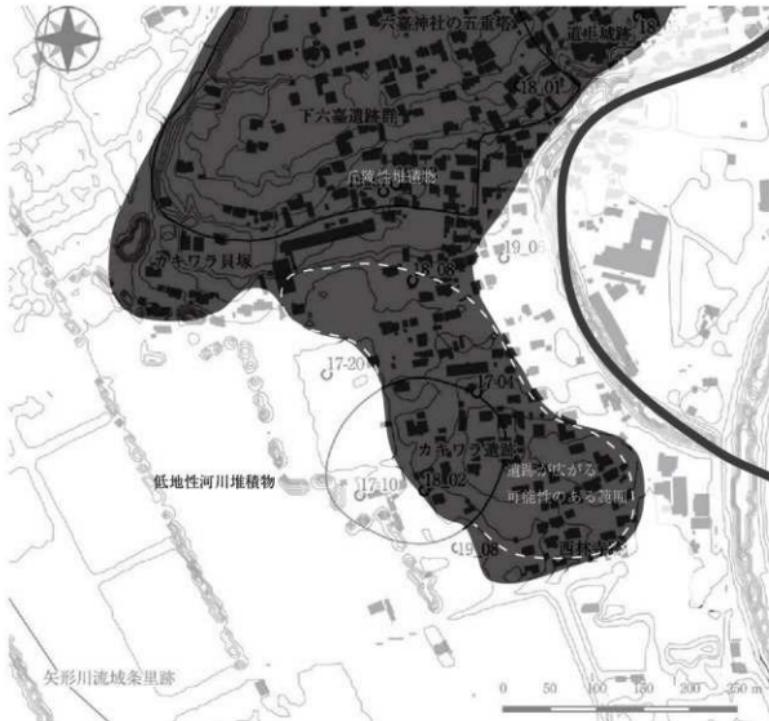
これら低地はおよそ御船川や矢形川から供給された土砂によって形成されたものであり、さらには下六嘉丘陵の裾にもあたる部分であるため、湧水する部分である。

(2) 遺跡の広がり

こうした傾向からカキワラ遺跡が広がる範囲としては範囲の中心から北及び北東・南東方向の微高地へと広がる可能性がある（第286図破線部）。その視点で下六嘉遺跡群とカキワラ遺跡の間についても試掘調査を実施しているが、

現在のところ確実に遺跡が存在することを突き止めるには至っていない。また、前述の背景として家屋が建っていた箇所の多くは、一旦ローマ層まで削平されたあと埋め上げられるなどしておらず、本来人間の活動痕跡が含まれる時期の自然堆積層のほとんどを失っていることが多い。実際、遺物が出土することはあっても削平された土の中に含まれることが多く、原位置を失っている。

ただし、そこに人間が存在し何らかの営為を行っていたことは明らかであり、現代に続くまでそれが更新され続けた証左でもあると感じている。



第286図 カキワラ遺跡周辺の土壤構成

第5節 16- 井寺遺跡

1 井寺遺跡について

井寺遺跡は、町の東部にあり飯田山から続く北甘木丘陵に布田川断層による低地を挟んだ独立した丘陵上に位置する。

遺跡は丘陵の標高が高い部分に分布し、丘陵頂部には直孤文等の装飾で知られる井寺古墳がその範囲内に含まれる。

井寺地区の集落は先述の布田川断層で生じた断層崖を境に低地部分で展開し、一部断層崖よりも上の標高が高い部分でも家が点在するものの、水が得やすい低標高部分に集中する傾向がある。最も標高が低くなる部分が集落の中心部に近いところにあり、そこから湧き出す水が集落の生活用水として使用されていたと聞き及んでいたが、昨今では各世帯に井戸が設置されて

水が汲み上げられるようになったことや世帯数の増加により水位が下がり流量が減り、かつての水路が淀むなどして次第に利用されなくなつていったと聞く。

丘陵の北側は浮島神社で知られる浮島熊野坐神社があり、その周辺は豊富な湧水による池が形成され、その一帯に広がる低地はかつて水はけが悪く湿地帯であったという。この湿地帯を埋め、嵩上げすることで乾田を広げて現在の姿となったと言われ、その嵩上げに井寺丘陵や北甘木丘陵の土が用いられた（）。結果として丘陵の削平が進み北甘木丘陵上の古墳や多くの包蔵地はその原位置を失う結果となっている。



第287図 井寺遺跡の位置

2 平成 29 年度の調査

平成 29 年度には 3 件実施された。うち 1 件は隣接地における試掘調査である。

(1) 17-14

【所在地】上益城郡嘉島町井寺

北緯 32 度 45 分 11.3941 秒

東経 130 度 46 分 42.1562 秒

【面積】410m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 9 月 6 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺構遺物確認

【措置等】工事立会

ア 住宅建設に伴う調査

新規に住宅を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は幅約 1m、長さ 3m の長方形のトレンチを設定した。住宅を建設する箇所である。井寺古墳付近であることから、土層堆積状況確認の意味を含めて約 2m 挖削した。表土以下粘性が強い砂質の土壤で、暗褐色粘質土、黒褐色粘質土、暗黄褐色ロームが堆積している。

地表下 50cm の所から 80cm にかけて土坑状の遺構が確認され、遺物も伴って出土した。遺物の形状から弥生時代のものと推定する。暗褐色粘質土を切り込み、埋土も暗褐色粘質土由来のもので判別が難しいが、埋土は炭化物や焼土片を噛むことから判別できた。古墳に関係する

遺物は確認できなかった。

1 Tr. で遺構及び遺物が確認されたことから、切り土の計画が出ている道路取り付け部分についても追加調査を実施した。こちらでは堆積状況は一転して山砂様の土層堆積となった。最初盛土かと思われるほどにきれいな山砂であり、所々に暗褐色粘土によるクロスラミナ構造が確認できることから自然堆積によるものと判断できる。井寺古墳の墳丘付近で確認されている土層に近い組成をしている。こちらの調査区では遺物や遺構は確認されなかった。

イ 净化槽設置位置変更に伴う調査

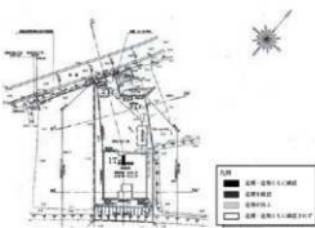
前回確認調査を実施した結果、住宅を建てる部分で遺構が確認された。住宅部分は幸い盛土の予定で、下の遺構への影響はないと考えたが、浄化槽については本調査が必要となったため位置を移す協議を実施した。2 Tr. のあたりへ移転できないかと持ちかけたところ、車両乗入口にあたる部分に浄化槽を設置する場合補強等で工法が変わり費用がかさむということであった。代替案として隣接する墓地周辺ではどうかという話になり、今回追加で確認調査を実施した。幅 1m、長さ 2m のトレンチを設定し、重機により掘削した。

2 Tr. で確認されたように暗褐色粘土と真砂土様の砂層で構成される水成堆積層であった。こちらの調査区では遺物や遺構は確認されなかった。

元来は井寺古墳から繋がる緩斜面にあったものが道路開削等に伴って北側は大きく削平され、家屋建設予定の南側は旧斜面が盛土により残っていたものと思われる。このことはこの土地の西側で実施された井寺古墳の墳丘形状確認



第 288 図 調査地点 (17-14)



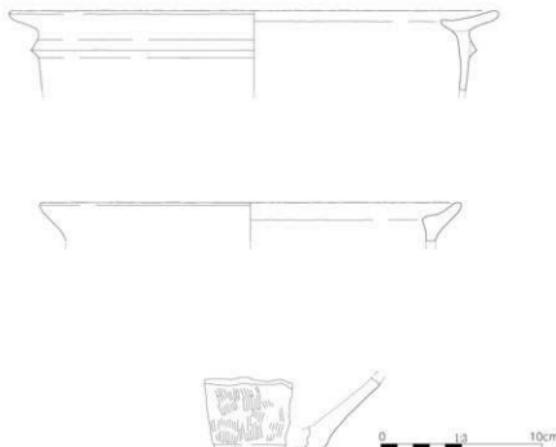
第 289 図 17-14 調査区配置

調査において同様の傾向が見られたことからこの付近を始点として急激に地形が南側に向かって傾斜することを示している。

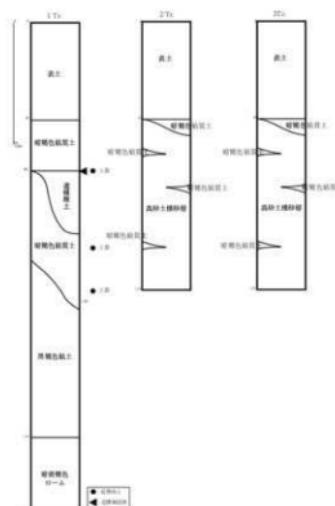
結果として遺構及び遺物が確認されたものの、住宅建設予定部分においては盛土が予定されていたことと、切り土となる道路接続部分では遺跡の存在が確認できなかったこと、浄化槽の設置箇所も遺構が存在しない道路側へ移動させることで工事に際して立ち会うことを条件とし、本調査を要しないものとした。

ウ 出土遺物

1 トレンチから出土した土器について、他の時代のものも含まれるが小片のため割愛する。～はいずれも弥生時代に属する甕である。はT字形口縁で口縁下部に突帯が一条巡らされる。は口縁内部の突出が無くなり、に比べてやや新しい印象を受ける。は甕の底部であり、底部径や器厚から判断するに甕棺の可能性がある。



第 290 図 17-14 出土遺物実測図



第291図 17-14 トレンチ断面 (1~3tr)



第294図 17-14 1tr 土層断面



第292図 17-14 地点近影 (南東から)



第295図 17-14 2tr 土層断面



第293図 17-14 1tr 遺構検出



第296図 17-14 3tr 土層断面

(2) 17-15

【所在地】上益城郡嘉島町井寺

北緯 32 度 45 分 14.3053 秒

東経 130 度 46 分 41.8313 秒

【面 積】144m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 9 月 13 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺構遺物確認

【措置等】要調査

地震により倒壊した住宅を再建する計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は 2 カ所トレンチを設定した。

1 Tr. 住宅の部分として調査区を設定した。瓦礫を除去したところ直下で焼土及び粘土塊を確認した。精査したところ炉もしくはかまどと判断に到り、南方方向へ 2 m トレンチを拡張した。結果ニガ土面を掘り込んだ住居のプランをおおよそ確認でき、北側にかまどを持つ住居址であると判断した。ニガ土があるということはその上面には本来アカホヤ二次堆積層や黒ボク層があったと考えられるが、これまでの開発の際に削平されたものと考えられ、結果的に非常に浅い（地表下 30cm）深度で遺構が確認されたものと思われる。遺構の面が想像以上に浅く、また住居と思われる遺構であったことから範囲の確認に留め、2 箇所目において土層の堆積状況を確認することとした。

2 Tr. 1 Tr. の状況を受けて、その範囲を確認するためにトレンチを追加して調査を実施した。結果同様の深度付近でニガ土面を掘り込む土坑を確認した。

結果としてベタ基礎とはいえ地表下約 30cm で遺構が確認されたため保存が難しいと判断し、要調査とした。

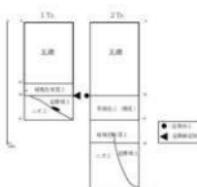
施工業者及び施主にその旨通達し、平成 29 年 10 月に調査が実施された（嘉島町教育委員会 2019）。



第 297 図 調査地点 (17-15)



第 298 図 17-15 調査区配置



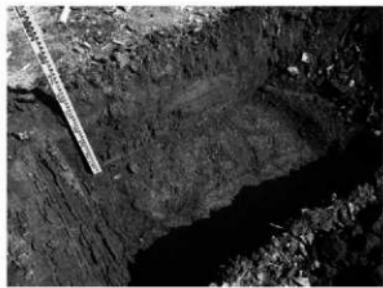
第 299 図 17-15 トレンチ断面 (1 tr)



第 300 図 17-15 地点近影 (南東から)



第 301 図 17-15 1 tr 遺構検出



第 302 図 17-15 2 tr 遺構検出



第 303 図 17-15 2 tr 土層断面

(3) 17-23 試

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 45 分 14.9733 秒
東経 130 度 46 分 39.6013 秒

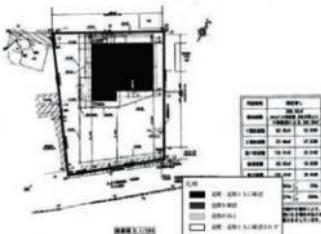
【面 積】220m²
【調査原因】専用住宅建設
【調査日】平成 30 年 3 月 23 日
【担当】橋口剛士
【遺構・遺物】なし
【措置等】着工可

地震で被害を受けた住宅を取り壊して新たに建設する計画である旨当該地番に於ける遺跡地図照会を受け、包蔵地の範開外であるものの井寺遺跡及び上官塚古墳群に近接していることから試掘調査を実施することとなり、重機により調査を実施した。調査区は幅約 1 m、長さ 3 m の長方形のトレーニチを設定した。1ヶ所について深さ 90cm まで掘削を実施した。

当初の予想に反して地山まで 90cm と薄かつたこと、地山上面に黒褐色土、その上部に疊混じりの黒褐色土が堆積しており、上部の黒褐色土は盛土と判断し、下部の黒褐色土についても土質自体は盛土と変わらないものの疊を含まないことから土層として扱ったが、周辺の結果からするとこの層順は異常であるためこれについても盛土の可能性がある。どの層位からも遺物及び遺構は確認されなかった。



第 304 図 調査地点 (17-23)



第 305 図 17-23 調査区配置



第 306 図 17-23 トレーニチ断面 (1 tr)



第 307 図 17-23 地点近影 (南東から)



第 308 図 17-23 土層断面

3 平成 30 年度の調査

平成 30 年度は 2 件実施された。2 件ともに隣接地における試掘調査である。

(1) 18-03 試

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 45 分 15.0659 秒

東経 130 度 46 分 40.5577 秒

【面 積】80m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 30 年 8 月 2 日

【担 当】橋口剛士、越知睦和

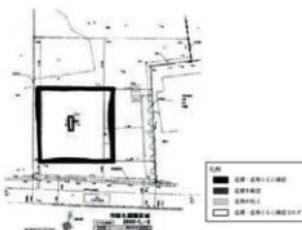
【遺構・遺物】なし

【措置等】着工可

住宅を新築するという計画に基づいて、遺跡地図の照会があったところ、井寺遺跡に隣接するということで試掘調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1 m、長さ 3 m の確認調査坑を 1 本設定し、掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 120m まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。転圧した砂利層を剥ぐと黒褐色の盛土が 40cm 程度堆積しており、下のローム層と盛土との間に近代の瓦や磁器の茶碗などが出土している。その下はローム層、さらにその下はローム + 砂疊層となっており、本来あるべきクロニガ等の土層は認められなかった。元々は井寺丘陵からならぬかに低地に至る斜面の途中にあったものと考えられるが、近隣を含めた住宅群が形成される際に固いローム層まで切り込んで住宅の基底としたと推定される。その後水害対策のためだらうか、さらに整地が行われて全体的にかさ上げ

されて現在の地表面となったものと思われる。上記の点から当該地は井寺遺跡の隣接地ではあるが、すでに削平されており遺跡は存在しないと判断する。



第 310 図 18-03 調査区配置



第 311 図 18-03 トレンチ断面 (1 tr)



第 312 図 18-03 地点近影 (南東から)



第 313 図 18-03 土層断面



第 309 図 調査地点 (18-03)

4 平成 31 年度の調査

平成 31 年度は 1 件実施された。隣接地における試掘調査である。

(1) 19-10 試

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 59.9506 秒

東経 130 度 46 分 33.4341 秒

【面 積】300m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 10 月 11 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

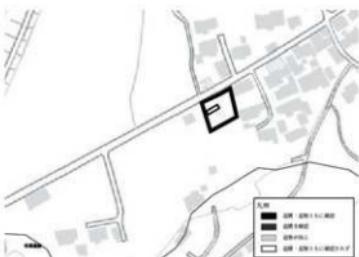
【措置等】着工可

新たに住宅を建設する計画に基づき、距離的には上官塚遺跡に近いものの高低差が大きくあるため井寺遺跡との関連も視野に入れて試掘調査を実施した。計画地に対して幅約 1 m、長さ約 3 m の調査坑を 1 箇所設定し、掘削した。

地表下約 40cm あたりに整地層を挟みつつ 100cm あたりまで盛土がなされている。その下に黒褐色の粘質土が 40cm ほど堆積するが遺物や遺構は確認できなかった。隣地の水田を見るに、元は盛土がなされている 1 m 程度下が本来の地面であったと考えられ、今回の工事で影響を受ける遺跡は存在しないと判断した。



第 314 図 調査地点 (19-10)



第 315 図 19-10 調査区配置



第 316 図 19-10 トレンチ断面 (1 tr)



第 317 図 19-10 地点近影 (南東から)



第 318 図 19-10 土層断面

5 井寺遺跡について

冒頭で述べたが井寺遺跡の大部分は井寺丘陵の比較的標高が低い部分に集落が展開するため、離れている。

ただし開発が全くないわけではなく、その場合の調査で遺跡が確認されることがしばしばである。最も標高が高いところに井寺古墳があり、平成28年熊本地震に伴って実施された墳丘形状確認調査により古墳の構築面下に井寺遺跡の一部を認めた（嘉島町教育委員会2021）。また、丘陵の中腹にあたる部分でも削平を受けながらも遺跡が残されている一方、裾野にあたる部分ではローム層まで大きく削り込んだ後盛土によって現在の地面まで上げられているなど大きな地形改変の後が認められる。

特にその傾向は丘陵の北側斜面で顕著であ

り、井寺古墳の北側斜面は斜面というよりも崖面と表現した方がよいほどに切り立っている。丘陵地形を形成する原因となっている断層と平行する形で走っているためこの落差は断層によるものの可能性は否定できないが、平坦地を作り出すために人工的に行っているようにも見えるため、これらの複合要因によるものとも思える。上記の影響もあって遺跡に隣接する北側においてはいずれも遺跡の痕跡を認めることができず、17-15地点が現時点における遺跡の北限と認識している（嘉島町教育委員会2019）。

一方、南側の緩斜面においては既に住宅が建っているか長年畠地の状態が維持されていることもあって調査が及んでいないが、17-14での結果を見るに、遺跡の中心はこの緩斜面一帯に広がるものと考える。



第319図 井寺遺跡の範囲と調査地点

第6節 18- 西光寺遺跡

1 西光寺遺跡について

(1) 西光寺遺跡の位置

町の東側、下六嘉丘陵の北側に位置する。南にある下六嘉遺跡群とは間に谷状の起伏で地形的に区切られる。ただしこの起伏は移動に際して大きな障害とはならず、丘陵における鞍部のようなものである。

西光寺という地名は寺の名が示すとおりかつて西光寺という寺院があったと伝え聞く。ただその伽藍については確認されておらず、正確な位置についてはいまだ不明な状態である。丘陵の東端に薬師堂があり、寺村という地名が残るのでそのあたりが寺の位置ではなかったかと推定する。

(2) 調査

全体で4件実施されているが、地震に伴う建物建替に伴うものは1件と比較的少ない。一方で新規に建物を建てる計画が増えている地域であり、近年における調査件数は依然として衰えない。これも地震被害が比較的少ない上、丘陵上という水害に遭わない立地も少なからず影響しているものと思われる。

下六嘉丘陵にあって旧集落から離れた北斜面はこれまで目立った開発が行われてこなかったため竹林や畠地が多く目立っていた所である。最近ではこれらの土地をまとめて整地して売り出そうとする動きもあり、これらに伴って調査件数と遺跡の確認が進んできているところである。



第320図 西光寺遺跡の位置

2 平成 28 年度の調査

平成 28 年度は 1 件実施された。

16-13

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 45 分 15.0348 秒
東経 130 度 46 分 10.6981 秒

【面積】690m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 28 年 11 月 15 日

【担当】橋口剛士

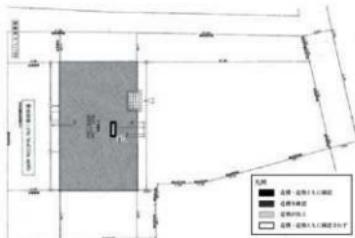
【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、着工時期寸前に 93 条の提出があったことから急速重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、調査員の指示のもと重機による掘削を実施した。

確認調査坑において地表下 50cm まで掘削した。地表面の時点では赤土状の地表面であったために削平されている可能性も考えられた。実際に試掘坑の土層を確認してみると地表下 10cm でローム層が露出したため、50cm 掘削したところで調査を終了した。給料の先端部であるためローム層上部には黒ニガヤアカホヤ、黒ボク

層が堆積するものとみられるが、そのような層は確認されなかった。



第 322 図 16-13 調査区配置



第 323 図 16-13 トレンチ断面 (1 tr)



第 324 図 16-13 地点近影 (南東から)



第 325 図 16-13 土層断面



第 321 図 調査地点 (16-13)

3 令和2年度の調査

令和2年度は3件の調査が実施された。うち1件は事業の性質上破壊が避けられなかつたため本調査を実施することとなった。

(1) 20-1

【所在地】上益城郡嘉島町下六嘉

北緯 32 度 45 分 16.7211 秒

東経 130 度 46 分 11.4591 秒

【面 積】5.500m²

【調査原因】土地造成

【調査日】令和2年6月2日～17日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺構遺物確認

【措置等】本調査

竹林を伐採・抜根し土地を造成する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「西光寺跡」「矢形川流域条里跡」の範囲内及び隣接地にあることから予備調査を実施した。

計画地が比較的広いことから計11カ所の調査区を設定し、伐開作業が実施されていることから調査用の重機進入が困難であったことから人力により掘削した。結果については以下のとおりである。

事業地の大部分は削平されており、すでに消失しているか、遺物は出土するものの原位置を留めていない。一方で高く残された土地については現状の地形を辛うじて残しており、表土除

去直下（約30cm）のところで古代の遺構とともに土師器等が出土している。

竹の根を抜根するために地表下50cm程度を掘削することとなっているため、遺構残存部分については本調査を免れ得ないと判断する。

上記の結果を受けて、事業地の一部において本調査が実施された（嘉島町教育委員会2021）。



第327図 20-1 調査区配置



第328図 20-1 地点近影（南東から）



第326図 調査地点（20-1）



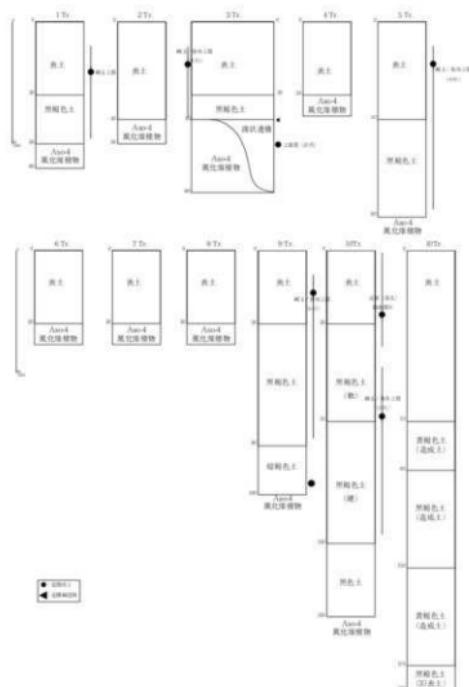
第329図 20-1 土層断面（3tr）



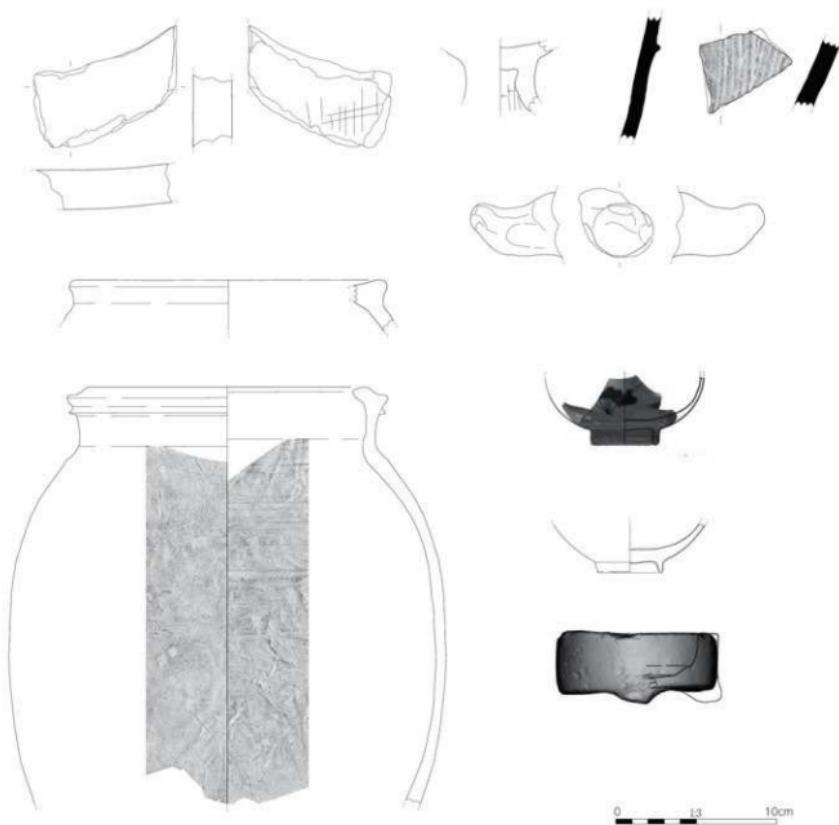
第330図 20-1 土層断面 (6 tr)



第331図 20-1 土層断面 (9 tr)



第332図 20-1 トレンチ断面 (1 tr)



第333図 20-1出土遺物実測図

(2) 20-4

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 45 分 15.9663 秒

東経 130 度 46 分 11.3016 秒

【面 積】770m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和 2 年 11 月 12 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

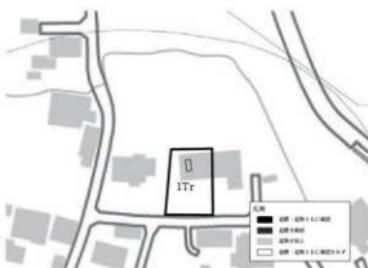
新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財候補地「西光寺遺跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、重機により掘削した。

建物を建設する付近において 1 カ所調査坑を設定した。それぞれ地表下 60cm まで掘削した。地表下 30cm まで転圧を受けた造成土が存在し、その下にニガシロと思われる粘質土層、Aso-4 風化堆積物由来の黄褐色土層が確認された。

転圧を受けた造成土中に土器片を認めるも原位置のものでは無く、この土地を造成した際に搬入された土に含まれていたものと推測される。以上の点から遺物は含まれるもの、当該地において計画により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 334 図 調査地点 (20-4)



第 335 図 20-4 調査区配置



第 336 図 20-4 トレンチ断面 (1 tr)



第 337 図 20-4 地点近影 (南東から)



第 338 図 20-4 土層断面

(3) 20-6

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 45 分 13.5605 秒
東経 130 度 46 分 11.7223 秒

【面 積】110m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和3年3月3日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

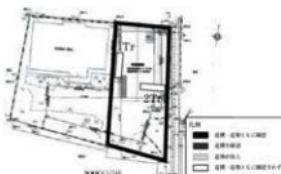
新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「西光寺遺跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.5 m、長さ 3 m の調査区を 2箇所設定し、人力により掘削した。結果については下記のとおりである。現地が地名ともなっている「西光寺」の推定地に近いことから慎重を期して建物を建設する付近において 2カ所調査坑を設定した。

調査坑を地表下 30cm ~ 20cm まで掘削した。土層の堆積状況のとおりである。

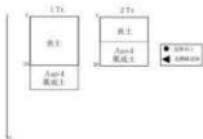
地表下 10cm まで現代のゴミを含む表土層が堆積し、その下に Aso-4 風化堆積物由來の黄褐色土層が確認された。1 Tr ではその上に焼土を認めるも、家人の話ではこの土地でこれまでに 2 回火災に遭ったということで、その際の焼土と思われる。

いずれのトレンチからも現代の陶磁器や薬の瓶等は確認されたが古い時代の遺物は出土せず、遺構も確認できなかった。

以上の点から当該地において計画により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第 340 図 20-6 調査区配置



第 341 図 20-6 トレーニング断面 (1 tr)



第 342 図 20-6 地点近影 (南東から)



第 343 図 20-6 土層断面



第 339 図 調査地点 (20-6)

4 西光寺遺跡について

(1) 遺跡の地形

平成28年熊本地震以前の下六嘉丘陵は比較的開発が緩やかであり調査件数が少なかったことともあって不明な点が多くあったが、地震後の調査件数が増加してある程度の傾向が掴めてきたところである。

西光寺遺跡はその下六嘉丘陵にあって住宅地も少なく、いまだ竹林や耕作地の面積の方が多い状態であったが、ここ近年では開発件数（見込含む）が増加している。

一つの傾向として、住家が建っているところはローム層まで削平してその後盛土をする場合やそのまま家の基礎とするなどしているようで、住家があった所を調査するとかなり浅い位

置でローム層に到達する。それを勘案すると元々は現在よりも若干標高が高かったと考えられる。

(2) 西光寺の寺域について

前述のこととあって西光寺の由来となる寺に関するものを見いだせていないことは今後の課題となっている。西光寺遺跡2001地点の報告書でも述べたが、薬師堂のある20-6付近が一番の可能性が高い場所と考えている。



第344図 西光寺遺跡

第7節 22- 下六嘉遺跡群

1 下六嘉遺跡群について

(1) 下六嘉遺跡群の位置

下六嘉遺跡群は下六嘉丘陵の南西部から丘陵頂部付近にかけて分布し、その範囲は丘陵の大部分を占める。下六嘉丘陵は低地との境界部分がやや急なほかは緩斜面であり、丘陵上は広範囲にわたって平坦な地形を呈する。

低地部分との境界付近では湧水し、丘陵周辺の低地部分は湿地に近い性状を示す。

容易に水を得やすく、且つ水害に遭わない立地というのは古くから居住に適していたと考えられ、縄文時代の人骨が発見されたことで知られるカキワラ貝塚は丘陵の南東端に存在し、ほかにも弥生時代の遺物が多く見られ、甕棺群や石棺墓などの埋葬施設の発見例も多く見られる。

所である。

(2) 調査

家屋の倒壊件数地震の影響を比較的受けなかつた地域と言える。一方で水害の影響を受けにくい地形であつたり今般の地震被害の様子を見てか、復興事業が落ち着いてから急激に開発件数が増加している。

それを反映して、地震直後に1件のあとしばらく時間をおいて平成30年度に5件、平成31年度に3件実施されている。うち破壊を免れないとして本調査に至った件数は1件である。



第345図 西光寺遺跡

2 平成 28 年度の調査

(1) 16-27

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 45 分 07.2964 秒

東経 130 度 46 分 05.5780 秒

【面 積】1,300m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】平成 29 年 3 月 31 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

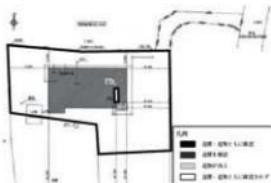
【措置等】慎重工事

地震に伴い損壊した家屋を解体し、新たに立て直すという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、日程調整をして重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分付近に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、重機による掘削を実施した。20cm ほどの砂利層の下に黒褐色土とロームの混在する搅乱土があり、地表下 40cm のところでローム層が露出した。以前に実施した下六嘉丘陵上での調査でも似たような状態となっている。前回は丘陵の端部付近であったため斜面を平坦化する目的で造成が行われたためと推定していた。しかし、丘陵頂部付近である当該地点においても同様の状況であることから、削平はかなり広範囲に及んでいる可能性が指摘できる。

矢形川を挟んで向こう岸にある北甘木丘陵も削平を受けながらも部分的には遺構が残ること

からも土壤環境的には似通ったものであると考えられることから、集落として使われ続けた下六嘉丘陵と畠地として利用された北甘木丘陵の用地的な性格の差であるようにも思われる。

上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「下六嘉遺跡群」の範囲内であるものの、すでに削平を受けているか若しくはなかったものと思われ、住宅建設に際して影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



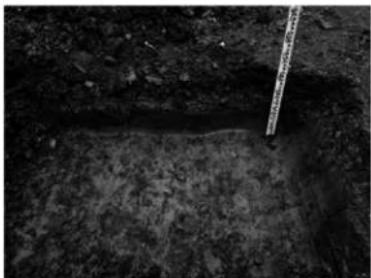
第 347 図 16-27 調査区配置



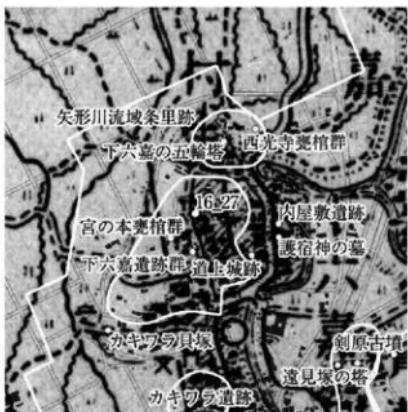
第 348 図 16-27 トレンチ断面 (1 tr)



第 349 図 16-27 地点近影 (南東から)



第 350 図 16-27 土層断面



第 346 図 調査地点 (16-27)

3 平成 30 年度の調査

(1) 18-1

【所在地】上益城郡嘉島町下六嘉
北緯 32 度 45 分 01.7850 秒
東経 130 度 46 分 10.7749 秒

【面 積】 400m^2

【調查原因】專用住宅建設

【調査日】平成30年6月18日

【担 当】 橋口剛十

【遺構・遺物】なし

【措置策】 植重工事

周知の埋蔵文化財

周辺の住民文化施設地域である「八幡町巡回の範囲内において、地震で被害を受けた住宅を取り壇して新規に専用住宅を建設するという計画に基づいて、確認調査を実施することとなり、重機により確認調査を実施した。調査区は幅約1m、長さ3mの長方形のトレーニングを設定した。

確認調査坑において地表下100cmまで掘削した。掘削したところ地表下10cmまで表土があり、その下は砂礫層であった。盛土の可能性もあると考え、地表下100cmまで掘り下げたが状況に変化が無いため自然堆積のものと判断した。この層はローム層よりも下で確認される砂礫層であると考えられ、これが地表面近くで見られるということは相当な削平を受けているものと判断できる。実際周辺の土地に比べて当該地は低く平らになっており、本来斜面であった土壠を造成によって広げ、平らにしたものと

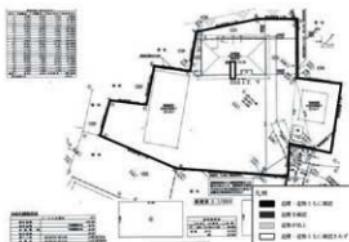


第351図 調査地点 (18-1)

推測される。

遺構・遺物ともに確認できなかった。

上記の点から当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「下六嘉遺跡群」の範囲内であるものの、すでに遺跡は削平により存在しないものと考る。



第352図 18-1 調査区配置



第353図 18-1 トレンチ断面 (1 tr)



第354図 18-1 地点近影（南東から）



第355図 18-1 土層断面

4 平成 31 年度の調査

(1) 19-06 試

【所在地】上益城郡嘉島町下六嘉

北緯 32 度 44 分 55.8029 秒

東経 130 度 46 分 10.1525 秒

【面 積】80m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 8 月 7 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

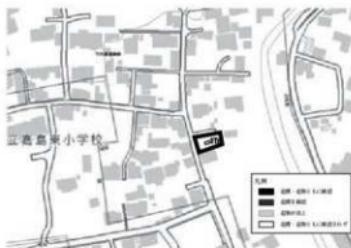
【措置等】慎重工事

地震により被災した住宅を解体し、新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「下六嘉遺跡群」の隣接地にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。

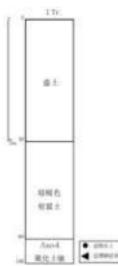
調査坑において地表下 100cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。

地表下 50cm まで表土、その下に暗褐色粘質土、Aso-4 風化土壤が堆積する。遺物・遺構ともに確認されなかった。

上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



第 357 図 19-06 調査区配置



第 358 図 19-06 トレンチ断面 (1 tr)



第 359 図 19-06 地点近影 (南東から)



第 360 図 19-06 土層断面



第 356 図 調査地点 (19-06)

(2) 19-07

【所在地】上益城郡嘉島町下六嘉

北緯 32 度 44 分 58.1108 秒

東経 130 度 46 分 05.1946 秒

【面 積】540m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 8 月 7 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】遺物出土

【措置等】慎重工事

地震により被災した住宅を解体し、新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「下六嘉遺跡群」の範囲内にあることから予備調査を実施した。

計画地に対して幅約 1 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。調査坑において地表下 130cm まで掘削した。

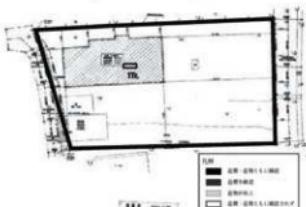
地表下 30cm まで表土、その下に旧表土、暗褐色土、暗褐色粘質土、黒褐色粘土が堆積する。

遺物は地表下 100cm ~ 130cm にかけて弥生時代の土器片が断続的に出土した。遺構は確認されなかった。

上記の結果から遺物は出土するものの、地表下 100cm 以下であることから今回の工事では影響を受けないと考える。



第 361 図 調査地点 (19-07)



第 362 図 19-07 調査区配置



第 363 図 19-07 トレンチ断面 (1 tr)



第 364 図 19-07 地点近影 (南東から)



第 365 図 19-07 土層断面

(3) 19-13

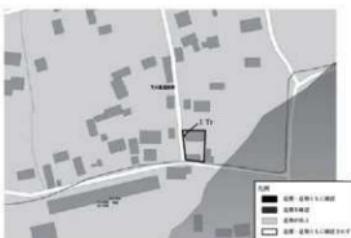
【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 44 分 58.4168 秒
東経 130 度 46 分 05.6613 秒

【面 積】520m²
【調査原因】専用住宅建設
【調査日】令和元年 12 月 3 日
【担当】橋口剛士
【遺構・遺物】遺物出土
【措置等】慎重工事

被災した住宅を解体し、新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「下六嘉遺跡群」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.0 m、長さ 1.5 m の調査区を設定し、掘削した。調査坑において地表下 130cm まで掘削した。

地表下 70cm まで盛土が存在し、その下に 50cm の自然堆積層が確認された。最下面からは少量の弥生土器片が出土した。遺構は確認されなかった。

上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



第 367 図 19-13 調査区配置



第 368 図 19-13 トレンチ断面 (1 tr)



第 369 図 19-13 地点近影 (南東から)



第 370 図 19-13 土層断面



第 366 図 調査地点 (19-13)

5 令和2年度の調査

20-03

【所在地】上益城郡嘉島町
北緯 32 度 45 分 01.3244 秒
東経 130 度 45 分 59.7555 秒

【面 積】440m²
【調査原因】専用住宅建設
【調査日】令和2年8月20日
【担 当】橋口剛士
【遺構・遺物】なし
【措置等】慎重工事

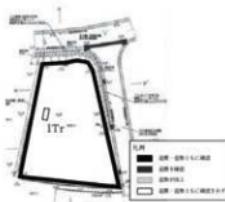
新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「下六嘉遺跡群」の範囲内にあることから予備調査を実施した。計画地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、重機により掘削した。

地表下 60cm まで掘削した。地表下 30cm まで耕作土が存在し、その下に転圧を受けた造成土、その下に Aso-4 風化堆積物が確認された。転圧を受けた造成土中に土器片を認めるも原位置のものでは無く、この土地を造成した際に搬入された土に含まれていたものと推測される。

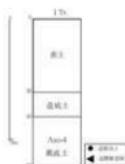
以上の点から遺物は含まれるもの、当該地において計画により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



第371図 調査地点 (20-03)



第372図 20-03 調査区配置



第373図 20-03 トレンチ断面 (1tr)



第374図 20-03 地点近影 (南東から)



第375図 20-03 土層断面

6 下六嘉遺跡群について

(1) 下六嘉遺跡群における調査

下六嘉丘陵の大部分を占める範囲に広がる本遺跡は、丘陵頂部である六嘉神社周辺を中心尾根沿いに展開するものと思われている。

実際頂部付近で多く土器を採集することができるなど、集落の中心域がそのあたりにあることが推定され、実際 18-09 における調査では地表下すぐから土器が多く出土し、本調査が実施された。結果として弥生時代中期から古墳時代前期にかけての遺構とともに多量の遺物が出土した（嘉島町教育委員会 2021）。

一方で遺物は出土するものの明確な遺構がない場合や既に削平が及んでおりローム層より上の層を失っている例など遺跡の分布に偏りがある

か既に失われていることもあり、現時点においても正確な分布を把握できていない。

既に宅地化された部分については削平されているケースが多く、今後注意するべきは丘陵の西側から南西にかけての畠地部分である。また、嘉島東小学校の北に隣接する道路を挟んで南側にカキワラ貝塚が存在するが、地形的には連続するので今後このあたりからも遺跡の広がりを確認する可能性が高い場所と考えている。

一旦遺跡が確認された場合、夥しい遺物量であるため調査となると小規模であっても相当な密度が見込まれるため扱いに注意したいところである。



第 376 図 下六嘉遺跡群の広がりと地形

第8節 32- 石塚遺跡

1 石塚遺跡について

(1) 石塚遺跡の位置

石塚遺跡は町の東側、北甘木丘陵（東部台地）の西端に所在する。矢形川に面した若干標高が高い一帯をその範囲とし、遺跡の性状から東隣の上官塚遺跡と連続するものと思われる。塚という名前が付くこと、またそれに石が付くことが示すとおりこの付近にはかつて塚（古墳）があったことや石棺が庭や畑から発見されることが多い土地である。

(2) 石塚遺跡の調査

平成28年度以降の石塚遺跡における調査件数は3件と比較的少ない。要因としては地震による被害が少ない地域であったため、家屋の建て直し件数が少なかったことが挙げられる。

(3) 石塚遺跡について

地震より前から家を建てる際や庭を触る際に壊棺や石棺が出てくるという話を聞いていたので警戒している地域であったが、実際に掘ってみるとほとんどの場合ロームより上層の土が失われている。後述する土地区画整理事業に伴う調査においても同様の傾向が見られることから以前からの発見例もそうした中でほとんど失われているうちの偶然残ったものである可能性が高いと考えられる。

こうした事情から具体的にどの位置が削平を免れているかについてはまだ不明であり、今後も不時発見が続くものと思われる。



第377図 石塚遺跡の位置

2 平成 28 年度の調査

16-19

【所在地】上益城郡嘉島町

北緯 32 度 44 分 42.5163 秒

東経 130 度 46 分 27.5936 秒

【面 積】700m²

【調査原因】倉庫建設

【調査日】平成 28 年 12 月 21 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

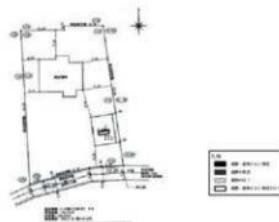
【措置等】慎重工事

損壊した小屋を解体し、再度建設する計画に基づいて、確認調査を実施することとなった。日程を調整して重機の手配をし、調査を実施した。建設予定部分に対して幅約 1 m、長さ 2 m の確認調査坑を 1 本設定し、掘削を実施した。

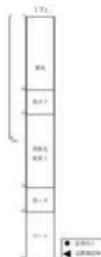
確認調査坑において地表下 100cm まで掘削した。土層の堆積状況は第 2 図のとおりである。解体瓦礫混じりの擾乱土が 30cm 堆積している下には黒ボク、黒褐色粘質土を挟んでクロニガ、ローム層とこのあたりでの標準的な土層堆積状況を示す。黒ボク土中から炭片など遺跡の兆候を示すものを確認したが、遺物や遺構は確認されなかった。

以上のことから当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「石塚遺跡」の範囲内であるが、調査を要

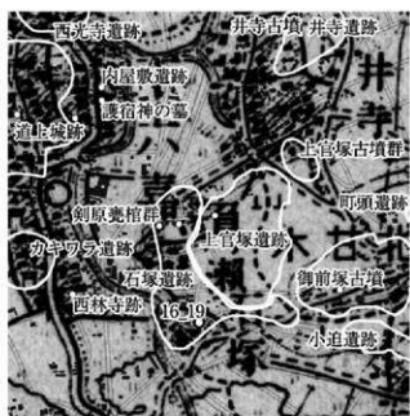
すると判断に足る遺物や遺構の存在を認めないことから、当該地に開発事業により影響を受ける遺跡は存在しないと考える。



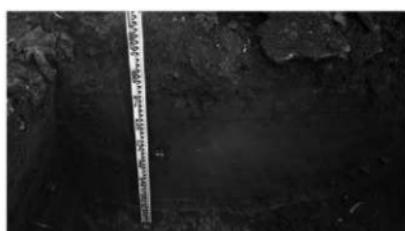
第 379 図 16-19 調査区配置



第 380 図 16-19 トレチ断面 (1 tr)



第 378 図 調査地点 (16-19)



第 381 図 16-19 土層断面

3 平成 31 年度の調査

(1) 19-03

【所在地】上益城郡嘉島町北甘木

北緯 32 度 44 分 52.7166 秒

東経 130 度 46 分 26.6114 秒

【面 積】500m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 6 月 18 日

【担 当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

被災した住宅を解体し、新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財埋蔵地「石塚遺跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。

調査地に対して幅約 1.9 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。調査坑において地表下 90cm まで掘削した。

地表下 20cm に砂利混じりの表土が存在し、その下に暗褐色土、ローム層が堆積する。遺物・遺構ともに確認されなかった。

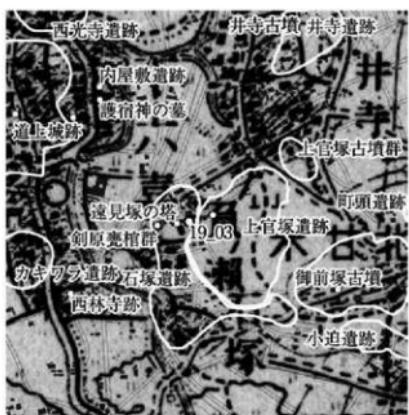
上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



第 383 図 19-03 調査区配置



第 384 図 19-03 トレンチ断面 (1 tr)



第 382 図 調査地点 (19-03)



第 385 図 19-03 地点近影 (南東から)



第 386 図 19-03 土層断面

(2) 19-05 試

【所在地】上益城郡嘉島町北甘木

北緯 32 度 44 分 42.8299 秒

東経 130 度 46 分 32.2899 秒

【面 積】590m²

【調査原因】専用住宅建設

【調査日】令和元年 8 月 7 日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

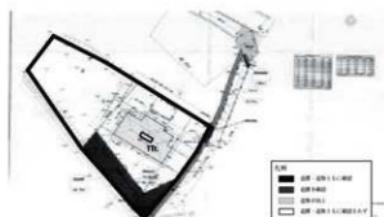
【措置等】慎重工事

被災した住宅を解体し、新たに個人住宅を建設する計画に基づいて、当該地が周知の埋蔵文化財包蔵地「石塚遺跡」の範囲内にあることから予備調査を実施した。

計画地に対して幅約 1 m、長さ 3 m の調査区を設定し、掘削した。調査坑において地表下 90cm まで掘削した。

地表下 40cm まで砂利、その下に 30cm 程度の盛土ののち Aso-4 風化土壌が堆積する。遺物・遺構ともに確認されなかった。

上記の結果から今回の工事により影響を受ける埋蔵文化財の存在はないと考える。



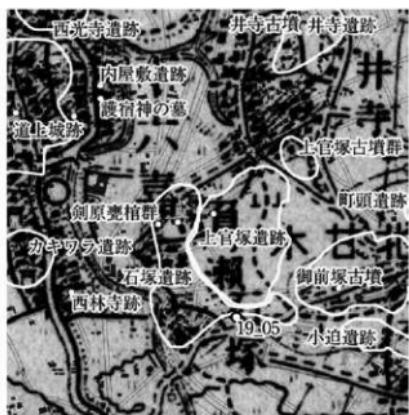
第 388 図 19-05 調査区配置



第 389 図 19-05 トレンチ断面 (1 tr)



第 390 図 19-05 地点近影 (南東から)



第 387 図 調査地点 (19-05)



第 391 図 19-05 土層断面

第9節 41- 大羅遺跡

1 大羅遺跡について

(1) 大羅遺跡の位置

大羅遺跡は町の東端、北甘木丘陵の頂部付近の尾根に展開する。道路を挟んで南側に弥生時代後期の製鉄造構を有する環濠集落である二子塚遺跡があり、東には同時期の集落である塔平遺跡が町をまたいで存在する。

遺跡範囲の大部分は熊本南工業団地が所在し多くの工業系建築物が建ち並んでいる。

(2) 大羅遺跡の調査

熊本南工業団地の建造物以外は主立った建物ではなく、地震の被害も比較的少ない地域で会つたため、ほとんど調査は発生していない。よつて調査件数は地震前からの計画に基づいて実施

された平成28年度の1件に限られる。

(3) 大羅遺跡について

調査結果は次頁に記すとおりであるが、大部分を工業団地で占められている当遺跡は、団地造成の際にほとんどが削平され消失しているものと推定され、北側に広がる隣接地についても造成の際に谷部を大きく埋め立てることで敷地面積を広げたことにより現地表面よりも相当程度下にあることから状況を確認できない。

本来は塔平遺跡同様二子塚遺跡の環濠外にある集落の展開が予想されるため、同時期の遺構の存在が期待されるところではあったが、上記のような状況であるため今のところ大羅遺跡の性状については不明である。



第392図 大羅遺跡の位置

2 調査

大羅遺跡における調査は平成28年度の1件のみである。

16-03

【所在地】上益城郡嘉島町井寺

北緯32度45分00.3588秒

東経130度47分25.4968秒

【面積】1,142m²

【調査原因】工場建設

【調査日】平成28年7月19日

【担当】橋口剛士

【遺構・遺物】なし

【措置等】慎重工事

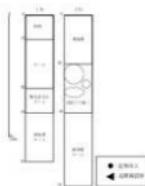
敷地内に新たな工場を建設するとの計画に基づいて確認調査を実施した。工場建設予定部分に対して幅約1m、長さ3~4mの確認調査坑を2本設定し、調査員の指示のもと重機による掘削を実施した。1Tr.においては砂利などの整地層の下にローム層が露出した。遺物・遺構は確認されなかった。2tr.では砂利などの整地層の下から径50cm程度の岩が混じる盛土層を20cmほどはさんで1Tr.と似たようなローム層を確認した。上記の結果から、当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「大羅遺跡」に含まれるものではあるが、すでに削平されたものと判断した。



第393図 調査地点(16-03)



第394図 16-03調査区配置



第395図 16-03トレンチ断面(1tr)



第396図 16-03地点近影(南東から)



第397図 16-03土層断面

第10節 嘉島東部台地土地区画整理事業に係る予備調査

1 事業について

嘉島町は、国道445号、国道266号、県道六嘉秋津新町線、九州縦貫道御船ICなどの交通アクセスに恵まれていること、熊本市の市街化が進むにつれて町と市の境近辺での開発が活発化しており、それに対応するために滝河原地区など嘉島西部土地区画整理事業を実施して市街地整備が進んできた。その一方で、市街化調整区域内での開発制限や、東部と西部の開発均衡が課題となっていた。これらの課題を解決するべく昭和63年に嘉島町東地区開発推進委員会を発足し、開発計画を立案するに至った。

計画立案時に事業予定地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、取扱いについて熊本県教育庁文化課と協議した結果、町に専門職員を配置して包蔵地の広がりと密度を確認するための試掘確認調査を実施する運びとなった。

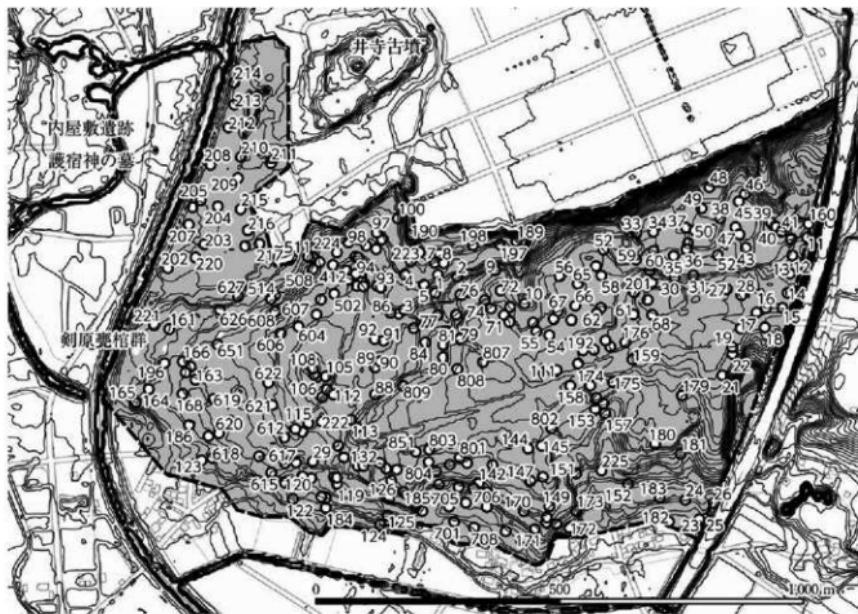
2 事業地について

(1) 北甘木丘陵における考古学的発見

北甘木丘陵は時折耕作中や住宅建造中に石棺や甕棺などが出土し、度々報道されるなど考古学的に注目を受ける所であった。昭和22年12月には上官塚において県の遺跡国宝重要美術品調査委員会による調査が実施され、調査地点において箱式石棺1基と甕棺2基を確認、さらに石棺と甕棺から人骨が出土したということで新聞に掲載されている（西日本新聞・昭和22年12月9日）。

(2) 丘陵にある地名

また、北甘木丘陵には先述の上官塚のほか、遠見塚、石塚など塚という名前が付く地名が多く見られる。特にその地名は丘陵の西側に集中しており、石棺や甕棺の発見が多く見られる地点とほぼ重なることから、古くから塚を含む墳墓の認識があったものと考えられる。また、その付近に刺原という地名もあり、付近での刀剣の出土を匂わせる。



第398図 事業地と調査箇所

3 報告のあり方について

(1) 報告の趣旨について

本報告は、かつて前任者によって実施された調査結果をまとめた内部資料を元に再整理を行い、紙面掲載により公表するものである。

(2) 調査番号等の取り扱いについて

複数遺跡にわたるものでありながら遺跡ごとにトレンチ番号が付いていない（旧包蔵地範囲外も対象としたためと思われる）ので、他節で報告してきた体裁とは異なる報告にならざるを得ない。ある程度体裁を似せるために調査番号を着手年度に基づき 98-02 とした。以下特に断りが無い限りはトレンチ番号は 98-02 が付くものとする。

また、調査の区切りによるものかトレンチ番号が 1 から付け直されるなど整理を行う上で紛らわしかったので、そうしたものについては重複することを避けるための番号を付与した。

(3) 報告資料について

内部資料をまとめる上で位置図や断面図については保存されていたのでこれを元に各種資料をデジタルデータ化することが出来たが残念なことに写真が存在しない。さらに調査の結果を示す記号が○×△の 3 種に限られ、これらが指す内容についてが不明瞭である。これまで行われてきた本調査の実施状況と照らし合わせてみるとその土地の本調査対象とするかの判断と考えられるが、判断と結果が一致しない箇所があつたりするなど実際の所よくわからないというのが実情である。

4 調査について

(1) 事業地内の調査

調査は平成 10 年から 11 年に欠けて北甘木丘陵と一部の低地を含む事業地内全体において実施された。その数 283 箇所に及ぶ（第 398 図）。

(2) 調査箇所について

事業地が約 70ha と比較的広範囲にわたるため、試掘調査は畑 1 筆に対して 1 箇所が設定されたようであるが、遺構が確認された場合などその広がりを確認するための追加調査区はほとんど設定されていない。そのことに起因する問題については小結において述べることとする。

(3) 調査の結果と遺跡地図変更

結果として 283 箇所中 遺構 / 遺物が確認された地点は 12 箇所、遺物が出土した地点は 115 箇所に及ぶ（第 453 図）。

この結果を元に遺跡マイラー原図の変更が実施され、遺跡地図の範囲が変更された。平成 27 年に筆者が非常勤職員として着任した際に本調査を実施した結果を踏まえて一連ととらえるべき複数の遺跡を統合するなど修正を加えたものが第図のものとなる。

本調査は 20 年を経た今でも継続して実施されており、これに伴って膨大な資料が出土している。

(4) 調査結果について

次項で結果を報告するが、詳述するのは遺構・遺物が確認された 10 地点のみとし、これらについてトレンチ番号順に記載していくものとする。他の地点については修正された遺跡地図範囲に基づく括り（包蔵地外の場合は付近のものをまとめて）で土層断面図の記載に留める。

5 調査の結果

以下において、トレンチで遺構・遺物が確認された箇所に関して報告を行う。

(1) 90Tr

ア 地点の位置

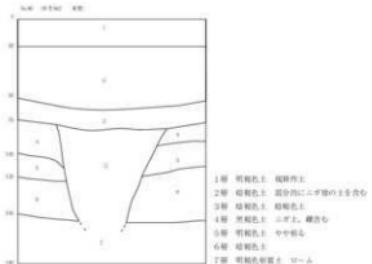
所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 51.6911 秒

東経 130 度 46 分 42.0955 秒

イ 調査所見

4 ~ 6 層にかけて切り込む溝状の遺構を確認した。



第399図 90Tr 土層断面

ウ 出土遺物

土器小片が出土するものの、遺物自体は少ない。



第400図 90Tr の位置

(2) 107Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 50.8046 秒

東経 130 度 46 分 36.8834 秒

イ 調査所見

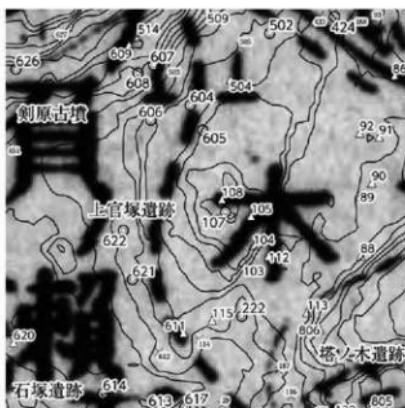
甕棺が出土した 106 と同筆であり、土層堆積状況は同一である。3 層を切り込む土坑状の遺構を確認した。

ウ 出土遺物

土器片が出土した。



第401図 107Tr 土層断面



第402図 107Tr の位置

(3) 106Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 50.6316 秒

東経 130 度 46 分 37.0678 秒

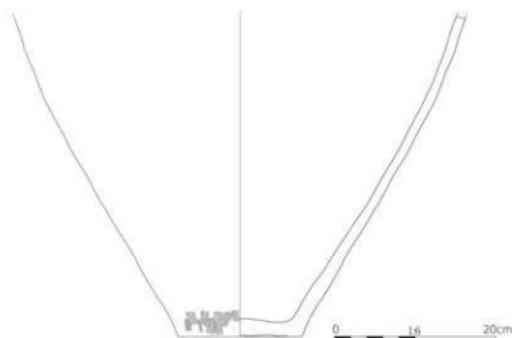
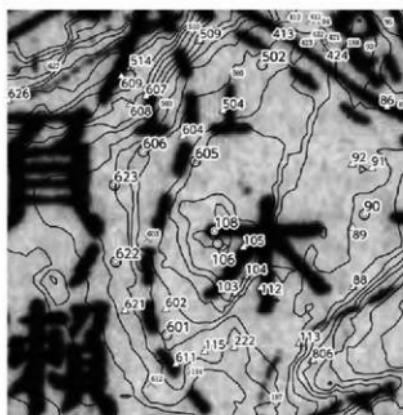
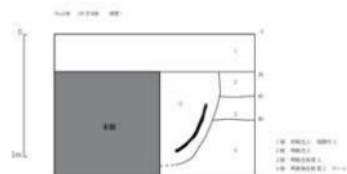
イ 調査所見

重機で掘削した際に甕棺の一部を破損した。

2 ~ 4 層は包含層と考えられ、甕棺はこれらの層を切り込む。ただし甕棺検出面までの深さがないため削平されているものと思われる。

ウ 出土遺物

甕棺が確認された。未掘部分もあるため全体は確認されていないが、底部のみ掲載する。



第 405 図 106Tr 出土遺物実測図

(4) 108Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町北中

北緯 32 度 44 分 51.1858 秒

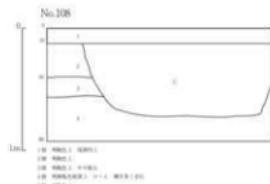
東經 130 度 46 分 36.7488 秒

イ 調査所見

2~4層を切り込む形で溝状の遺構を確認した。

ウ 出土遺物

土器片等が出土した。



第406図 108Tr 土壠断面

(5) 140Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 44.8079 秒

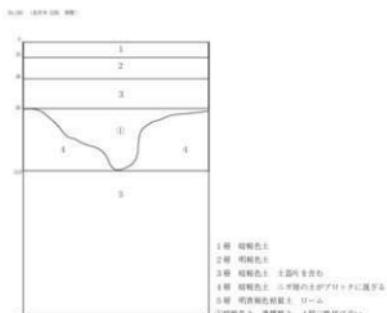
東經 130 度 46 分 50.9513 秒

1 調査所見

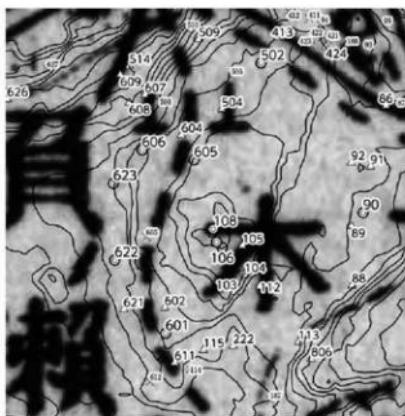
3層から遺物が出土した。また、4層を切り込む形で土坑状の遺構が確認され、3層由来の土が入り込む。

之出土遺物

十器片が出土した。

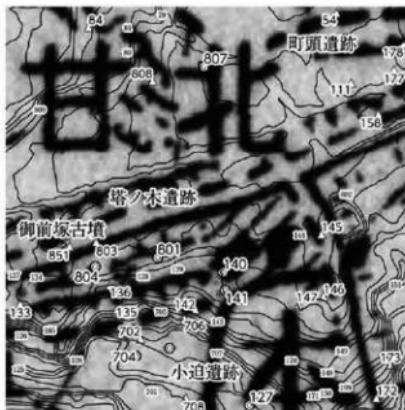


第408図 140T₁十層断面



第407図 108Trの位置

Digitized by srujanika@gmail.com



第409図 140Trの位置

(6) 186Tr

ア 地点の位置

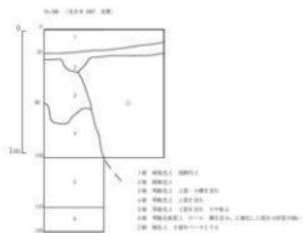
所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 47.4388 秒

東経 130 度 46 分 27.0131 秒

イ 調査所見

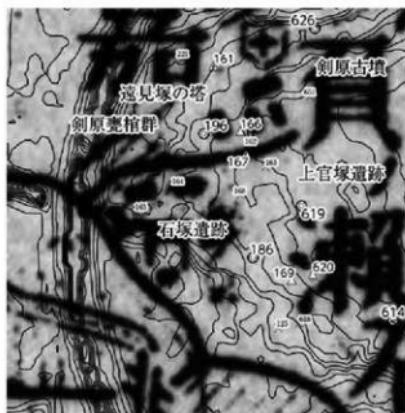
表土から 1 m 程度下面から溝状の遺構が確認された。



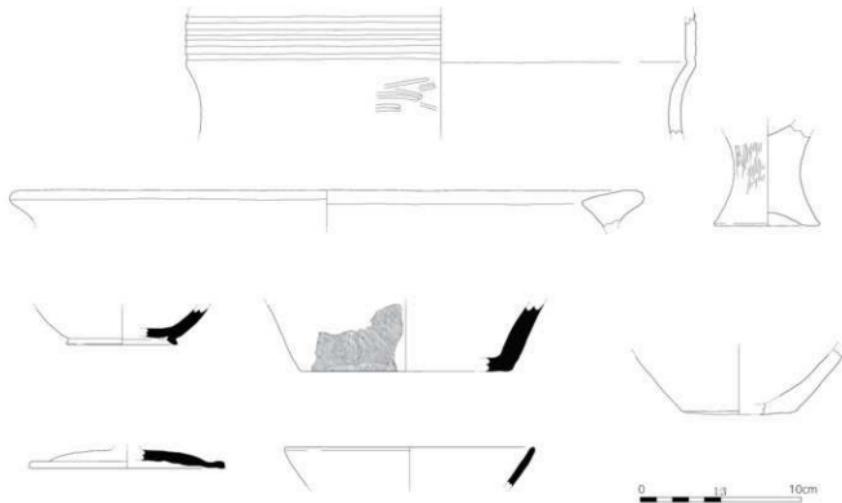
第 410 図 186Tr 土層断面

ウ 出土遺物

縄文時代～古代にかけての土器が出土した。



第 411 図 186Tr の位置



第 412 図 186Tr 出土遺物実測図

(7) 192Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 52.4662 秒

東経 130 度 46 分 58.8909 秒

イ 調査所見

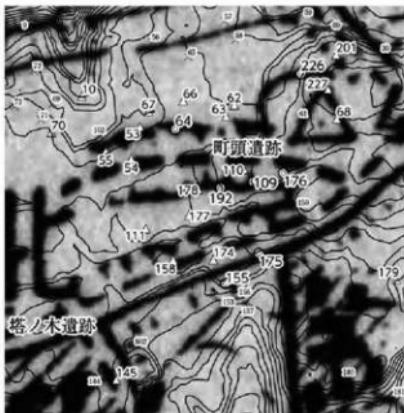
4 層中～5 層にかけて切り込む土坑状の遺構を確認した。埋土は 4 層由来で差が少なく判然としない。

ウ 出土遺物

土器片が出土した。



第 413 図 192Tr 土層断面



第 414 図 192Tr の位置

(8) 502Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 56.1777 秒

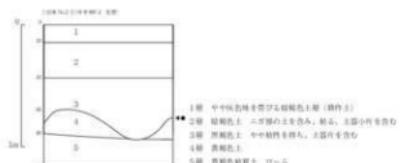
東経 130 度 46 分 38.4029 秒

イ 調査所見

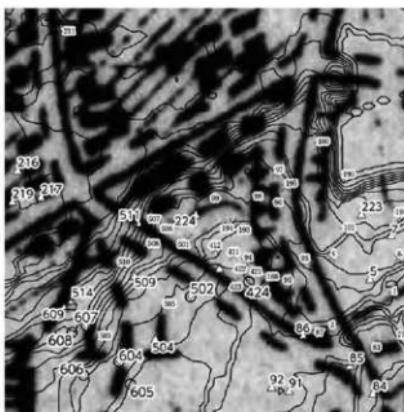
2 ～ 3 層で遺物が出土、4 層を切り込む土坑状の遺構が確認された。いずれも 5 層のローム層を底面とする。

ウ 出土遺物

土器片が出土した。



第 415 図 502Tr 土層断面



第 416 図 502Tr の位置

(9) 605Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町

北緯 32 度 44 分 53.166 秒

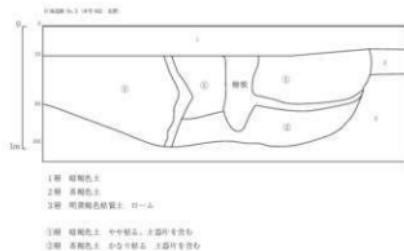
東経 130 度 46 分 36.0658 秒

イ 調査所見

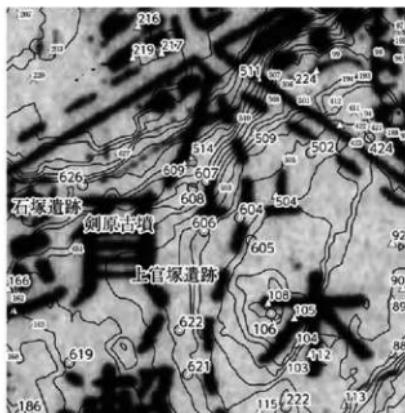
梅林の樹根の影響をかなり受けているが^g2～3 層を切り込む溝状の遺構を確認した。

ウ 出土遺物

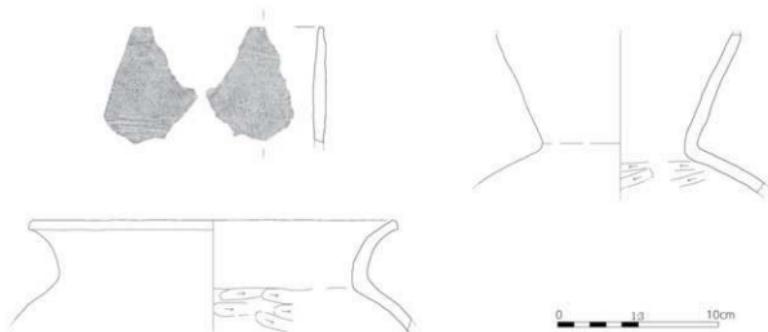
縄文土器及び古墳時代の土器片が出土した。



第 417 図 605Tr 土層断面



第 418 図 605Tr の位置



第 419 図 605Tr 出土遺物実測図

(10) 601Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町北甘木

北緯 32 度 44 分 47.9367 秒

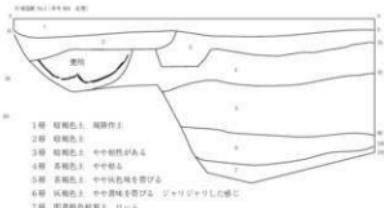
東経 130 度 46 分 35.0619 秒

イ 調査所見

削平されて形成された 2、3 層の直下で甕棺が確認された。破片は埋め戻したとあるため図示できない。

ウ 出土遺物

土器片が出土した。



第 420 図 601Tr 土層断面

(11) 55Tr

ア 地点の位置

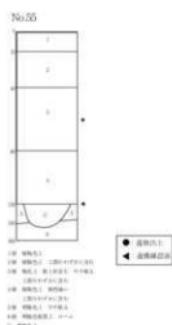
所在地 嘉島町

北緯 32 度 44 分 53.6277 秒

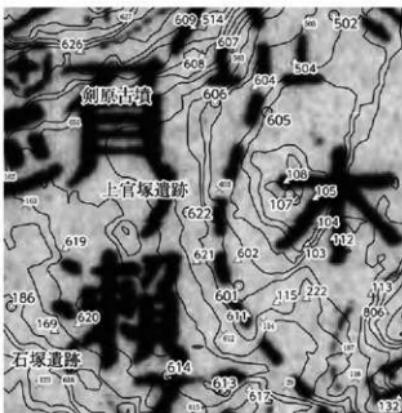
東経 130 度 46 分 54.3687 秒

イ 調査所見

5 層を切り込む形で土坑状の遺構が確認された。



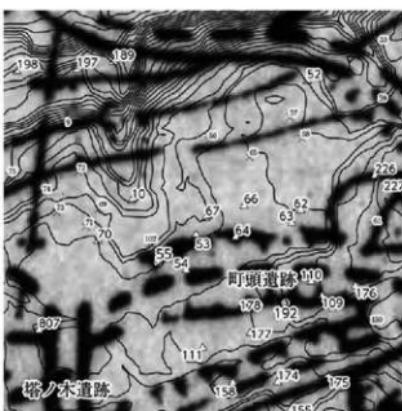
第 422 図 55Tr 土層断面



第 421 図 601Tr の位置

ウ 出土遺物

3 層から土器片が出土した。



第 423 図 55Tr の位置

(12) 606Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町

北緯 32 度 44 分 53.4731 秒

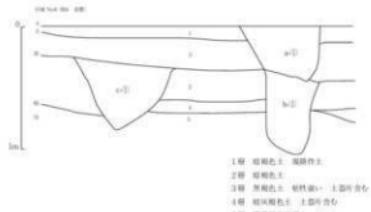
東経 130 度 46 分 34.2575 秒

イ 調査所見

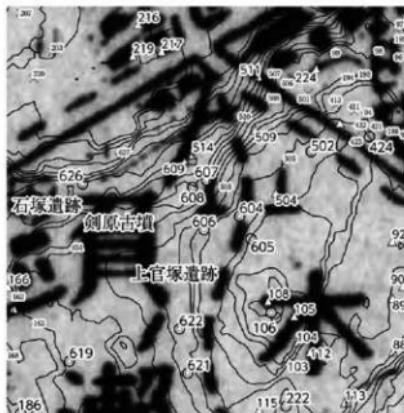
1 ~ 4 層は遺物包含層で、3 層以下を切り込む土坑状の遺構及び表土付近から 2 層にかけて切り込む土坑状の遺構を確認した。

ウ 出土遺物

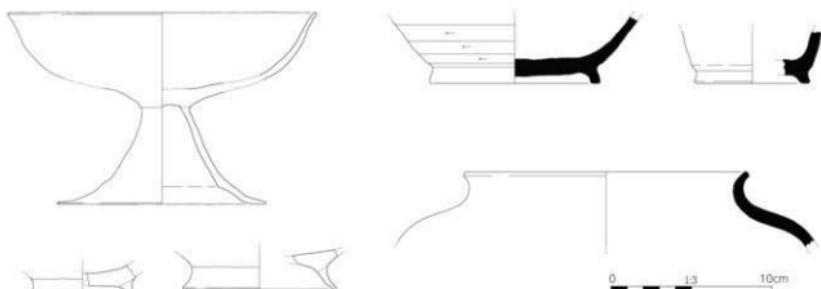
弥生時代及び古代の土器片が出土した。



第 424 図 606Tr 土層断面



第 425 図 606Tr の位置



第 426 図 606Tr 出土遺物実測図

(13) 613Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町

北緯 32 度 44 分 44.9043 秒

東経 130 度 46 分 34.6177 秒

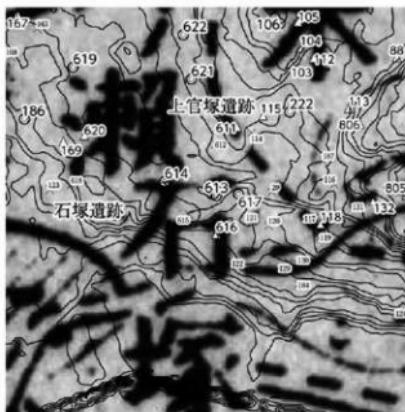
イ 調査所見

3 ~ 6 層を切り込む形で甕棺が埋設される。

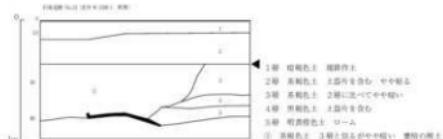
遺構確認深度が 50cm 前後と浅く、上層は削平されているものと判断する。

ウ 出土遺物

甕棺が確認されたとあるが、取り上げられていないのか出土資料中には存在しないので図示できなかった。



第 428 図 613Tr の位置



第 427 図 613Tr 土層断面

(14) 614Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町

北緯 32 度 44 分 45.3064 秒

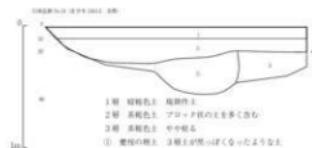
東経 130 度 46 分 32.5265 秒

イ 調査所見

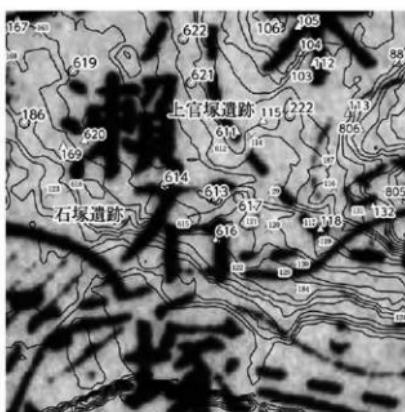
地表にきわめて近い深度で甕棺が出てきたため掘り飛ばしたと記載されている。なお出土した甕棺片は本調査実施時に接合しやすいように現地に埋め戻したとある。

ウ 出土遺物

土器片が出土した。甕棺については上記の理由から図示できない。



第 430 図 614Tr 土層断面



第 431 図 614Tr の位置

(15) 622Tr

ア 地点の位置

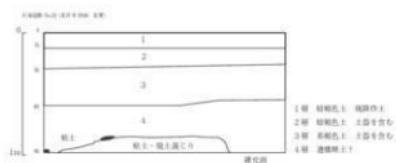
所在地 嘉島町井寺

北緯 32 度 44 分 50.1533 秒

東経 130 度 46 分 33.2205 秒

イ 調査所見

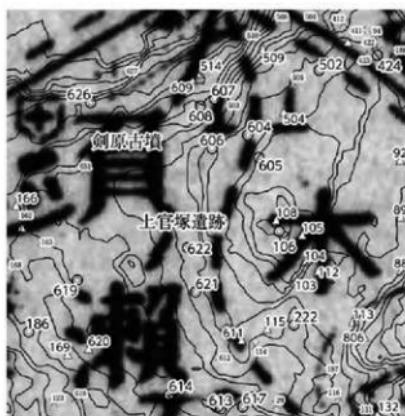
2 ~ 4 層で遺物が出土した。4 層の下面付近で焼土混じりの粘土及び硬化面を確認し、住居とそれに付随するかまどであると判断した。



第 432 図 622Tr 土層断面

ウ 出土遺物

弥生時代から古代にかけての土器が出土した。



(17) 704Tr

ア 地点の位置

所在地 嘉島町北甘木

北緯 32 度 44 分 41.8958 秒

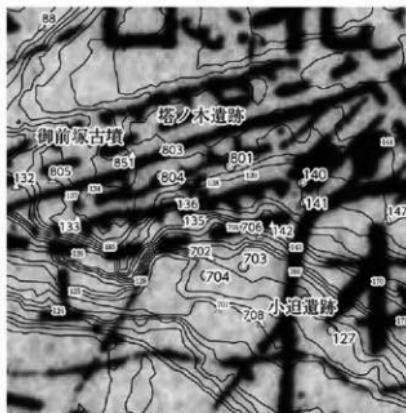
東経 130 度 46 分 47.6182 秒

イ 調査所見

2 ~ 4 層で遺物が出土した。3 層を切り込む形で住居址と思われる遺構を確認した。底面には硬化面が認められる。

ウ 出土遺物

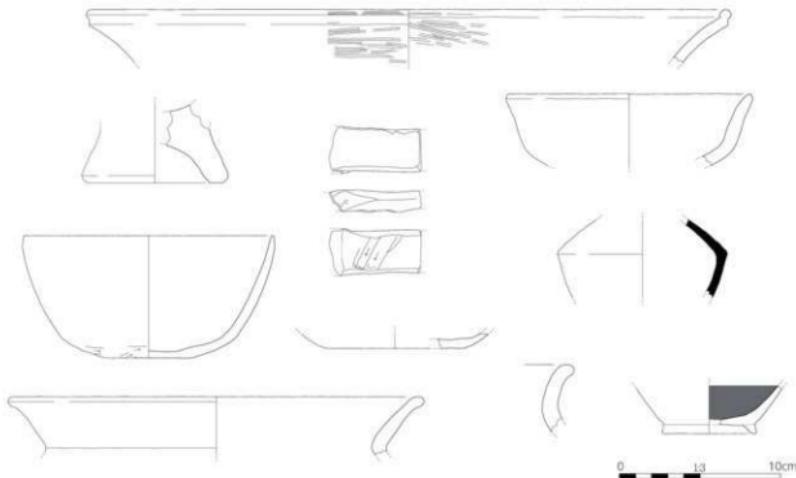
弥生時代～古代にかけての土器が出土した。



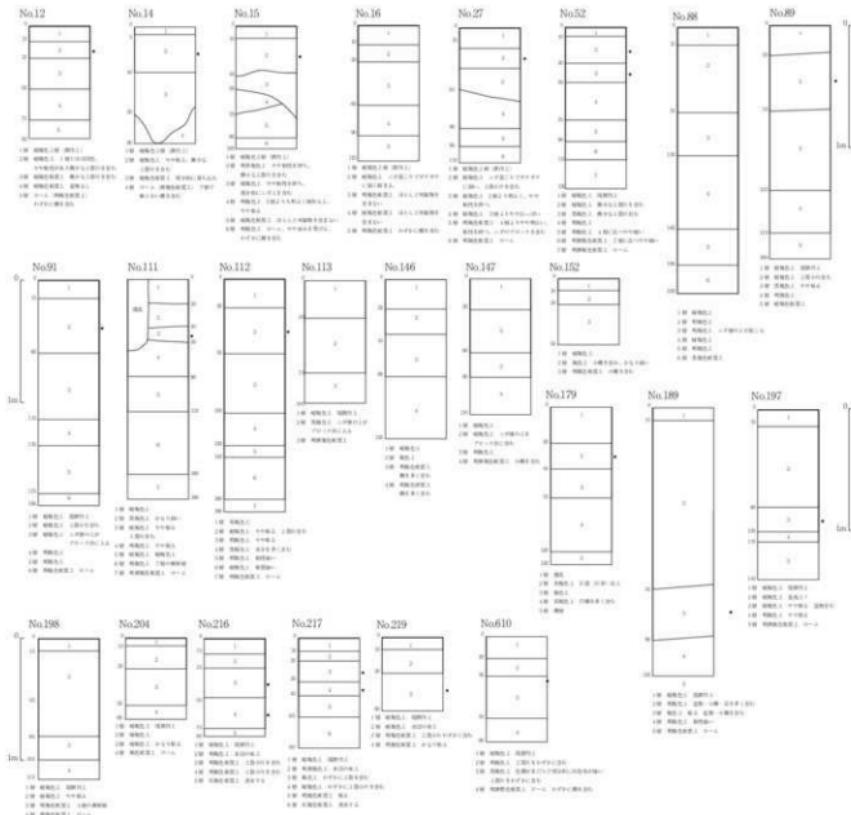
第 438 図 704Tr の位置



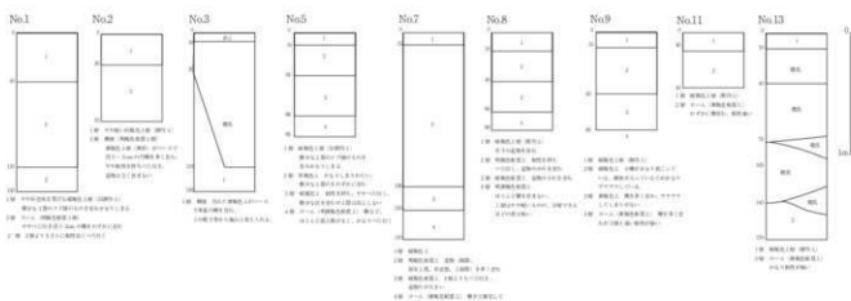
第 437 図 704Tr 土層断面



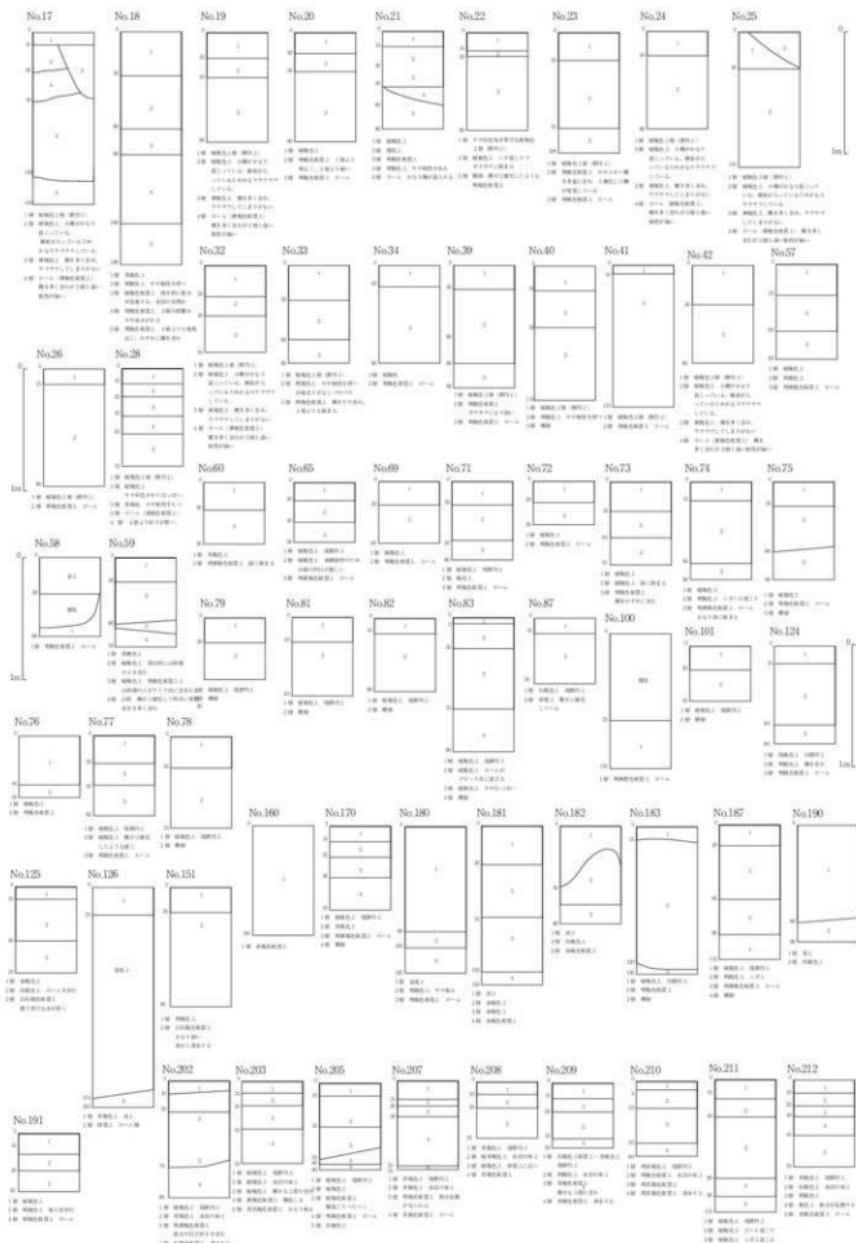
第 439 図 704Tr 出土遺物実測図



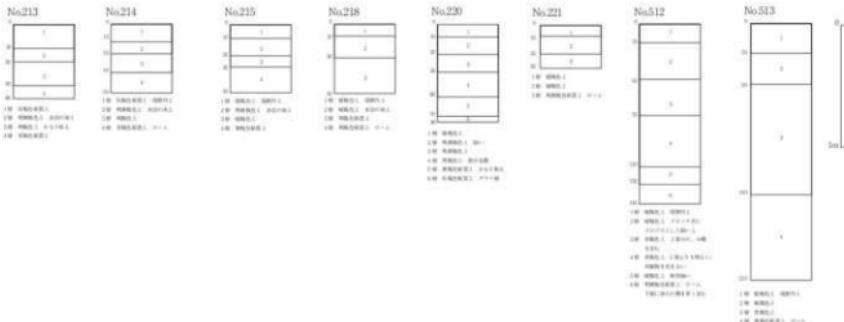
第440図 トレンチ土層断面図（包藏地外、遺物出土）



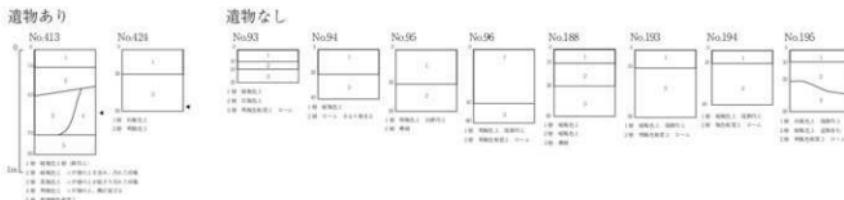
第441図 トトヒモ土器断面図1(勾葉地外、遺物なし)



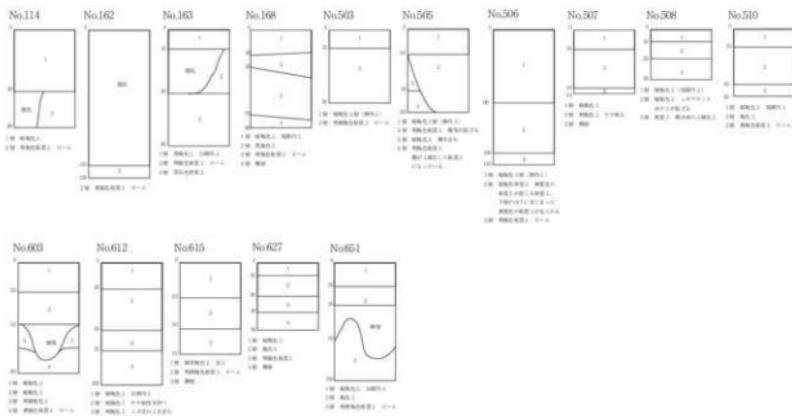
第442図 レンチ土層断面図2(包蔵地外、遺物なし)



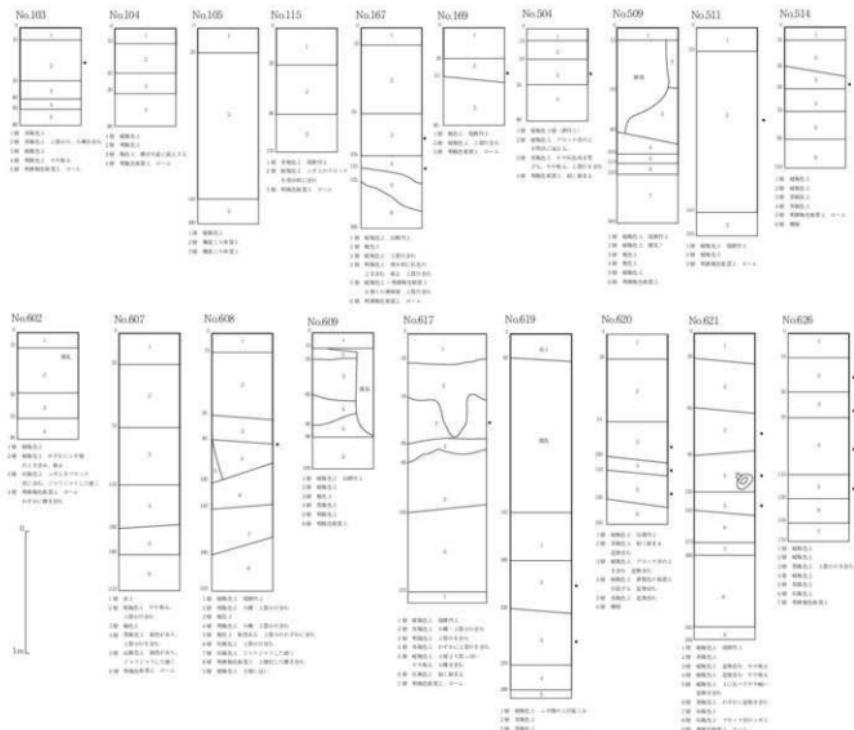
第443図 トレンチ土層断面図3 (包蔵地外、遺物なし)



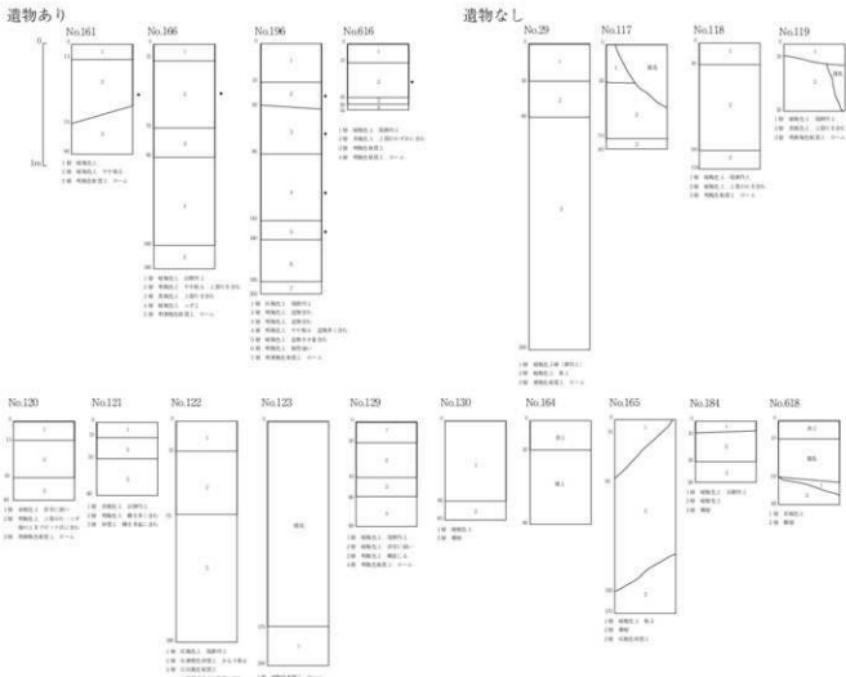
第444図 上官塚古墳群トレンチ土層断面図



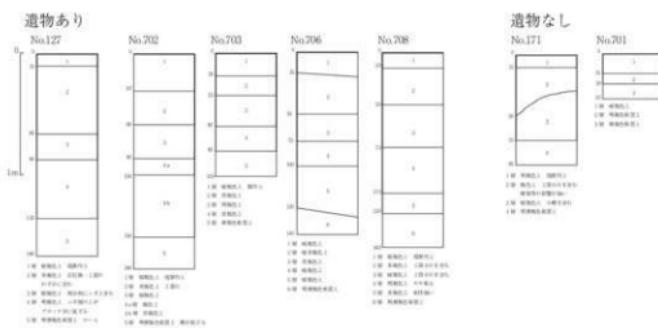
第445図 上官塚遺跡トレンチ土層断面図 (遺物なし)



第446図 上宮塚遺跡トレンチ土層断面図(遺物出土)

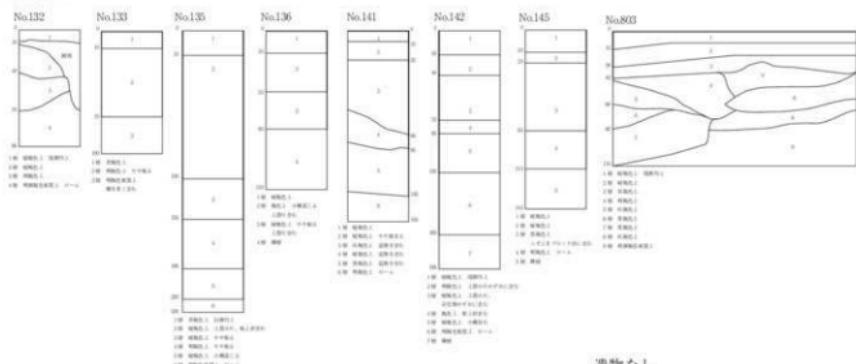


第447図 石塚遺跡トレンチ土層断面図

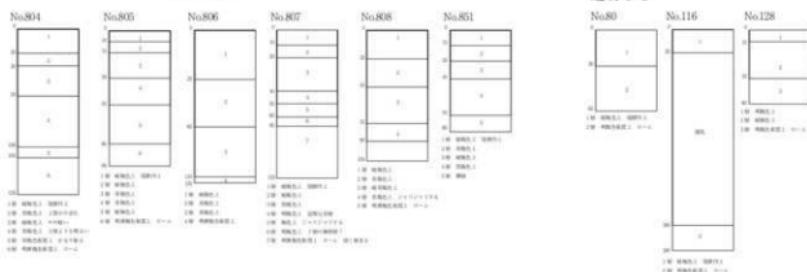


第448図 小泊遺跡トレンチ土層断面図

遺物あり

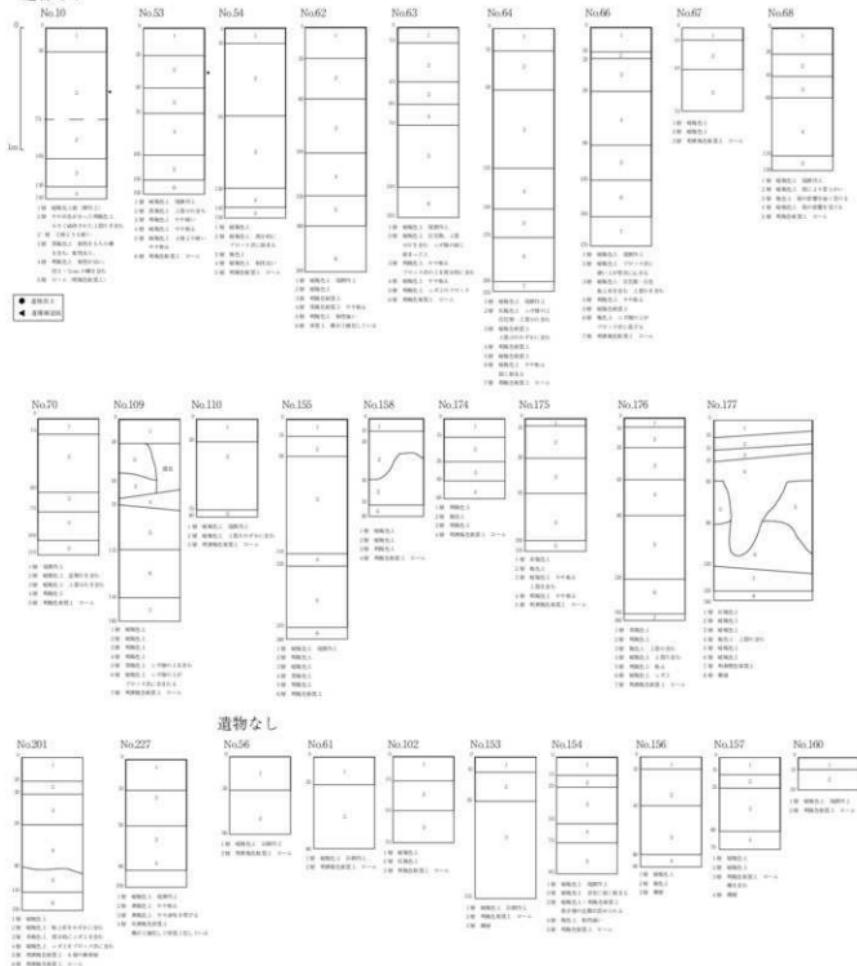


遺物なし

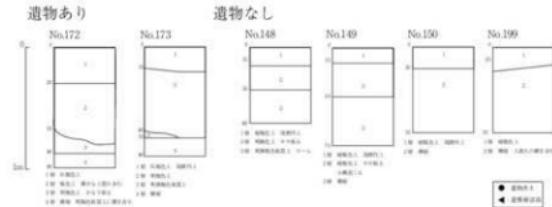


第449図 塔ノ木遺跡トレンチ土層断面図

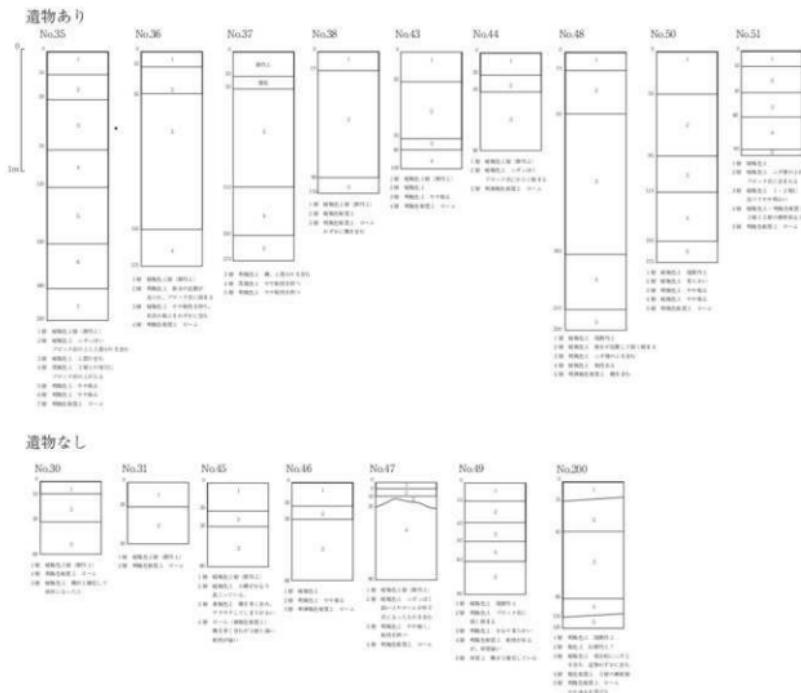
遺物あり



第450図 町頭遺跡トレンチ土層断面図



第451図 紫原遺跡トレント層断面図



第452図 内野遺跡トレント層断面図

6 嘉島東部台地区画整理事業に伴う調査について

(1) 北甘木丘陵における状況

今回の事業により北甘木丘陵のほとんどの部分が開発の対象となっていたことから実に300箇所近くのトレンチが設定され、調査された。

結果として多くの地点において遺物と遺構が確認され、場所によっては多量の遺物が出土したところもあった。

遺物ないしは遺構が確認された地点の分布状況を見ていくと、丘陵の尾根上に満遍なく分布している。一方で丘陵周辺においては遺物が出土するものの周囲からの流れ込みと判定される事例もある。特に遺構密度が高いと判定されるのは丘陵の西端付近で、時期も弥生～古代にかけてのものが推定されている。

(2) 予備調査結果と本調査実施箇所

本調査が実施され始めて約25年が経過しようとしているが、予備調査結果に基づく判定と

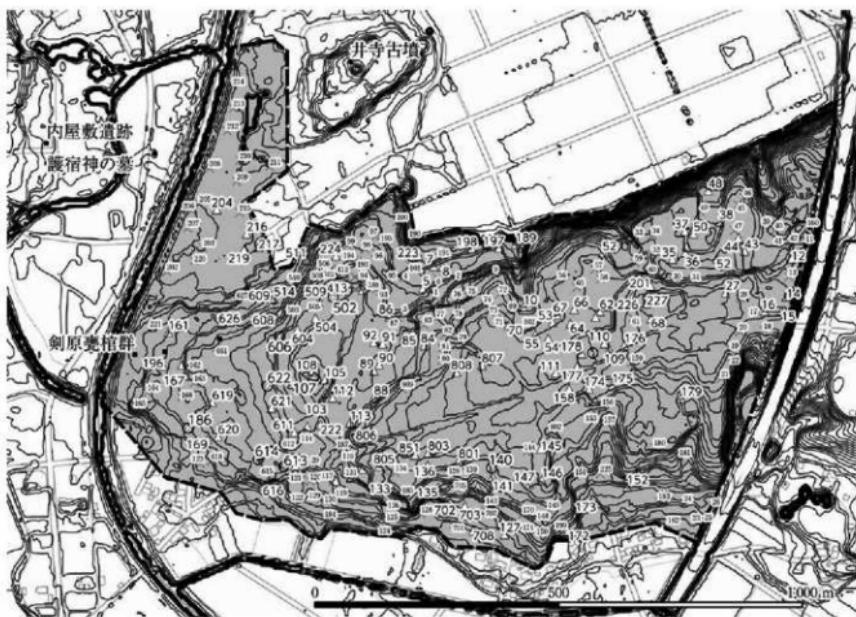
実際に本調査した部分との間に齟齬があり、△となっている部分が本調査が実施され遺構や遺物が確認されている場合や、反対に○となっている部分で本調査をしてみると特に何も見つかることなくなりするなど判定自体に疑問が残る点が見られる。ほとんどの場合は結果に基づく予測の通りである場合が多いものの、抜いて考慮する部分も一方としては一定数存在したことは否定できない。予備調査を実施した箇所が、一筆あたり1本のトレンチ調査であり、遺構を確認した場合の広がりを確認するための追加調査がほとんど行われていなかったことがそもそもの原因となっている。

こうした大規模事業における事業量算定の見誤りにつながる調査精度の問題は、今後の調査方法改善の検討材料としている。

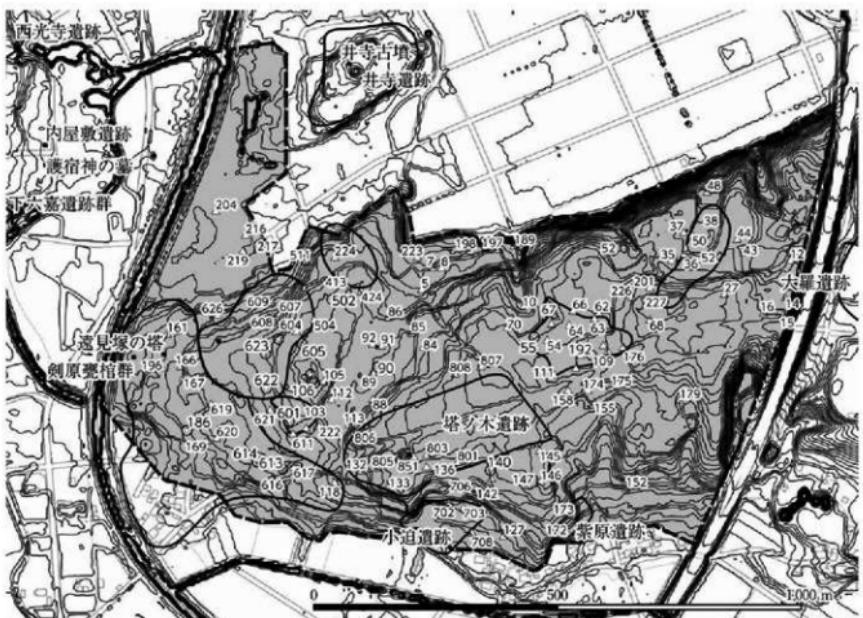
(3) 調査結果と遺跡地図への反映

ア 予備調査結果に基づく遺跡地図変更

事業に先立つ本調査として平成10年度から



第453図 予備調査の結果



第454図 結果を踏まえた遺跡地図範囲変更（平成10年～27年度時点）



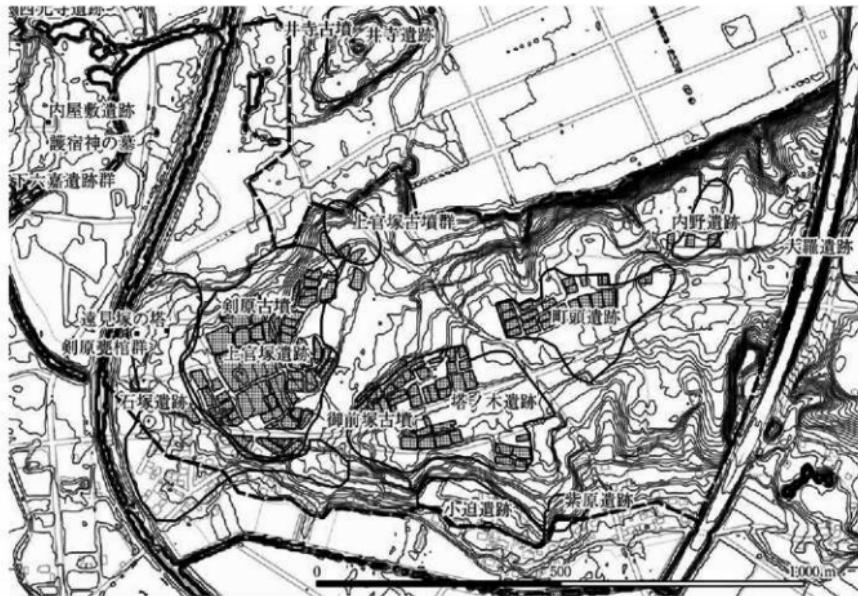
第455図 本調査実施箇所（平成27年度時点）

現在に至るまで実施されてきているが、その根拠となる包蔵地の範囲設定が予備調査の結果に基づき行われている（第454図）。

イ 本調査結果を反映させた遺跡地図変更

調査が相当程度進行していた平成27年度に筆者が非常勤として町へ雇用された際、これまでに実施された本調査箇所を確認したところいくつかの問題点が見られ、それらを是正するために本調査結果等に基づく遺跡地図範囲変更をかけた（第456図）。このことについての詳細は町文化財調査報告書第2集に記している（嘉島町教育委員会2016）。

平成28年度以降の当該地における本調査は変更後の遺跡地図に基づき実施されている。



第456図 本調査結果等を踏まえた遺跡地図範囲変更（平成27年度時点）

第4章

総括

第1節 町内遺跡調査結果と傾向

(1) 調査の実施と情報の蓄積

平成28年熊本地震以降急増した個人住宅を中心とした開発件数に伴い、町内各地で調査が実施された。その結果、これまでに蓄積されてこなかった・調査が実施されていない地区の情報が多くもたらされた。

結果として開発事業者との調整に際し、より精度の高い情報を元に話が出来るようになったうえ、調査実施箇所付近の地番に対しても実際に掘らざとも結果の類推が可能になったことも不要な調査の手間や費用を省くことが出来るようになってきてもいる。

(2) 町内遺跡の傾向

町の大部分が何かしらの包蔵地であることになっており、これまでに多くの箇所で調査を実施してきたが、本調査の実施に至るケースが多いのは町の東側にかなり偏重している。一つは町の東側以外はほぼ低地と言っても差し支えないほどに標高が低く平坦な地形をしている。

堤防やポンプ施設などの防災インフラが整備されるまでは町中央から西側の低地部分においては洪水による被害を度々受けている。そのため低地にあってわずかに存在する微高地に集落が形成されており、その他の部分において集落を形成することが低調となる傾向にあったというのが実情であろう。

遺跡の形成もこうした環境の影響を受けているものと考えられるほか、洪水により堆積物で覆われるか流されるかを繰り返しているものと思われる。上記のことから明確な痕跡を以て存在を示すのは町の東部に極限的になっており、西部においてはほとんど全くと言って良いほど遺跡の痕跡を認めることができなかつた。ただ

し、全く存在しないということではなく町の西及び鯨地区の北、それぞれ加勢川沿いの微高地に遺跡が存在することが今般の調査により確認されており、それぞれの地区に古くから存在する集落域の存在を示唆するものである。

他方で低地部分における集落形成は低調であることは否めず、町の東部に大きく偏る傾向にあることは事実である。

第2節 調査とその方法への課題

これまで調査を実施していく中で、当町における調査方法等に課題が出てきた。以下ではこれらを列挙し、改善策を考えてみる。

1 調査とその方法への課題

今回の調査を通して、実際に掘削を伴う調査による土層の状態や遺跡の分布については前述のとおり一定程度の知見を得ることは出来た。

一方で原因が宅地等の比較的小さな開発であるために一個一個の調査が限定的であること、結果として広い範囲においては断片化された情報であることは否めない。

掘削を伴う侵襲的な調査は調査成果が得られる一方で破壊的性質を持つため、開発等で埋蔵文化財が破壊される可能性があると考えられる場合に限られることが多く、結果としてそのような計画が近年中に挙がらない限りは調査の動機としては不十分であることもあり年間を通じての件数も相当限られてくる。

ここで問題視しているのは東部地区における開発に伴う調査で感じていることであるが丘陵地における削平の度合いが激しい傾向にある点である。丘陵の土を削り、その土をそばの低地に持つて行くことで地下水位の高い遊水池付近に広がる湿地帯を埋め上げて耕地面積を拡大さ

せってきた当町の農業は、削平の結果としてローム層、良くてその上に堆積するニガシロより上の層を失うということにながっている。

このことは近年で多くの開発が計画されている町の東部において顕著であり、付近を歩くと多くの遺物片が転がっている状況であることがままある。

また、耕作に限らず集落形成においても同様の多くの地点、特に元宅地であった所でローム層まで削平が及んでおり、反対に宅地でなかつた部分においては自然層位が残されているケースが目立つ。

背景として宅地を構築する手順として安定した粒度と固さを持つローム層まで削り込む意図があったように思われ、結果として元宅地における調査では遺跡が消失している。

それを裏付けるように近年の開発により宅地であった部分だけではなく畠地若しくは竹林等の家屋があつた痕跡がない地点での遺跡確認例が増加する傾向にあり、宅地域の拡大と本調査の実施件数増加が連動している地域もある。特に下六嘉地域は丘陵北側の竹林が開発の対象となりつつあり、この部分では弥生時代～古墳時代にかけての集落跡と思われる遺構が複数確認されている。残りが良ければ相当な集落規模であったことが表面に散布している遺物量を見れば容易に想像でき、当該地域における開発に対しては神経を尖らせている所である。

このように、実際掘ってみて得られた知見がある一方で、削平の有無や度合いについては非常に幅が大きく、相当程度及んでいるところもあれば全く手が付けられない場合もあるなど一定ではない。そのため広い範囲に開発が及ぶ場合、一筆一本という調査区設定では遺構の見落としが多く発生しうるのではないかと考える。

既に本調査が実施されたゆうすいの社がその最たる例であり、本調査を実施する中で無秩序に調査域を拡大させていったように、當時包蔵地外（予備調査時には△とされた部分）まで本調査が実施されたことはこの問題を如実に表しているものである。

一方、現体制に至っての調査が万全であり、

問題が全くないというわけではない。

調査対象となる開発が限定的な範囲であることや壁面から湧水するケースがあり、予備調査レベルの規模では調査可能な深度が限られているということもある。特に町中央部から西部にかけての低地部分においての調査が適切に遺跡の有無について議論できるほどの情報を得られない可能性がある。条里跡として広く範囲が設定されている割には遺構を明確に捉えることが出来ていないことを鑑みるに、元から遺構がない可能性と調査深度が遺構が存在する所まで下がりきっていない可能性のどちらかであることをそれぞれ否定できないためである。

2 今後の展望

嘉島町という局所的な傾向を見るだけでなく、周辺地域との関連を考えていく上で熊本地域から宇土地域を抜ける際の道路が町の中央から西部にかけてのどこかに存在する可能性がありながらも、これまでの調査ではこれらを見いだすに至っていない点もあり、限定的・侵襲的な予備調査に加えて地中レーダー探査など広範囲に実施できる非侵襲的調査も必要であると痛感している。これに限らず町の東側における大規模集落形成の背景にはこれを支える水田の存在が必ずあるはずであり、丘陵周辺の低地にはいまだ手つかずの生産遺構が残されている可能性がある。その多くは丘陵からもたらされた削平土によって埋め上げられているため相当な深度になる可能性があるが、地中レーダー探査などでおよその当たりを付け、反応が見られる部分を調査していくことで経験則に頼りがちな調査による無駄を防ぎつつ、効果的に埋蔵文化財の把握が出来るようになるのではないかと考えている。

以上を踏まえて今後の展望とし、予備調査の精度を上げて從来町が抱えている問題に対処することはもちろんのこと、非侵襲的な調査手法も積極的に導入していくことで効果的な調査方法として確立させていきたいと考えている。

報告書抄録

ふりがな	ちょうないいせきちょうさほうこくしょ
報告書名	町内遺跡調査報告書
副題	開発等に伴う町内遺跡調査報告書

シリーズ名	嘉島町文化財調査報告
番号	第9集
編著者	橋口剛士
編集機関	嘉島町教育委員会（嘉島町文化財センター）
所在地	861-3106 熊本県上益城郡嘉島町上島 531
発行年	2022年3月

所収遺跡名	所在地	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
町内遺跡	熊本県上益城郡嘉島町	-	-	1998 ～ 2021.3	-	各種開発

嘉島町文化財調査報告第9集

町内遺跡調査報告書

発行 令和3年3月25日

編集 嘉島町教育委員会
 嘉島町文化財センター

発行 嘉島町教育委員会
 〒 861-3106 熊本県上益城郡嘉島町大字上島 545

印刷 ホープ印刷株式会社
 熊本市北区龍田弓削1丁目4-12